

昭和二十九年政令第五十号

関税法施行令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、関税法施行規則（明治三十二年勅令第三百十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

第一章 総則

第一節 通則（第一条―第一条の二）

第二章 期間及び期限（第一条の三―第一条の四）

第二章の二 関税の確定、納付、徴収及び還付（第二条―第十一条）

第二章 船舶及び航空機（第十二条―第二十三条）

第三章 保税地域

第一節 総則（第二十四条―第三十条）

第二節 指定保税地域（第三十条の二―第三十四条の二）

第三節 保税蔵置場（第三十五条―第四十四条の二）

第四節 保税工場（第四十五条―第五十一条）

第五節 保税展示場（第五十一条の二―第五十一条の八）

第六節 総合保税地域（第五十一条の九―第五十一条の十五）

第四章 運送（第五十二条―第五十七条）

第五章 通関

第一節 総則（第五十八条―第五十九条の六）

第二節 輸出申告の特例（第五十九条の七―第五十九条の十九）

第二節の二 輸入申告の特例（第五十九条の二十―第五十九条の二十一）

第三節 提出書類及び検査手続（第六十条―第六十二条）

第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物

第一款 輸出してはならない貨物（第六十条の二―第六十二条の十五）

第二款 輸入してはならない貨物（第六十二条の十六―第六十二条の三十二）

第三款 専門委員（第六十二条の三十三）

第五節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等（第六十二条の三十四―第六十四条の二）

第六節 外国貨物の積戻し（第六十五条―第六十六条）

第七節 郵便物に関する特例（第六十六条―第六十八条の四）

第五章の二 認定通関業者（第六十九条―第六十九条の四）

第六章 収容及び留置（第七十条―第八十一条）

第七章 関税等不服審査会（第八十二条）

第八章 雑則（第八十三条―第九十四条の二）

第九章 犯則事件の調査及び処分（第九十五条―第九十四条）

附則

第一章 総則

第一節 通則

（開港及び税関空港）

第一条 関税法（以下「法」という。）第二条第一項第十一号（開港）に規定する政令で定める港は、別表第一に掲げる港とする。ただし、第三項の規定により開港でなくなつた港を除くものとする。

2 法第二条第一項第十二号（税関空港）に規定する政令で定める空港は、別表第二に掲げる空港とする。

3 開港は、開港となつた年の翌年以後において次のいずれかに該当することとなつたときは、開港でなくなるものとする。この場合には、財務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

一 一年を通じて当該開港において貨物の輸出（法第七十五条（外国貨物の積戻し）に規定する積戻しを含む。次号及び第五十二条第二号において同じ。）及び輸入（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定により税関長の承認を受けて外国貨物を置くことを含む。次号において同じ。）がなく、又は外国貿易船の入港及び出港がないとき。

二 一年を通じて当該開港において輸出され、又は輸入された貨物の価額の合計額が五千万円を超え、かつ、外国貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計数が十一隻を超えることが引き続き二年なかつたとき。

4 前項各号の期間は、一月一日を起算日として計算する。

（使用又は消費を輸入とみなさない場合）

第一条の二 法第一条第三項（輸入とみなす場合）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 本邦と外国との間を往来する船舶（第二十条の規定により財務大臣が指定する船舶を含む。）又は航空機に積まれている外国貨物である船用品又は機用品を当該船舶又は航空機においてその本来の用途に従つて使用し、又は消費する場合

二 旅客又は乗組員がその携帯品である外国貨物をその個人的な用途に供するため使用し、又は消費する場合

三 法第五十五条第一項第三号（税関職員の特権）の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本を当該貨物についての同号の検査のため使用し、若しくは消費する場合又は食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第二十八条第一項（臨検検査等）、植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第四条第一項（植物防疫官の特権）その他の法律の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて使用し、若しくは消費する場合

第二節 期間及び期限

（期限の特例を適用しない期限）

第一条の三 法第二条の二（期間の計算及び期限の特例）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十条第二項（期限の特例）に規定する政令で定める期限は、時をもつて期限が定められている場合における当該期限とする。

（災害等による期限の延長）

第一条の四 財務大臣は、都道府県の全部又は一部にわたり法第二条の三（災害等による期限の延長）に規定する災害等（以下この条において「災害等」という。）により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

2 財務大臣は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち関税に関する法律又は電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項（情報通信技術活用法の適用）の規定により適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う申請その他の特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

3 財務大臣又は税関長は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前二項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項の災害等がやんだ後相当の期間内に、当該災害等の内容を記載した書面で行わなければならない。

第一章の二 関税の確定、納付、徴収及び還付

（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）

第二条 法第四条第一項第一号（課税物件の確定の時期）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）とする。

一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号。以下「定率法」という。）別表第二〇八・二〇号に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

二 定率法別表第二〇八・三〇号に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

三 定率法別表第二〇八・四〇号に掲げる物品

四 定率法別表第二二〇八・九〇号の一の（一）に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

五 定率法別表第二二〇八・九〇号の一の（二）のBの（b）に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

法第四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一 定率法別表第二二〇七・一〇号の二の（一）及び第二二〇八・九〇号の一の（二）のAの（a）に掲げる物品（同表第二二〇七・一〇号の一の（二）のBに掲げる物品を原料とする保税作業（法第五十六条第一項

子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う申請その他の特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

3 財務大臣又は税関長は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前二項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項の災害等がやんだ後相当の期間内に、当該災害等の内容を記載した書面で行わなければならない。

第一章の二 関税の確定、納付、徴収及び還付

（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）

第二条 法第四条第一項第一号（課税物件の確定の時期）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）とする。

一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号。以下「定率法」という。）別表第二〇八・二〇号に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

二 定率法別表第二〇八・三〇号に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

三 定率法別表第二二〇八・四〇号に掲げる物品

四 定率法別表第二二〇八・九〇号の一の（一）に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

五 定率法別表第二二〇八・九〇号の一の（二）のBの（b）に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

法第四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一 定率法別表第二二〇七・一〇号の二の（一）及び第二二〇八・九〇号の一の（二）のAの（a）に掲げる物品（同表第二二〇七・一〇号の一の（二）のBに掲げる物品を原料とする保税作業（法第五十六条第一項

子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行う申請その他の特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

3 財務大臣又は税関長は、災害等により、法第二条の三に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前二項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項の災害等がやんだ後相当の期間内に、当該災害等の内容を記載した書面で行わなければならない。

第一章の二 関税の確定、納付、徴収及び還付

（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）

第二条 法第四条第一項第一号（課税物件の確定の時期）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるもの（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）とする。

一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号。以下「定率法」という。）別表第二〇八・二〇号に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

二 定率法別表第二〇八・三〇号に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

三 定率法別表第二二〇八・四〇号に掲げる物品

四 定率法別表第二二〇八・九〇号の一の（一）に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

五 定率法別表第二二〇八・九〇号の一の（二）のBの（b）に掲げる物品のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの

法第四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

一 定率法別表第二二〇七・一〇号の二の（一）及び第二二〇八・九〇号の一の（二）のAの（a）に掲げる物品（同表第二二〇七・一〇号の一の（二）のBに掲げる物品を原料とする保税作業（法第五十六条第一項

(保税工場の許可)に規定する保税作業をいう。以下同じ。)により得られたものに限る。

二 定率法別表第二七一〇・一九号の一の(三)のAの(b)及び第二七一〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に掲げる物品

3 法第四条第一項第三号の二に規定する政令で定める製品は、展示、使用その他の理由により価値の減少があつた製品で税関長の承認を受けたものとする。

4 法第四条第一項第三号の二に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

一 保税展示場又は総合保税地域において有償で観覧又は使用に供される貨物

二 保税展示場又は総合保税地域の展示館、事務所その他の施設の建設又は撤去のため使用される機械、器具及び装置(運搬用機器を含む。)

三 前二号に掲げる貨物に類する貨物で財務省令で定めるもの

5 法第四条第一項第六号に規定する政令で定める郵便物は、次に掲げるものとする。

一 無償で貸与されることその他の事由により、名宛人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分(以下この章において「所属区分」という。)を判断することが困難であると認められる郵便物(前号に掲げるものを除く。)

(原料課税に係る課税標準の計算の方法)

第二条の二 法第四条第一項第二号(課税物件の確定の時期)に係る同項ただし書の規定の適用を受けるもの(以下この条において「保税製品」という。)が輸入され、かつ、当該保税製品の製造に使用された原料である外国貨物(以下この条において「保税原料」という。)が特定していない場合における当該保税製品についての関税の課税標準となる数量又は価格については、次に定めるところによる。

一 当該輸入される保税製品の製造に係る保税作業において使用された保税原料の数量が明らかでない場合には、当該保税原料の数量を当該輸入される保税製品と当該保税作業において製造された他の保税製品との数量により算出して計算した当該輸入される保税製品に対応する当該保税原料の数量又は当該数量の保税原料の価格とする。

二 同一の製造工程である保税作業により同一の保税原料から二種類以上の保税製品が製造される場合には、前号の規定にかかわらず、当該保税作業において使用された当該保税原料の数量又は価格を当該保税作業により製造された当該各保税製品の価額(当該保税作業により製造された保税製品に係る最初の輸入申告の際において当該保税製品又はこれと同種の貨物が本邦において通常の卸取引の量及び方法により販売される価格から、当該保税製品又は当該同種の貨物に係る輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条第一号(定義)に規定する国内消費税の額及び地方消費税の額を控除した金額をいう。)によりあん分して計算した当該輸入される保税製品に対応する当該保税原料の数量又は価格とする。

三 前二号の規定の適用については、当該保税工場における当該輸入される保税製品と同種の貨物の製造歩留まり(製品の製造に使用される原料の数量に対する当該製品の数量の割合をいう。)が明らかであるときは、当該製造歩留まりを基礎として当該輸入される保税製品に対応する保税原料の数量又は価格を計算する。

四 保税工場における二以上の製造工程について保税作業が行われる場合には、当該各製造工程について前三号の規定に準じて計算を行う。当該輸入される保税製品に対応する当該最初の製造工程において使用された保税原料の数量又は価格を求め、当該数量又は価格をもつて当該保税製品についての関税の課税標準とする。

第三条 法第六条の二第二号イ(税額の確定の方式)に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物は、本邦に回国する者が、その入国の際、当該貨物の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積出地を記載した申告書を税関に提出してその申告をしたことについて税関の確認を受け、その入国後六月以内に(税関長がやむを得ない特別の事由があると認めるときにあつては、六月を超えて)輸入する貨物で商業量に達しないものとする。

2 法第六条の二第二号イに規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

一 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機の船長又は機長その他本邦に回国する者に

託して輸入される貨物で、その受取人の個人的な使用に供されるものその他これに類するもの

二 本邦に到着した外国貿易船又は外国貿易機(以下「外国貿易船等」という。)に積まれていた外国貨物である穀物、砂糖、石炭その他これらに類する貨物の陸揚げ又は取卸しに伴い生じた荷粉

三 本邦と外国との間を往来する船舶(第二十一条に規定する船舶を含む。又は航空機に積まれていた外国貨物である船用用品若しくは機用品又はこれらに類する貨物で、当該船舶又は航空機で外国貨物として使用しないこととなつたもの

四 定率法第十六条第一項各号(外交官用貨物等の免税)に掲げる貨物

五 コンテナに関する通関条約第二条の規定により関税の免除を受けて輸入されるコンテナ

六 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十八年法律第七十号)第三条第一項(通関手帳による通関等)の規定に基づき通関手帳により輸入される物品

3 法第六条の二第二号ロに規定する政令で定める郵便物は、次に掲げるものとする。

一 第二条第五項各号に掲げる郵便物

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条の規定に基づいて設置された合衆国軍事郵便局を通じて郵送される郵便物

(輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告)

第四条 申告納税方式が適用される貨物についての法第七条第一項(申告)の規定による申告(特例申告(法第七条の二第二項(申告の特例)に規定する特例申告をいう。以下同じ。))を除く。は、第五十九条第一項に規定する輸入申告書(以下この章において「輸入申告書」という。)に、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、これを税関長に提出することによつてしなければならない。

一 当該貨物(法第四条第一項第二号(課税物件)の確定の時期)に係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該貨物の原料と

して使用された外国貨物。以下この条において同じ。)の所属区分、税率(当該貨物に適用される税率をいう。以下この章において同じ。))及び所属区分ごとの納付すべき税額並びにその合計額

二 定率法その他の関税に関する法令の規定により関税の軽減又は免除を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及びその適用を受けようとする法令の条項

三 貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出することとされているものを含む。以下この項において同じ。))の計算につき定率法第四条第一項(課税価格の決定の原則)の規定の適用を受ける場合(法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定により提出する仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。))以外の場合にあつては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

四 課税価格が異なることにより関税の額が異なることとされている貨物に係る定率法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事情、同項第四号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容(特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む。)

五 その他他参考となるべき事項

3 第一項の場合において、貨物の輸入が同一人との間の継続した輸入取引に係るものであり、かつ、当該貨物に係る個々の輸入申告書への同項第三号(定率法第四条の五及び第四条の七の規定に係る部分を除く。第五項において同じ。))又は第四号に掲げる事項の記載が同一の内容となるときは、輸入申告書を提出する者は、あらかじめ、これらの事項を記載した申告書(以下この条において「包括申告書」という。)を税関長に提出することができる。この場合においては、当該包括申告書が提出された日から起算して二年間に限り、当該個々の輸入申告書には、既に包括申告書を提出している旨を付記し

て、これらの事項の記載を省略することができる。

4 包括申告書の提出を受けた税関長は、当該包括申告書に係る貨物の課税標準又は税額の調査に特に必要なと認めるときは、当該包括申告書につき前項の期間を短縮することができる。この場合において、当該期間を短縮したときは、その旨を当該包括申告書を提出した者に通知するものとする。

5 包括申告書を提出した者は、当該包括申告書に記載した第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その変更の内容を当該包括申告書を提出した税関長に届け出なければならない。

(特例申告書の記載事項等)
第四条の二 法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例申告書(以下単に「特例申告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特例申告貨物(法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)(法第四条第一項第二号(課税物件の確定の時期)に係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該特例申告貨物の原料として使用された外国貨物。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。)(の記号、番号、品名並びに課税標準となるべき数量及び価格

二 特例申告貨物の原産地
三 特例申告貨物がその輸入申告の際に蔵置されていた場所
四 特例申告貨物の輸入の許可の年月日及びその許可書の番号

五 特例申告貨物の所属区分、税率及び所属区分ごとの納付すべき税額並びにその合計額
六 定率法その他の関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は控除を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及びその適用を受けようとする法令の条項

七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イ(一)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(二)に規定する締約国原産品申告書を保有している旨(税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格(数量を課税標準として関税

を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十一号及び第十二号において同じ。)(の総額が二十万円以下の場合を除く。)
八 特例申告貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(一)又は(二)に掲げる貨物(以下この号において「非原産国經由貨物」という。)(について同項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、当該特例申告貨物が非原産国經由貨物である旨(当該特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

九 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ハに規定する締約国品目証明書の発給を受けている旨

十 特例申告貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、同号ニに規定する日英特惠輸入証明書の発給を受けている旨

十一 特例申告貨物の課税価格の計算につき定率法第四条第一項の規定の適用を受ける場合(第四条の二第二項第一号に掲げる仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限り。)(以外の場合にあつては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

十二 課税価格が異なることにより関税の額が異なることとされている特例申告貨物について定率法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事情、同項第四号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に關係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容(特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む。)

十三 その他参考となるべき事項
十四 前項第一号に掲げる特例申告貨物の課税標準となるべき数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該特例申告貨物の正味の数量とする。

十五 第一項第一号に掲げる特例申告貨物の課税標準となるべき価格は、当該特例申告貨物の定率法第四条から第四条の九までの規定により計算される課税価格に相当する価格とする。

16 第一項第二号に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域(第三十六条の三第一項第二号、第三十六条の四第二号、第五十一条の四第一項第二号、第五十一条の十二第一項第二号及び第五十九条第一項第二号において「原産地」という。)をいう。

一 一の国又は地域において完全に生産された物品として財務省令で定める物品
二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

5 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸入申告書」とあるのは「特例申告書」と、「同項第三号」とあるのは「次条第一項第十一号」と、「第四号」とあるのは「第十二号」と、同条第五項中「第一項第三号又は第四号」とあるのは「次条第一項第十一号又は第十二号」と読み替えるものとする。(申告の特例を適用しない貨物)

第四条の三 法第七条の二第四項(申告の特例)に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第一項(豚肉等に係る特別緊急関税)に規定する豚肉等(同法第七条の八第一項(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)に規定する修正対象物品であるものを除く。)(及び同項に規定する修正対象物品(同法別表第一の六に掲げる物品を除く。)(とする。
第四条の四 削除
(特例輸入者の承認の手続等)
第四条の五 法第七条の二第五項(申告の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者(第三項及び第四項において「申請者」という。)(の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第七条の五第一号イからリまで(承認の要件)のいずれかに該当する場合には、その事実

三 その他参考となるべき事項
四 前項の申請書には、法第七条の五第三号の規定を添付しなければならない。

五 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しな

ればならない。ただし、申請者が法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5 法第七条の二第一項の承認を受けた者(以下「特例輸入者」という。)(は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

第四条の六から第四条の十まで 削除
第四条の十一 法第七条の八第一項(担保の提供)の規定による命令は、提供すべき担保の金額及び当該担保を提供すべき期間を記載した書面で行なければならない。(帳簿の記載事項等)
第四条の十二 特例輸入者は、特例輸入関税関係帳簿(法第七条の九第一項(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)に規定する特例輸入関税関係帳簿をいう。)(第三項及び第四項において同じ。)(を備えて、これに特例申告貨物で輸入の許可を受けたもの(以下この条及び第八十三条第三項において「許可済特例申告貨物」という。)(について当該許可済特例申告貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第七条の九第一項に規定する政令で定める書類(以下「特例輸入関税関係書類」という。)(は、次に掲げるものとする。

一 許可済特例申告貨物に係る契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他許可済特例申告貨物の課税標準を明らかにする書類
二 前号に掲げるもののほか、許可済特例申告貨物の成分分析表その他許可済特例申告貨物の所属区分を明らかにする書類

16 第一項第二号に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域(第三十六条の三第一項第二号、第三十六条の四第二号、第五十一条の四第一項第二号、第五十一条の十二第一項第二号及び第五十九条第一項第二号において「原産地」という。)をいう。

一 一の国又は地域において完全に生産された物品として財務省令で定める物品
二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

5 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸入申告書」とあるのは「特例申告書」と、「同項第三号」とあるのは「次条第一項第十一号」と、「第四号」とあるのは「第十二号」と、同条第五項中「第一項第三号又は第四号」とあるのは「次条第一項第十一号又は第十二号」と読み替えるものとする。(申告の特例を適用しない貨物)

第四条の三 法第七条の二第四項(申告の特例)に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第一項(豚肉等に係る特別緊急関税)に規定する豚肉等(同法第七条の八第一項(経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)に規定する修正対象物品であるものを除く。)(及び同項に規定する修正対象物品(同法別表第一の六に掲げる物品を除く。)(とする。
第四条の四 削除
(特例輸入者の承認の手続等)
第四条の五 法第七条の二第五項(申告の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者(第三項及び第四項において「申請者」という。)(の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第七条の五第一号イからリまで(承認の要件)のいずれかに該当する場合には、その事実

三 その他参考となるべき事項
四 前項の申請書には、法第七条の五第三号の規定を添付しなければならない。

五 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しな

ればならない。ただし、申請者が法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

三 第五十九条第二項に規定する書類（許可済特例申告貨物が同項に規定する保税製品である場合に限る。）

四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書（許可済特例申告貨物に係る関税について条約の特例の規定による便益（第六十条に規定する便益を含むものとし、同項第二号の便益を除く。）の適用がある場合に限る。）

五 第六十一条第一項第二号イ（一）に規定する締約国原産地証明書又は同号イ（二）に規定する締約国原産品申告書等（いずれも許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

六 第六十一条第一項第二号ロに規定する運送要件証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

七 第六十一条第一項第二号ハに規定する締約国品目証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

八 第六十一条第一項第二号ニに規定する日英特恵輸入証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

九 許可済特例申告貨物（関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十七条第一項第一号又は第二号（原産地の証明）に掲げる物品を除く。次号において同じ。）に係る同項に規定する原産地証明書

十 許可済特例申告貨物に係る関税暫定措置法施行令第三十条第一項（特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特恵受益国原産品についての証明）（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書類

十一 許可済特例申告貨物（関税暫定措置法施行令第二十七条第一項第二号に掲げる物品を除く。）に係る同令第三十一条第三項各号（特恵対象物品の本邦への運送）のいずれかに掲げる書類

3 特例輸入関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が特例輸入関税関係書類又は輸入の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の特例輸入関税関係帳簿への記載を省略することができる。この場合において、当該輸入の許可書は、特例輸入関税関係書類とみなす。

4 特例輸入者は、特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係が輸入の

許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、特例輸入関税関係帳簿にあつてはその許可済特例申告貨物の輸入の許可の日（以下この項及び次項において「起算日」という。）から七年間、特例輸入関税関係書類にあつては起算日から五年間（前項の規定により特例輸入関税関係帳簿への記載を省略した場合には、七年間）、特例輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該許可済特例申告貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は特例輸入者の住所若しくは居所地に保存しなければならぬ。

5 起算日から五年を経過した日以後の期間における前項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

6 法その他の関税に関する法令の規定により特例輸入関税関係書類を税関長に提出した場合に於ては、その提出以後、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手続）

第四条の十三 法第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

一 届出をする特例輸入者の住所又は居所及び氏名又は名称
二 法第七条の二第一項（申告の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなった旨
三 法第七条の二第一項の承認を受けた年月日
四 その他参考となるべき事項
（承認の取消しの手続）

第四条の十四 税関長は、法第七条の十二第一項（承認の取消し）の規定により法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を取り消した場合に於ては、その旨及びその理由を記載した書面によりその承認を受けていた者に通知しなければならない。

（技術的読替え等）
第四条の十五 法第七条の十三（許可の承認）について法第四十八条の二第一項から第五項まで（許可の承認）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: Original text and replacement text. It details the technical substitution for Article 48, Paragraph 2, regarding the approval of special importation.

Table with 2 columns: Original text and replacement text. It details the technical substitution for Article 39, Paragraph 2, regarding the approval of special importation.

所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場」とあるのは「により前号の特例輸入者の特例申告貨物の輸入」と、同項第三号中「当該保税蔵置場」とあるのは「第一号の特例輸入者の特例申告貨物の輸入」と読み替えるものとする。

（修正申告の手続）
第四条の十六 法第七条の十四第一項（修正申告）の修正申告をしようとする者は、次項の規定による場合を除き、次に掲げる事項を記載した修正申告書を当該修正申告に係る貨物についての法第七条第一項（申告）の申告をした税関長（法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定に係る貨物）についての修正申告をしようとする場合にあつては、当該決定をした税関長）に提出しなければならない。この場合において、当該修正申告に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは特例輸入関税関係書類に記載した事項のうち当該修正申告に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 当該修正申告に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号）並びに当該貨物の記号、番号及び品名
二 当該修正申告前の当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額
三 当該修正申告後の当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額
四 当該修正申告により増加する税額
五 前各号に掲げるもののほか、輸入申告書（特例申告貨物にあつては、特例申告書）に記載すべきものとされている事項のうち修正すべき事項
法第七条の十四第二項の規定により、同条第一項第一号に規定する納税申告に係る書面に記載した課税標準及び税額を修正することにより修正申告をしようとする者は、税関長にその旨を申し出て当該納税申告に係る書面の交付を受け、当該書面に記載した課税標準及び税額その他関係事項の修正をして、これを税関長に提出しなければならない。

(更正)の請求の手続

第四条の十七 法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した更正請求書を当該更正の請求に係る貨物についての法第七条の十四第一項第一号(修正申告)に規定する納税申告をした税関長に提出しなければならない。

- 一 当該更正の請求に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号)並びに当該貨物の記号、番号及び品名
二 当該更正前の請求前の当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額
三 当該更正の請求に係る更正後の当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額
四 当該更正の請求をする理由
五 前各号に掲げるもののほか、輸入申告書(特例申告貨物にあつては、特例申告書)に記載すべきものとされている事項のうち修正すべき事項その他参考となるべき事項

- 2 前項の場合において、当該更正の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類があるときは、これを同項の更正請求書に添付するとともに、当該更正の請求に係る輸入申告書に添付し、若しくはその輸入申告の際に提出すべきものとされている書類又は特例申告の際に提出すべきものとされている書類若しくは特例輸入関係係書類に記載した事項のうち当該更正の請求に係る事項があるときは、当該事項を記載した書類を添付しなければならない。(更正又は決定の手続)
第四条の十八 法第七条の十六第四項(更正通知書又は決定通知書)の更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 当該更正に係る貨物の輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号)並びに当該貨物の記号、番号及び品名
二 当該更正前の当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額
三 当該更正後の当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額
四 当該更正前の税額が当該更正により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する税額

2 法第七条の十六第四項の決定通知書には、その決定に係る貨物の品名並びに当該貨物の所属区分、課税標準、税率及び税額を記載しなければならない。(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)

第五条 法第七条の十七(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)に規定する書面には、同条に規定する事項のほか、同条の通知に係る貨物の輸入申告書の番号及び品名その他参考となるべき事項を記載しなければならない。(賦課決定の手続)

第六条 法第八条第一項(賦課決定)の規定による決定に係る同条第四項に規定する賦課決定通知書には、同項に規定する事項のほか、当該決定に係る貨物の品名(当該貨物につき輸入申告書が提出されている場合には、その番号及び品名)、税率その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

2 法第八条第二項の規定による決定に係る同条第四項に規定する賦課決定通知書には、同項に規定する事項のほか、当該決定に係る加算税(過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税をいう。以下この条において同じ。)の納付の起因となつた関税に係る貨物の品名(当該貨物につき輸入申告書が提出されている場合には、その番号及び品名)その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

3 法第八条第三項の規定による決定(加算税に係るものを除く。以下この項において同じ。)に係る同条第四項に規定する賦課決定通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 当該決定に係る貨物の品名(当該貨物につき輸入申告書が提出されている場合には、その番号及び品名)
二 当該決定前の課税標準、税率及び税額
三 当該決定後の課税標準、税率及び税額
四 当該決定前の税額が当該決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する税額
五 その他参考となるべき事項

4 加算税に係る法第八条第三項の規定による決定(以下この項において「加算税に係る再決定」という。)に係る同条第四項に規定する賦課決定通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該加算税に係る再決定に係る加算税の納付の起因となつた関税に係る貨物の品名(当該貨物につき輸入申告書が提出されている場合には、その番号及び品名)
二 当該加算税に係る再決定前の加算税の額の基礎となる税額及び当該加算税の額の基礎となる税額及び当該加算税の額の基礎となる税額及び当該加算税の額の基礎となる税額及び当該加算税の額
三 当該加算税に係る再決定後の加算税の額
四 当該加算税に係る再決定前の加算税の額が当該再決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する額
五 その他参考となるべき事項

5 法第八条第四項ただし書に規定する政令で定める場合は、定率法第十七条第一項第十号(再輸出免税)の規定により関税の免除を受けた物品につき同条第四項の規定に該当する事実が生じたことにより、当該免除を受けた関税を税関職員に即納させる場合その他特別の必要に基づき関税を税関職員に即納させる場合とする。

6 法第八条第四項ただし書の場合により税関職員が口頭で決定の通知をする場合には、他の税関職員の立会いを受けなければならない。(納期限の延長の申請書の記載事項)

第七条 法第九条の二第二項(個別の納期限の延長)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
二 納期限(法第九条の二第一項に規定する納期限をいう。以下この項及び次項において同じ。)の延長を受けようとする貨物に係る輸入申告の年月日及び輸入申告書の番号
三 納期限の延長を受けようとする期間の末日
四 納期限の延長を受けようとする税額
五 その他参考となるべき事項

2 法第九条の二第二項(包括の納期限の延長)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
二 納期限の延長を受けようとする特定月(法第九条の二第二項に規定する特定月をいう。)
三 納期限の延長を受けようとする期間の末日
四 納期限の延長を受けようとする税額の合計額
五 その他参考となるべき事項

3 法第九条の二第三項(期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
二 法第九条第二項第一号(期限内特例申告書に記載された税額の納付すべき期限)に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限の延長を受けようとする貨物に係る特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号
三 前号の関税を納付すべき期限の延長を受けようとする期間の末日
四 第二号の関税を納付すべき期限の延長を受けようとする税額
五 その他参考となるべき事項

(納税の告知の手続)
第七条の二 法第九条の三第二項(納税の告知)の納税告知書に記載すべき納期限は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。
一 法第六条の二第二号イ又はホ(賦課課税方式)に掲げる関税につき課税標準の申告があつた場合(法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定による税関長の承認があつた場合を除く。)において、当該申告に係る貨物の輸入の許可前に納税の告知をするとき。当該貨物の輸入の日

二 法第六条の二第二号ニに掲げる関税のうち法第九条の三第一項第二号(公売代金等をもつて充てる関税)に掲げるもの以外のものにつき納税の告知をする場合。その納税告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日
三 前二号に掲げる場合以外の場合において、関税につき納税の告知をするとき。その納税告知書を発する日の翌日から起算して一月を経過する日
第六条第六項の規定は、法第九条の三第二項ただし書の規定により税関職員が口頭で納税の告知をする場合について準用する。(納付受託者の指定要件)

第七条の三 法第九条の六第一項(納付受託者)に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
一 納付受託者(法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。次条及び第九条の三第二号において同じ。)として納付事務(同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。)を行うことが関税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。

二 納付受託者(法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。次条及び第九条の三第二号において同じ。)として納付事務(同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。)を行うことが関税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。

三 納付受託者(法第九条の六第一項に規定する納付受託者をいう。次条及び第九条の三第二号において同じ。)として納付事務(同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。)を行うことが関税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。

二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。

（納付受託者の納付に係る納付期日）

第七条の四 法第九条の七第一項（納付受託者の納付）に規定する政令で定める日は、納付受託者が法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けた日の翌日から起算して十一取引日（国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第七条第二項（口座振替納付に係る納付期日）に規定する取引日をいう。）以下この条及び第六十八条の二において同じ。）を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと財務大臣が認める場合には、その承認する日）とする。

（担保として提供した国債等の価額）

第八条 法第九条の十一第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条各号（担保の種類）に掲げる担保のうち、国債及び地方債の価額は債権金額により、同条第二号から第五号までに掲げるものの価額は税関長が定めるところによる。

（担保の提供の手続）

第八条の二 法第九条の十一第一項（担保）において準用する国税通則法第五十条第一号、第二号又は第七号（担保の種類）に掲げる担保のうち振替株式等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項第十二号から第二十一号まで（定義）に掲げる社債等）と同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。次項において同じ。以外のもの（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項（振替債の供託）に規定する振替債にあつては、財務省令で定めるもの）を提出しようとする者は、これを供託して、その供託書の正本その他の財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。ただし、登録国債については、その登録を受け、登録済通知書その他の財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。

2 法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第二号に掲げる担保のうち振替株式等（以下この項において「担保振替株式等」という。）を提供しようとする者は、担保

振替株式等の種類に応じ、当該担保振替株式等に係る振替口座簿の税関長の口座の質権欄に増加又は増額の記載又は記録をするために振替の申請をして、担保振替株式等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。

3 法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第三号から第五号までに掲げる担保（以下この項において「担保不動産等」という。）を提供しようとする者は、担保不動産等の提供に関し必要となる書類として財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。この場合において、その提出を受けた税関長は、抵当権の設定の登記又は登録を関係機関に嘱託しなければならない。

4 法第九条の十一第一項において準用する国税通則法第五十条第六号に掲げる担保を提供しようとする者は、保証人の保証を証する書面その他の財務省令で定める書類を税関長に提出しなければならない。

（増担保又は保証人の変更等）

第八条の三 税関長は、関税の担保物の価額が減少したとき、又は保証人の資力が納税を担保するのに不充分となつたと認めるときは、その担保を提供した者に対し、期限を定めて、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を命ずることができ。

2 関税の担保を提供した者は、その提供した国債、地方債、社債その他の債券が償還を受けることとなつたときは、直ちにこれらに代る担保を提供しなければならない。

3 関税の担保を提供した者は、税関長の承認を受けた場合に限り、担保物又は保証人を変更することができる。

（担保の解除）

第八条の四 税関長は、次に掲げる場合においては、直ちに担保を解除する手続をしなければならない。

一 法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保を提供した場合において、関税等（同項に規定する関税等をいう。以下この号において同じ。）が納付されたとき、若しくは関税等を納付する必要がなくなつたとき、又は関税等の納付すべき期限が延長されたとき（その延長に係る担保が提供されたときに限る。）。

二 法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定により担保を提供した場合

において、関税が納付されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき。

三 法第六十一条第二項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により担保を提供した場合において、法第六十一条第一項の規定により許可を受けた貨物がその指定された期間内に積戻しされ、輸入（法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による引取りを含む。）され、若しくは保税地域に入れられたとき、法第六十一条第五項（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により関税が徴収されたとき、又は法第六十一条の四及び第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項ただし書の規定により関税が徴収されないこととなつたとき。

四 法第六十二条の四第二項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により担保を提供した場合において、関税が納付され、若しくは徴収されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

五 法第六十三条第二項（保税運送）の規定により担保を提供した場合において、同条第一項の規定により承認を受けた貨物がその指定された期間内に運送先に到着したとき、又は法第六十五条第一項（運送の期間の経過による関税の徴収）の規定により関税が徴収されたとき、若しくは同項ただし書の規定により関税が徴収されないこととなつたとき。

六 法第七十三条第一項又は法第七十七条第七項（郵便物の関税の納付等）の規定により担保を提供した場合において、関税が納付され、若しくは徴収されたとき、又は関税を納付する必要がなくなつたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

七 定率法第八条第十八項（不当販売関税）の規定により担保を提供した場合において、関税が徴収されたとき。

八 定率法第十三条第三項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十七条第二項及び定

率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、定率法第十八条第二項（再輸出減税）又は関税暫定措置法第九条の二第三項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定により担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除若しくは関税の譲許の便益の適用の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収されたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、定率法第十八条第二項（再輸出減税）又は関税暫定措置法第九条の二第三項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定により担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除若しくは関税の譲許の便益の適用の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収されたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

（金銭担保による納付の手続）

第八条の五 法第十条第一項（金銭担保による納付）の規定により担保として提供した金銭をもつて当該担保に係る関税の納付に充てようとする者は、その旨を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

2 前項の書面の提出があつたときは、担保として提供された金銭の額（担保として提供された金銭の額が当該担保に係る関税額をこえる場合においては、当該関税額）に相当する関税の納付があつたものとする。

（延滞税の免除の手続等）

第九条 法第十二条第六項（延滞税）の規定による税関長の確認を受けようとする者は、同項の規定の適用に係る理由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、法第十二条第一項の未納に係る関税額について法第七条の十六第四項（更正及び決定）の更正通知書又は法第八条第四項（賦課決定）の賦課決定通知書を発する場合において、当該未納に係る関税額につき法第十二条第六項に規定する事情があることをあらかじめ知つているときは、当該更正通知書又は賦課決定通知書にその旨を記載することにより同項の確認をするものとする。この場合においては、前項の申請書の提出は、必要としない。

3 法第十二条第八項第三号ハに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号ハに規定する政令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 差し押さえた不動産（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第八十九条の二第一項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価執行決定（以下この号において「換価執行決定」という。）がされた

ものに限る。)の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差押えに係る関税に充てた場合 当該換価執行決定をした同法第二条第三号(定義)に規定する行政機関等が滞納処分(その例による処分を含む。)において当該売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間

二 火災類の爆発、交通事故その他の人為による異常な災害又は事故により、納付すべき税額の全部若しくは一部につき申告をすることができず、又は関税を納付することができない場合(その災害又は事故が生じたことにつき納税義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。)その災害又は事故が生じた日からこれらが消滅した日以後七日を経過した日までの期間

4 法第十二条第十一項に規定する政令で定める更正は、納付すべき税額があるものとする更正とする。

5 法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項(申告)の規定による申告又は期限後特例申告書に係る税額に達するまでの部分として政令で定める関税は、次の各号に掲げる税額のうちいずれか少ない税額に相当する関税とする。

一 法第十二条第十一項に規定する修正申告又は増額更正(次号及び次項第二号において「修正申告等」という。)により納付すべき税額
二 法第十二条第十一項に規定する法第七条第一項の規定による申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額から修正申告等前の税額を控除した税額
法第十二条第十一項に規定するその他の政令で定める関税は、次に掲げる関税(前項に規定する関税に限る。)とする。

一 法第十二条第十項に規定する特定修正申告又は同項に規定する特定更正により納付すべき関税
二 法第十二条第十一項に規定する減額更正が更正の請求に基づく更正である場合において、当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告等があつたときの当該修正申告等により納付すべき関税(前号に掲げる関税を除く。)

(過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等)
第九條の二 法第十二条の二第三項(過少申告加算税)に規定する電磁的記録等に記録された事

項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項(申告納税方式による関税等の納付)の規定により納付すべき税額とする。

2 法第十二条の二第四項(法第十二条の三第五項(無申告加算税)において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額(法第十二条の三第五項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額)とする。

一 法第十二条の二第四項第一号に掲げる場合
に該当する場合(第二号に掲げる場合を除く。)同項第一号に規定する正当な理由がある

二 法第十二条の二第四項第二号に掲げる場合
に該当する場合(次号に掲げる場合を除く。)

イ 法第十二条の二第二項に規定する修正申告又は更正により納付すべき税額
ロ 法第七条第一項(申告)の申告により納付すべき税額から法第十二条の二第二項に規定する修正申告又は更正前の税額を控除した税額

三 法第十二条の二第四項各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 前二号に定める税額のうちいずれか多い税額
法第十二条の二第五項に規定する政令で定める事項は、法第五十五条の二(輸入者に対する調査の事前通知等)において読み替へて準用する

四 法第十二条の二第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定す

4 法第十二条の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定す

の当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第一項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

第九條の三 法第十二条の三第七項(無申告加算税)に規定する期限内特例申告書を提出する

一 法第十二条の三第七項に規定する期限後特例申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、同条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第九項第一号(延滞税)に定める提出期限(当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第四条第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書提出した日)までに納付されていた場合又は当該税額の全額について当該提出期限までに法第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により納付受託者が委託を受けていた場合

(加重された過少申告加算税等が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税等)

第九條の四 法第十二条の四第一項、第三項又は第四項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の規定により過少申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第十二条の二第二項(過少申告加算税)の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代

2 法第十二条の四第二項から第四項まで(同条第二項の重加算税に係る部分に限る。)の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の三第二項又は第三項(無申告加算税)(これらの規定が同条第四項の規定により適用される場合を含む。)の規定により加算し、又は計算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

第九條の五 法第十二条の四第一項(重加算税)(同条第三項又は第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されてい

2 法第十二条の四第二項から第四項まで(同条第二項の重加算税に係る部分に限る。)の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の三第二項又は第三項(無申告加算税)(これらの規定が同条第四項の規定により適用される場合を含む。)の規定により加算し、又は計算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

第九條の五 法第十二条の四第一項(重加算税)(同条第三項又は第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されてい

2 法第十二条の四第二項(同条第三項又は第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されてい

3 法第十二条の四第三項(同条第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつたものとした場合におけるその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定に基づき法第九

2 法第十二条の四第二項(同条第三項又は第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されてい

3 法第十二条の四第三項(同条第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつたものとした場合におけるその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定に基づき法第九

2 法第十二条の四第二項(同条第三項又は第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する隠蔽し、又は仮装されてい

3 法第十二条の四第三項(同条第四項の規定により適用される場合を含む。)に規定する電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実のみに基づいて期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつたものとした場合におけるその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定に基づき法第九

条第一項又は第二項の規定により納付すべき税額とする。

第九條の六 法第十三條第二項第三号（還付及び充当）に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が当該過誤納金に係る関税（滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）の法定納期限（法第十二條第九項（延滞税）に規定する法定納期限をいう。以下この条において同じ。）前である場合には、当該法定納期限とする。）とする。

- 一 法第七條第一項（申告）の申告又は法第七條の十四第一項（修正申告）の修正申告により納付すべき税額が確定した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金でその納付すべき税額を減少させる更正（法第七條の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に基づく更正を除く。）により生じたもの。その更正があつた日
- 二 法第十三條第二項第三号に掲げる過誤納金のうち、前号に掲げる過納金以外のもの。その納付があつた日

（過誤納金の充当の手續）

第十條 法第十三條第七項（過誤納金の充当）の規定による充当は、次の各号に掲げる場合において行ふものとし、それぞれ当該各号に掲げる時においてその効力を生ずる。

- 一 充当しようとする関税が当該関税に係る貨物の輸入の許可がされる前に確定したものである場合（法第七十三條第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物に係るものを除く。次号において同じ。）である場合からその還付を受けるべき金額をもつて当該関税に充てようとする旨の書面が提出されたとき
- 二 充当しようとする関税が当該関税に係る輸入の許可がされる前に確定したものの以外のものである場合（法第十三條の二（過大な払戻し等に係る関税額の徴収）の規定により徴収するものである場合を含む。）において、税関長が必要と認めるとき。当該関税に係る更正通知書、決定通知書、法第七條の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書類又は納税告知書が発せら

れた時その他当該関税が確定した時と過誤納が生じた時とのいずれか遅い時
税関長は、前項の規定による充当をしたときは、その旨を過誤納金の還付を受けるべきであつた者に通知しなければならない。

（払戻し等に係る法律の規定）

第十一條 法第十三條の二（過大な払いもどし等に係る関税額の徴収）に規定する政令で定める法律の規定は、定率法第十九條第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）、第十九條の二第二項（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）、第十九條の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）並びに第二十二條第一項及び第二項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定とする。

第二章 船舶及び航空機

第十二條 法第十五條第一項及び第四項（入港手續）に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶の重大な損傷による急迫した危険のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

- 2 法第十五條第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその他の外国貿易船が入港しようとする開港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までに当該報告を行うことが困難なものと財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。
- 一 積荷に関する事項 その開港に入港する二十四時間前
- 二 旅客又は乗組員に関する事項 その開港に入港する二時間前

3 法第十五條第二項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

- 一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷受人、荷受人及び船荷証券又は複合運送証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあっては当該コンテナの番号

及び当該貨物を積んでいる外国貿易船が当該貨物の船積港を出港した日時
二 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地
三 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

4 法第十五條第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

- 一 入港届 船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時
- 二 船用品目録 船舶の名称及び国籍並びに船用品の品名及び数量
- 5 外国貿易船が開港に入港した際、船長が前項第一号に規定する事項その他税関において必要と認める事項についての法第一百五條第一項第一号（税関職員の権限）の規定による質問に対する陳述書を税関職員に提出したときは、前項第一号に掲げる書類の提出を要しない。

6 法第十五條第七項及び第八項に規定する政令で定める特別の事情は、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害により報告することが困難であると認められる事情とする。

7 法第十五條第七項及び第八項の規定による外国貿易船の積荷に関する事項の報告は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する二十四時間前までに行わなければならない。ただし、当該船積港とその他の外国貿易船が入港しようとする最初の開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものと財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

8 法第十五條第七項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合に該当する積荷については、これらの事項の報告を省略することができる。

- 一 法第十五條第七項に規定する積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地
- 二 積荷の記号、番号、品名及び数量
- 三 積荷の荷受人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

四 積荷について法第十五條第七項に規定する運航者等が交付する船荷証券又は複合運送証券の番号
五 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号
六 その他財務省令で定める事項

9 法第十五條第八項に規定する政令で定める者は、同項に規定する積荷について、同条第七項に規定する運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて、当該運航者等と当該積荷の運送契約を締結するものとする。

- 10 法第十五條第八項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。この場合においては、第八項ただし書の規定を準用する。
- 一 法第十五條第八項に規定する積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地
- 二 積荷の記号、番号、品名及び数量
- 三 積荷の荷受人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号
- 四 積荷について法第十五條第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券又は複合運送証券の番号
- 五 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号
- 六 その他財務省令で定める事項

（外国貿易機の入港手續）

第十三條 法第十五條第九項（入港手續）に規定する政令で定める場合は、異常な気象又は航空機の重大な損傷による急迫した危険のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五條第九項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその他の外国貿易機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までに当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

- 一 積荷に関する事項 その税関空港に入港する三時間前
- 二 旅客又は乗組員に関する事項 直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時
- 3 法第十五條第九項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当

該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに航空貨物輸送証の番号(当該貨物について運航者等(外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者)をいう。以下この号において同じ。)が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。)その他財務省令で定める事項

二 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

三 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

4 法第十五条第十一项に規定する政令で定める事項は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 法第十五条第十二項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。

一 予約者(法第十五条第十二項に規定する予約者をいう。以下同じ。)に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

第六条の四第一項(変更登録等)に規定する旅行業者をいう。以下同じ。)があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者(法第十五条第十二項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。)が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

6 法第十五条第十三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までにしなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十五条第十二項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条第十二項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

(積荷に関する事項の報告の求め)

第十三条の二 法第十五条の二第一項(積荷に関する事項の報告)の規定により報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

一 法第十五条第一項又は第七項から第九項まで(入港手続)の規定による報告に係る積荷(以下この項において単に「積荷」という。)の仕出地及び仕向地

二 積荷の記号、番号、品名及び数量

三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

2 法第十五条の二第一項に規定する政令で定める者は、法第十五条第一項又は第七項から第九項までの規定による報告に係る積荷の荷受人とする。

(入港届の提出を要しない外国往來船等)

第十三条の三 法第十五条の三第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する政令で定める船舶及び航空機は、外国の軍艦及び軍用機、海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船及び公用機並びに自衛隊の船舶及び航空機とする。(特殊船舶等の入港手続)

第十四条 法第十五条の三第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

6 法第十五条の三第三項に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、

常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条の三第一項の規定による報告(船舶に係るものに限る。)は、入港の二時間前までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその船舶が入港しようとする開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに当該報告を行うことが困難なものと財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに

3 法第十五条の三第一項の規定による報告(航空機に係るものに限る。)は、直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時までに

4 法第十五条の三第一項に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

5 法第十五条の三第一項に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

9 法第十五条の三第五項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までにしなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十五条の三第四項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条の三第四項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

(積卸について呈示しなければならない書類)

第十五条 法第十六条第二項(貨物の積卸についての書類の呈示)の規定により税関職員に呈示しなければならない書類は、左の各号に掲げる

仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

7 法第十五条の三第三項に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

8 法第十五条の三第四項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する特殊航空機(法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。)に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

9 法第十五条の三第五項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までにしなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十五条の三第四項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条の三第四項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

(積卸について呈示しなければならない書類)

第十五条 法第十六条第二項(貨物の積卸についての書類の呈示)の規定により税関職員に呈示しなければならない書類は、左の各号に掲げる

ものとする。但し、第一号から第三号までの各号に掲げる書類を作成する商慣習がない貨物の積卸をするときは、当該各号に掲げる書類を除く。

- 一 外国貿易船に外国貨物を積み込んだ場合において、船長又はこれに代る者の受領証
- 二 外国貿易船から外国貨物の積卸をした場合において、船卸票又はこれに代る書類
- 三 外国貿易船から外国貨物を積み込む場合又は外国貿易船から外国貨物の積卸をした場合においては、航空貨物輸送証
- 四 その他税関長が貨物の積卸について必要と認め指定した書類

2 税関長は、前項第四号の規定により貨物の積卸について税関職員に呈示しなければならない書類を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

3 税関長は、積卸に係る外国貨物の確認に支障がないと認めるときは、第一項各号に掲げる書類の呈示を省略させることができる。

第十五条の二 法第十六条第三項ただし書（貨物の積卸し）

法第十六条第三項ただし書（貨物の積卸し）に規定する政令で定める報告は、同項ただし書に規定する許可を受けて船卸しをしたようとする積荷（以下この条において単に「積荷」という。）について、当該許可を受けようとする者又は法第十五条第七項（入港手続）に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が行う報告であつて、当該積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍並びに第十二条第八項及び第十項に規定する事項に関するものとする。

- 2 法第十六条第三項ただし書に規定する許可を受けてようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、積荷の船卸しをしようとする開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 一 積荷の記号、番号、品名及び数量
- 二 積荷の船卸しをしようとする開港の名称
- 三 積荷の船卸しをしようとする日時
- 四 積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍
- 五 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券又は複合運送証券の番号
- 六 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号

七 その他参考となるべき事項

（外国貿易船等の出港届の記載事項等）

第十六条 法第十七条第一項前段（出港手続）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める事項は、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

- 一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕向地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷受人、荷受人及び船荷証券又は複合運送証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号
- 二 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 三 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

2 法第十七条第一項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項を準用する。

- 一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕向地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号
- 二 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 三 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

3 外国貿易船の船長が法第十七条第一項の規定により出港届を提出する場合において、当該外国貿易船の当該出港届に係る開港への入港につきとん税法（昭和三十三年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）の規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額があるときは、その額が納付済である

ことを証する書類又はとん税法第九条第一項（担保）及び特別とん税法第七条第一項（担保）に規定する担保の提供があつたことを証する書類を税関職員に提示しなければならない。

4 法第十七条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

- 一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項
- 二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項
- 三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項
- 四 予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

5 法第十七条第四項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までにしなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十七条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時
- 二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十七条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

（特殊船舶等の出港届の記載事項等）

第十六条の二 法第十七条の二第一項前段（特殊船舶等の出港手続）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省

令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

- 一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

2 法第十七条の二第二項前段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

3 法第十七条の二第二項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

- 一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項
- 二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項
- 三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

4 法第十七条の二第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十七条の二第二項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

(外国貿易船等の入出港の簡易手続)

第十六条の三 法第十八条第一項(入出港の簡易手続)に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一 外国貿易船で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を下船させた後直ちに再出港する場合

二 救じゆつのために寄贈される給与品のみの積卸しをした後直ちに再出港する場合

2 法第十八条第二項に規定する政令で定める事項は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。

3 法第十八条第三項本文に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国貿易船で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに再出港する場合

二 救じゆつのために寄贈される給与品のみの積卸しをした後直ちに再出港する場合

4 法第十八条第四項の規定による届出は、書面で行わなければならない。

5 法第十八条第四項の規定による書面の提出は、積荷に関する事項については同条第三項に規定する乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しを行う三時間前までに、旅客及び乗組員に関する事項については同項に規定する短期出港等(以下この項において単に「短期出港等」という。)の場合に該当しないこととなる九十分前(第三項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合)にあつて

は、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時)までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合に行えば足りる。

(特殊船舶等の入出港の簡易手続)

第十六条の四 法第十八条の二第二項本文(特殊船舶等の入出港の簡易手続)に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十八条の二第二項に規定する特殊船舶で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を下船させた後直ちに再出港する場合

二 災害への対処又は災害の発生防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに再出港する場合

2 法第十八条の二第二項に規定する政令で定める事項は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。

3 法第十八条の二第二項の規定による書面の提出は、同条第一項に規定する短期出港等の場合(以下この項において単に「短期出港等の場合」という。)に該当しないこととなる二時間前(第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第一項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合)にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時)までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 法第十八条の二第三項本文に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特殊航空機で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに再出港する場合

二 災害への対処又は災害の発生防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに再出港する場合

5 法第十八条の二第四項の規定による届出は、書面で行わなければならない。

6 法第十八条の二第四項の規定による書面の提出は、同条第三項に規定する短期出港等の場合(以下この項において単に「短期出港等の場合」という。)に該当しないこととなる九十分前(第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合)にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時)までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

(開庁時間外の貨物の積卸しの届出)

第十七条 法第十九条(開庁時間外の貨物の積卸し)の規定による届出は、貨物の積卸しをしようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、貨物の積卸しの別及び期間並びに積卸しをしようとする貨物の品名及び数量を記載した書面で行わなければならない。

(不開港出入の許可の申請等)

第十八条 法第二十条第一項(不開港への出入)に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けて出入しようとする不開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、外国貿易船等の航行の便宜その他の事情により他の税関長に提出することができる。

一 当該不開港の名称

二 出入しようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、国籍及び純トン数又は自重

三 出入しようとする船舶については、イ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

ロ 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

四 出入しようとする航空機については、イ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

五 当該不開港に在港する期間及び当該不開港に出入することを必要とする事由

六 当該不開港において貨物の積卸しをしようとするときは、その貨物に関するイ又はロに掲げるものの区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 船舶 その貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券又は複合運送証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号

ロ 航空機 その貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに航空貨物輸送証の番号(当該貨物について運航者等(外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者)をいう。以下この号において同じ。)が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等が行う運送者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む)その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申請書(同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。)の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申請書の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

3 法第二十条第二項の規定による届出は、書面で行わなければならない。

4 法第二十条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む)とする。

一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

三 貨物に関する事項 貨物の積卸しをしようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、国籍及び純トン数又は自重

四 貨物の積卸しに関する事項 貨物の積卸しをしようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、国籍及び純トン数又は自重

二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

5 法第二十条第四項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第二十条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時
- 二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第二十条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

(特殊船舶等の不開港への入出港手続)
 第十八条の二 法第二十条の第二項(特殊船舶等の不開港への出入)に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危険のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第二十条の第二項の規定による報告(船舶に係るものに限る。)は、入港の二時間前までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその船舶が入港しようとする不開港との距離その他の事情を勘案して、その時まで当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

3 法第二十条の第二項の規定による報告(航空機に係るものに限る。)は、直前の出発港を出港した時から三十分を経過する時までに行わなければならない。ただし、航空運送事業者の別その他の事情を勘案して、その時まで当該報告を行うことが困難なものとして財務省令

で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 法第二十条の第二項に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

- 一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

5 法第二十条の第二項に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

6 法第二十条の第三項に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

7 法第二十条の第三項に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

8 法第二十条の第四項前段に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項(船舶に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

- 一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

9 法第二十条の第四項前段に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)は、航空機の登録記号、国籍、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項(航空機に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

10 法第二十条の第五項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。

- 一 予約者に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項
- 二 予約者に係る予約の内容に関する事項 予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 予約者が特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項 搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

11 法第二十条の第六項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第二十条の第五項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第二十条の第五項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

(外国貨物の仮陸揚の届出)
 第十九条 法第二十一条(外国貨物の仮陸揚)の規定による届出は、外国貨物を仮に陸揚(取卸を含む。以下同じ。)しようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに仮に陸揚しようとする期間、場所及び事由を記載した書面で行わなければならない。

(沿海通航船舶等の外国寄港の届出等)
 第二十条 法第二十二條(沿海通航船舶等の外国寄港の届出等)の規定による届出は、外国に寄港した船舶又は航空機の名称又は登録記号並びにその外国において積み込んだ船用品又は機用品の品名、数量、価格及び積込地を記載しなければならない。

2 法第二十二條に規定する目録には、外国に寄港した船舶又は航空機の名称又は登録記号並びにその外国において積み込んだ船用品又は機用品の品名、数量、価格及び積込地を記載しなければならない。

(船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定)
 第二十一条 法第二十三条第一項(外国貨物である船用品又は機用品の積込み)に規定する政令で定める船舶は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三十六条第一項(農林水産大臣による漁業の許可)の許可を受けた船舶であつて母船式漁業(製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて漁業に従事する船舶により行う漁業をいう。)に従事するものうち財務省令で定めるものとする。

(船用品又は機用品の積込みの手続)
 第二十一条の二 法第二十三条第一項前段(船用品又は機用品の積込み等)に規定する承認を受けようとする者は、同項に規定する外国貨物である船用品又は機用品を保稅地域から引き取る前に、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

- 一 当該船用品又は機用品の記号、番号、品名、数量及び価格
- 二 当該船用品又は機用品を積み込むとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、国籍、種類及び純トン数又は自重

三 当該船舶又は航空機の航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数
四 当該船舶用品又は機用品の積込みの年月日、方法及び場所

2 前項の規定は、法第二十三条第二項に規定する承認を受けようとする者について準用する。この場合において、前項中「保税地域から引き取る前に」とあるのは、「積み込む前に」と読み替えるものとする。

3 法第二十三条第二項ただし書の規定による届出は、第一項各号に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
(一括して積込みの承認を受けることができる貨物の指定等)

第二十一条の三 法第二十三条第一項後段(船舶用品又は機用品の積込み等)に規定する承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。
一 積み込むことを予定している船舶用品又は機用品の記号、番号、品名並びに数量及び価格
二 当該船舶用品又は機用品を積み込むとする船舶及び航空機の所有者又は管理者の氏名又は名称、国籍及び種類
三 当該船舶用品又は機用品の積込みの期間、方法及び場所

2 法第二十三条第一項後段に規定する政令で定める船舶用品は積み込むとする船舶において使用する燃料とし、同項後段に規定する機用品は積み込むとする航空機において使用する機用品とする。
3 法第二十三条第一項後段に規定する政令で定める期間は、一年とする。
(積込みの期間の延長の手続)

第二十一条の四 法第二十三条第四項後段(船舶用品又は機用品の積込み等)の規定の適用を受けようとする者は、第二十一条の二第一項各号に掲げる事項のほか、積込みの承認をした税関長、積込みの承認の年月日、保税地域からの引取りの年月日並びに当該積込みについて延長を必要とする期間及び理由を記載した申請書を当該積込みの承認をした税関長又は当該貨物のある場所を所轄する税関長に提出しなければならない。
(積込みの事実を証する書類等)

第二十一条の五 法第二十三条第五項本文(船舶用品又は機用品の積込み等)に規定する書類は、船舶又は航空機に積み込まれた船舶用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量並びにその積込みの年月日を記載した書類で当該船舶用品又は機用品が積み込まれた船舶又は航空機の船長若しくは機長又はこれらに代わる者(これらの者が当該積込みの承認を受けた者である場合においては、税関職員)の発給したものとす。

2 法第二十三条第五項ただし書の期間の指定は、同条第一項後段の承認に係る期間を一月ごとに区分して行うものとする。
(船舶用品又は機用品の戻入れ、亡失又は滅却の場合の手続)

第二十一条の六 法第二十三条第一項(船舶用品又は機用品の積込み等)に規定する承認を受けた者は、当該承認に係る船舶用品又は機用品を同条第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込むことなく、これを保税地域に入れたときは、遅滞なく、当該船舶用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量並びに保税地域に入れられた年月日を記載した届出書に、当該船舶用品又は機用品につき同条第一項の承認を受けたことを証する書類及び当該船舶用品又は機用品を保税地域に入れたことについての税関職員の証明書を添付して、これを当該船舶用品又は機用品の積込みの承認をした税関長に提出しなければならない。
2 法第二十三条第一項に規定する承認を受けた者は、当該承認に係る船舶用品又は機用品が同条第四項の規定により指定された期間内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、当該船舶用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量並びに亡失した年月日、場所及び理由その他当該亡失の事実に関し参考となるべき事項を記載した届出書に、当該船舶用品又は機用品につき同条第一項の承認を受けたことを証する書類を添付して、これを当該船舶用品又は機用品の積込みの承認をした税関長に提出しなければならない。

3 法第二十三条第六項ただし書に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする船舶用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量、その置かれていた場所並びに滅却の日時、方法及び理由を記載した申請書を当該船舶用品又は機用品の積込みの承認をした税関長に提出しなければならない。
(遠洋漁業船等の船用用品に関する記帳及び報告)

第二十一条の七 第二十一条に規定する船舶の船長は、法第二十三条第一項(外国貨物である船舶用品又は機用品の積込み)の規定により外国貨物のまま積込みを認められた船舶用品の受入れ及び払出しに関する事実を帳簿に記載し、これを当該船舶に保管し、その写しを当該船舶が一航海を終了して本邦の港に入港した後、遅滞なく、その港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
(交通場所等の指定及び指定地外交通等の手続)

第二十二條 税関長は、法第二十四条第一項(船舶又は航空機と陸地との交通等)の規定により場所を指定しようとするときは、その旨を公告しなければならない。
2 貨物の積卸について法第二十四条第一項に規定する許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする貨物の積卸の期間及び場所並びに当該貨物の記号、番号、品名及び数量を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

3 法第二十四条第一項又は第四項に規定する交通についての許可の申請は、書面で行わなければならない。但し、税関長が交通の種類その他の事情によりその必要がないと認めるときは、口頭ですることができ。
(貨物の授受を目的とする船舶等への交通の許可の申請等)

第二十二條の二 法第二十四条第二項(船舶又は航空機と陸地との交通等)の規定により交通の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長がその提出の必要がないと認めるときは、口頭で申請することができ。
一 当該許可を受けようとする者の住所、氏名及び生年月日並びにその者が法人又は人の代理人、 사용자その他の従業者として交通しようとする場合には、当該法人又は人の住所及び名称又は氏名
二 交通しようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号(次項の規定により一定の期間内の交通の許可を一括して申請する場合にあつては、これに代えてその旨)
三 交通しようとする目的、期間及び経路

2 前項の規定による許可の申請は、三年を超えない一定の期間内の交通について一括して行うことができる。この場合において、税関長が必要と認めるときは、その許可を受けようとする者は、戸籍の謄本又は抄本その他その身分を証する書類を前項の申請書に添付しなければならない。

3 税関長は、本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機の取締り上必要な限度において、前項の規定により一定の期間内の交通について一括して行う許可の申請に対する法第二十四条第二項の許可に、条件を付し、及びこれを変更することができる。
4 税関長は、法第二十四条第二項の規定による許可をしたときは、その旨を証する書類を交付するものとする。
5 第二項の規定により許可の申請をした者で前項の書類の交付を受けたものは、その許可に係る第一項第一号に掲げる事項又は交通しようとする目的に変更があつたときは、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならない。
6 第四項の書類の交付を受けた者は、法第二十四条第二項の規定の適用を受ける交通をする場合においては、常時当該書類を携帯し、税関職員の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
(船舶等の資格の変更の届出)

第二十三條 法第二十五条各項(船舶又は航空機の資格の変更)の規定による届出は、資格の変更をしようとする船舶又は航空機の名称又は登録記号、国籍、純トン数又は自重及び資格の変更を必要とする事由を記載した書面で行わなければならない。
2 前項の届出があつたときは、税関は、その届出に係る船舶又は航空機に積まれている貨物について必要な検査を行った上、その資格の変更を証する書類を交付するものとする。
第三章 保税地域
第一節 総則

第二十四條 法第三十条第一項第二号(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)の規定による許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする貨物について次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。
一 貨物の記号、番号、品名及び数量
二 貨物を積んでいた、又は積み込むとする船舶又は航空機の名称又は登録記号及び入港の年月日
三 貨物を置くこととする期間、場所及び事由

(外国貨物を保税地域外に置くこと)の許可の申請)

すときは、当該貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名義又は登録記号及び出港の年月日

3 税関長は、貨物の性質その他の事情により第一項各号及び前項各号に定める事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

4 第一項第三号から第六号まで並びに第二項第一号及び第六号から第十号までに定める事項の記載は、指定保税地域等又は総合保税地域において貨物を管理する者が、これらの号に規定する許可若しくは承認を証する書類その他の関係書類又はこれらの写しを、所要の事項を追記した上、保管することによつて、代えることができる。

(税関職員の派出の申請)

第二十九条の三 法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)、法第五十六条第一項(保税工場の許可)、法第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)又は法第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の許可を受けた者がその許可を受けた保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域において法第六十七条(輸出又は輸入の許可)(法第七十五条(外国貨物の積込)において準用する場合を含む。)に規定する許可又は法第二十三条第一項(外国貨物である船用品又は機用品の積込み)若しくは法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)に規定する承認に係る税関の事務の処理を受けるため法第三十五条(税関職員の派出)の規定による税関職員の派出を求めようとするときは、当該保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の名称及び所在地、当該処理を受けようとする事務の種類及び予想される件数並びに当該事務の処理のため派出を受けようとする税関職員の数を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

(保税地域についての規定の準用等)

第三十条 第二十七条の規定は法第三十六条(保税地域についての規定の準用)において準用する法第三十二条(見本の一時持出し)の規定による許可について、第二十九条の規定は法第三十六条において準用する法第三十四条(外国貨物の廃棄)の規定による届出について、第三十八条の規定は法第三十六条において準用する法第四十五条(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定による承認について、第三十八条の二(第一号を除く。)の規定は法第三十六条において準用する法第四十五条第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。

2 法第三十六条第二項(他所蔵置に係る貨物の取扱いの届出)の規定による届出は、同項に規定する行為の種類、内容及び日時、当該行為に係る貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該貨物の置かれていた場所を記載した書面で行ななければならない。

第二節 指定保税地域

(港湾施設の建設又は管理を行う法人)

第三十条の二 法第三十七条第一項(指定保税地域の指定又は取消し)に規定する政令で定める者は、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第三条第一項(特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定)の規定により国土交通大臣が指定する法人、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十一第一項又は第六項(港湾運営会社の指定)の規定により国土交通大臣又は国際拠点港湾(同法第二条第二項(定義)に規定する国際拠点港湾をいう。)の港湾管理者(同条第一項に規定する港湾管理者をいう。)が指定する株式会社及び同法第五十五条の七第一項(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)に規定する国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者(同条第二項の特定用途港湾施設(同項第一号に掲げる港湾施設であるものに限る。))のうち港湾法施行令(昭和二十六年政令第四号)第四条第一項第一号(特定用途港湾施設)の用途に供する港湾施設の建設又は改良をする者に限る。)とする。

(指定保税地域の指定又は取消しの公聴会の手続等)

第三十一条 財務大臣は、法第三十七条第三項(指定保税地域の指定又は取消し)に規定する公聴会を開こうとするときは、その期日の二週間前までに、同条第一項又は第二項の規定により指定又は指定の取消しをしようとする土地又は建設物その他の施設の名称及び所在地並びに公聴会の日時及び場所を公告しなければならない。

2 前項に規定する事項のほか、前項の公聴会の手続について必要な事項は、財務省令で定める。

(財務大臣の権限の委任)

第三十一条の二 法第三十七条第五項(指定保税地域の指定又は取消し)の規定により財務大臣

が税関長に委任することができる権限は、既存の指定保税地域の区域の一部を変更するためにする指定保税地域の指定又はその取消しに係る権限とする。

第三十二条 法第三十八条第一項但書(指定保税地域の処分等)に規定する承認を受けようとする者は、同項各号に掲げる行為をしようとする土地又は建設物その他の施設の名称及び所在地並びに当該行為の概要及び事由を記載した申請書に当該行為の内容を明らかにした図面を添付して、これを税関長に提出しなければならない。但し、税関長は、当該行為の内容が明らかであることその他の事由に因りその添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(指定保税地域に入れることができる貨物の種類の公告)

第三十三条 税関長は、法第三十九条(入れることができる貨物)の規定により指定保税地域に入れることができる貨物の種類を定めるときは、その旨を公告しなければならない。

第三十四条 法第四十条第二項(指定保税地域における貨物の取扱い)に規定する許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする行為の種類及び内容、日時及び場所並びに当該行為に係る貨物の記号、番号、品名、数量及び置かれていた場所を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

(保税蔵置場についての規定の準用)

第三十四条の二 第三十八条及び第三十八条の二の規定は、指定保税地域について準用する。この場合において、第三十八条中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第四十一条の三(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十八条の二中「法第四十五条第三項」とあるのは「法第四十一条の三(保税蔵置場についての規定の準用)において準用する法第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

第三節 保税蔵置場

(保税蔵置場の許可の申請)

第三十五条 法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)の規定による許可を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受け

ようとする蔵置場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合において、当該許可が法第五十六条第三項(保税工場の許可)の規定により保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受けるものであるときは、その旨を当該申請書に記載しなければならない。

一 当該蔵置場の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積

二 当該蔵置場に置こうとする貨物の種類

三 許可を受けようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者の信用状況が確実であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一 申請者の信用状況を証するに足りる書類

二 許可を受けようとする蔵置場及びその付近の図面

三 保税蔵置場としての利用の見込書

四 許可を受けようとする蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表

五 申請者が法人である場合においては当該法人の登記事項証明書及び定款の写し

六 その他他参考となるべき書類

3 税関長は、法第四十二条第一項の規定により許可をするに際しては、条件を附することができる。

4 前項の条件は、同項の許可を受ける者に不当な義務を課するものであってはならない。

(保税蔵置場の許可の更新の手続)

第三十六条 法第四十二条第二項ただし書(保税蔵置場の許可の期間の更新)の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする保税蔵置場の名称、所在地及びその許可の更新を必要とする期間を記載した申請書を当該許可をした税関長に提出しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、税関長が前項の許可の更新をする場合について準用する。(外国貨物を置くことができる期間の延長の手続)

第三十六条の二 法第四十三条の二第二項(保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間の延長)に規定する申請は、その申請に係る貨物の記号、番号、品名及び数量並びに延長を必要と

する蔵置場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合において、当該許可が法第五十六条第三項(保税工場の許可)の規定により保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受けるものであるときは、その旨を当該申請書に記載しなければならない。

一 当該蔵置場の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積

二 当該蔵置場に置こうとする貨物の種類

三 許可を受けようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者の信用状況が確実であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一 申請者の信用状況を証するに足りる書類

二 許可を受けようとする蔵置場及びその付近の図面

三 保税蔵置場としての利用の見込書

四 許可を受けようとする蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表

五 申請者が法人である場合においては当該法人の登記事項証明書及び定款の写し

六 その他他参考となるべき書類

3 税関長は、法第四十二条第一項の規定により許可をするに際しては、条件を附することができる。

4 前項の条件は、同項の許可を受ける者に不当な義務を課するものであってはならない。

(保税蔵置場の許可の更新の手続)

第三十六条 法第四十二条第二項ただし書(保税蔵置場の許可の期間の更新)の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする保税蔵置場の名称、所在地及びその許可の更新を必要とする期間を記載した申請書を当該許可をした税関長に提出しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、税関長が前項の許可の更新をする場合について準用する。(外国貨物を置くことができる期間の延長の手続)

第三十六条の二 法第四十三条の二第二項(保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間の延長)に規定する申請は、その申請に係る貨物の記号、番号、品名及び数量並びに延長を必要と

する蔵置場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合において、当該許可が法第五十六条第三項(保税工場の許可)の規定により保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受けるものであるときは、その旨を当該申請書に記載しなければならない。

一 当該蔵置場の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積

二 当該蔵置場に置こうとする貨物の種類

三 許可を受けようとする期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者の信用状況が確実であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一 申請者の信用状況を証するに足りる書類

二 許可を受けようとする蔵置場及びその付近の図面

三 保税蔵置場としての利用の見込書

四 許可を受けようとする蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表

五 申請者が法人である場合においては当該法人の登記事項証明書及び定款の写し

六 その他他参考となるべき書類

3 税関長は、法第四十二条第一項の規定により許可をするに際しては、条件を附することができる。

4 前項の条件は、同項の許可を受ける者に不当な義務を課するものであってはならない。

する期間及び事由を記載した申請書を税関長に提出して、しなければならない。
(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、貨物の出し入れの際の事情により当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認められる事項の記載を省略させることができる。

- 一 貨物の記号、番号、品名並びに当該貨物の課税標準に相当する数量及び価格並びに定率法別表の適用上の所属区分
 - 二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
 - 四 貨物の積置場所
 - 五 第四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項(同条第三項の包括申告書を提出しているときは、その旨)
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十一条第一項に規定する書類(同項第二号に定める書類を除く。)が必要とされる場合には、当該書類を前項の申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあっては、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産地証明書等を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書又は締約国原産地申告書等の提出を要しない。
- 4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあっては、当該承認の申請の際に、同号ロに

規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

- 5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号ハに規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。
- 6 前項の規定により第六十一条第一項第二号ハに規定する締約国品目証明書を提出した場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、前項の貨物について輸入申告を行う際には、当該締約国品目証明書の提出を要しない。
- 7 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(以下「英国協定」という。附属書二―A(関税の撤廃及び削減)第三編(日本国による関税の撤廃及び削減)第B節(特定の原産品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度)第一款(第B節)についての注釈)3及び4の規定に基づき、同号ニに規定する日英特恵輸入証明書を当該貨物の輸入申告の日の属する年度の翌年度の六月三十日まで、税関長に提出しなければならない。この場合において、当該日英特恵輸入証明書は、当該承認の申請の際に提出されたものとみなす。
- 8 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税蔵置場に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの(以下この項、第五十一条の四第三項及び第五

十一条の十二第八項において「許可、承認等」という。)又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、第一項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

- 9 第五十九条の二十第二項の規定は、法第四十条の三第三項において法第六十七条の三第一項前段(輸出申告の特例)及び第六十七条の十九(輸入申告の特例)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二十第二項中「前項の輸入申告(法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。）」とあるのは、「第三十六条の三(第九項を除く。）」に規定する書類の提出」と読み替えるものとする。(承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手続)
- 第三十六条の四 法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)の規定により税関長の期間の指定を受けようとする者は、その期間の指定を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物を入れる保税蔵置場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該税関長は、貨物の出し入れの際の事情により当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認められる事項の記載を省略させることができる。
 - 一 貨物の記号、番号、品名及び数量
 - 二 貨物の原産地及び積出地
 - 三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
 - 四 貨物の積置場所
 - 五 延長を必要とする期間及び理由
 - 六 その他参考となるべき事項
- 第三十七条 法第四十四条第一項(保税蔵置場の貨物の収容能力の増減等)の届出は、その届出に係る保税蔵置場の名称及び所在地並びに貨物の収容能力の増加若しくは減少又は工事の概要及び事由を記載した書面にその概要を明らかにした図面を添付して、これを税関に提出することによつてしなければならない。ただし、税関長は、当該増加若しくは減少又は工事の概要が

明らかであることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除の手続)

- 第三十八条 法第四十五条第一項ただし書(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除)に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物の記号、番号、品名及び数量、その置かれている場所並びに滅却の日時、方法及び事由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。(外国貨物が亡失した場合の届出)
- 第三十八条の二 法第四十五条第三項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。
 - 一 亡失した外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地
 - 二 亡失した外国貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
 - 三 亡失した外国貨物が置かれていた場所
 - 四 亡失の年月日及びその事由
- (休業又は廃業の届出)
- 第三十九条 法第四十六条(保税蔵置場の休業又は廃業の届出)の規定による届出は、業務を休止し、又は廃止しようとする保税蔵置場の名称及び所在地、当該休止の期間又は廃止の年月日並びに当該保税蔵置場に外国貨物があるときは当該貨物を出し終わる年月日を記載した書面でなければならない。
- 2 前項の規定により保税蔵置場の業務の休止を届け出た者は、その業務を再開しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。(保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続)
- 第三十九条の二 法第四十八条の二第二項(許可の承継)の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る保税蔵置場の許可をした税関長に提出しなければならない。
 - 一 被相続人の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地
 - 二 相続があつた年月日
 - 三 その他参考となるべき事項
- 2 法第四十八条の二第四項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し

た申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る保税蔵置場の許可をした税関長に提出しなればならない。

一 当該保税蔵置場の名称及び所在地

二 合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により当該保税蔵置場の業務を承継する法人又は当該業務を譲り受ける者の名称又は氏名及び住所

三 合併若しくは分割又は当該保税蔵置場の業務の譲渡しが予定されている年月日

四 その他参考となるべき事項

3 前二項に規定する申請書には、当該申請書を提出する者(以下この項において「申請者」という。)の信用状況を証するに足りる書類その他参考となるべき書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者の資力その他の事情を勘案してその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

4 税関長は、法第四十八条の二第二項又は第四項の規定により承認をするに際しては、当該承認をしようとする承継に係る保税蔵置場の許可について第三十五条第三項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき付された条件(この項の規定に基づき変更され、又は新たに付された条件を含む。)を取り消し、変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合においては、第三十五条第四項の規定を準用する。

(指定保税地域についての規定の準用)
第四十条 第三十四条の規定は、保税蔵置場について準用する。

(外国貨物の蔵置等を行うとする場所に係る届出の手続)

第四十一条 法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

一 届出をする者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第五十条第一項の承認を受けた年月日

三 法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)に規定する行為を行うおとする場所(次号及び次項において「届出蔵置場」という。)の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積

四 届出蔵置場に置くこととする貨物の種類

五 その他財務省令で定める事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、届出蔵置場が法第五十条第一項に規定する財務省令で定める基準に適合することが前項の届出書から明らかであることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一 届出蔵置場及びその付近の図面

二 届出蔵置場としての利用の見込書

三 届出蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表

四 その他財務省令で定める書類(保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)

第四十二条 法第五十条第三項(保税蔵置場の許可の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第五十条第一項の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)の許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地

三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第五十一条第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十一条の五第一項若しくは法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認又は法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5 法第五十条第一項の承認を受けた者(第四十条の二第一号、第四十四条及び第四十四条の二第一項において「承認取得者」という。)は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。(承認取得者の承認の更新の手続)

第四十三条 法第五十条第四項(保税蔵置場の許可の特例)の規定に基づき同条第一項の承認の更新を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称を記載した申請書を当該承認をした税関長に提出しなければならない。

(保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続)

第四十三条の二 法第五十二条の二(保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

一 届出をする承認取得者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の規定の適用を受ける必要がなくなつた旨

三 法第五十条第一項の承認を受けた年月日

四 その他財務省令で定める事項

第四十四条 税関長は、法第五十四条第一項(承認の取消し等)の規定により法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を取り消す場合には、その旨及びその理由を記載した書面により承認取得者に通知しなければならない。(技術的読替等)

第四十四条の二 法第五十五条(許可の承継についての規定の準用)において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替等は、次の表のとおりとする。

読み替読み替えられる字読み替えられる字句の規定	読み替読み替えられる字句
第四十条により当該許可	により第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認
第八条の二第一	

の当該許可の当該承認

第四十条の保税蔵置場の許可の承認

税関長 当該承認をした税関長

第四十条第四十三条各号第五十一条各号(承認の(許可の要件)のい認の要件)のいずれ第三号にかに該当するかに適合しない場合場合には、前項の承認には、前項の承認を承認をしないこととしないものとする

第四十条の当該保税蔵置場

税関長 第五十条第一項の承認をした税関長

第四十条第四十三条各号の第五十一条各号のい

のいずれにかに該当すれにかに適合しない場合場合には、前項場合には、前項の承認をしないこととしないものとする

第四十七号第一項当該第一号又は第三号(許可の失効)の規定にかかわらず、

当該

当該許可

同条第一項の承認

第四十条第四十三号各号の第五十一条各号のい

のいずれにかに該当すれにかに適合しない場合場合には、前項場合には、前項の承認をしないこととしないものとする

第三十九条の二第一項から第三項までの規定は、法第五十五条において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは、「法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは、「である承認取得者(法第五十条第一項に規定する承認取得者をいう。次項において同じ。)の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第五十条第一項の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする承認取得者又は保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする承認

認取得者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該」とあるのは「により前号の承認取得者の」と、同項第三号中「当該」とあるのは「第一号の承認取得者の」と読み替えるものとする。

第四節 保税工場

第四十五条 保税作業の届出

法第五十八条（保税作業の届出）の規定による保税作業の開始の際の届出は、開始しようとする保税作業の種類及び期間並びに当該作業に使用しようとする貨物の記号、番号、品名、内国貨物又は外国貨物の別及び数量を記載した書面で行わなければならない。ただし、税関長は、保税作業の種類、保税作業に使用する貨物の性質その他の事情により書面で行う必要がないと認めるときは、口頭でその届出をさせることができる。

2 法第五十八条の規定による保税作業の終了の際の届出は、終了した保税作業の種類及び期間、当該作業に使用した貨物の記号、番号、品名、内国貨物又は外国貨物の別及び数量並びに当該作業によつてできた貨物の記号、番号、品名及び数量を記載した書面で行わなければならない。

（保税作業により製造されるべき外国貨物の指定）

第四十六条 法第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）に規定する保税作業により製造されるべき外国貨物として政令で定めるものは、次に掲げる外国貨物とする。

一 一定率法その他の関税に関する法律の規定により関税の免除を受けることが見込まれる外国貨物

二 法第二十三条第一項（外国貨物である船用品又は機用品の積込み）の規定の適用を受けて外国貨物のまま同項に規定する船舶又は航空機に積み込むことが見込まれる外国貨物（外国貨物と内国貨物との混用の承認の申請等）

第四十七条 法第五十九条第二項（外国貨物と内国貨物との混用）に規定する承認を受けることができる場合は、外国貨物にこれと同種の内国貨物を混じて使用し、当該外国貨物のみを原料として製造する場合の製品と等質の製品を製造

する場合において、作業の性質、工程等を勘案し当該内国貨物を混じて使用することについてやむを得ない事由があり、且つ、原料の数量に対する製品の数量の割合が明らかであると認められるときとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、外国貨物及びこれに混じて使用しようとする内国貨物の品名及び品質、その原料の数量に対する製品の数量の割合並びに法第五十九条第二項の規定の適用を受けようとする期間を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

第四十八条 削除

（保税工場外における保税作業の許可の手續）

第四十九条 法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の規定による許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする貨物の品名（同項の規定に該当するかどうか当該許可を受けようとする場合で、当該保税作業の性質上税関長が必要と認めた場合には、当該貨物の記号、番号、品名及び数量）、当該保税工場以外の場所における保税作業の種類、期間、場所及びこれが必要とする事由並びに当該作業によりできる製品の品名（当該税関長が必要と認めた申請書に、当該製品の品名及び数量）を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の許可をするに際しては、条件を附することができる。この場合においては、第三十五条第四項の規定を準用する。

3 税関長は、保税作業の予定の変更その他の事情により必要があると認めるときは、申請により、法第六十一条第一項の規定により指定した期間又は場所を変更することができる。

4 前項の申請は、同項の事情及び変更を受けようとする期間又は場所を記載した書面で行わなければならない。

（指定保税工場に係る報告の手續）

第四十九条の二 法第六十一条の二第二項（指定保税工場の簡易手續）に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第六十一条の二第二項の税関長が特定した外国貨物である原料品（以下この条において「原料品」という。）で、前月から繰り越されたもの、当月中に保税工場に入れたもの、当月中に保税工場から出したもの（法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）に定める保税工場外の作業（以下この条において「場外作業」という。）の用に供す

るために出したものを除く。）及び当月中に保税作業に使用したものの（場外作業の用に供するため出したものを含む。）のそれぞれの品名及び数量

二 翌月に繰り越される未使用の原料品及び当該原料品のうち法第六十一条の四において準用する法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による税関長の承認を受けているものの品名及び数量

三 原料品に係る仕掛品で前月から繰り越されたもの（場外作業に係るものを含む。）の品名及び数量

四 法第六十一条の二第二項の規定により税関長が特定した外国貨物である製品で、前月から繰り越されたもの、当月中にできたもの、当月中に外国に向けて積みもどしたものの、当月中に当該積みもどし以外の理由で保税工場から出したもの及び翌月に繰り越されるもののそれぞれの品名及び数量

2 税関長は、保税作業の種類その他の事情により必要があると認めるときは、前項の報告書に記載すべき事項を当該保税作業の実情に即するよう同項各号に掲げる事項に調整した事項とする。この場合で第六十六条

3 税関長が法第六十一条の二第二項の特別な期間を指定したときは、第一項の報告書には、当該期間を基礎として同項に掲げる事項を記載するものとする。

（記帳義務）

第五十条 法第六十一条の三（記帳義務）に規定する帳簿には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 外国貨物を保税工場に入れた場合 当該貨物の記号、番号、品名、数量、価格及びその入れた年月日並びに当該貨物を保税工場に置き、又は保税作業に使用することについて承認を受けたときは、当該承認の年月日及びその承認書の番号

二 外国貨物に係る加工又は製造を行うため、当該外国貨物を使用した場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びにその使用した年月日

三 外国貨物についての加工又は製造が終了した場合 当該加工又は製造によつてできた製品の記号、番号、品名及び数量並びにその加工又は製造が終了した年月日

四 法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の規定により許可を受けて外国貨物を保税工場以外の場所に出した場合、その出した場所並びに当該貨物の記号、番号、品名及び数量

五 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号

六 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）の規定による承認を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号

七 保税工場から外国貨物を出した場合 当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格並びに出した年月日、目的、出すことについて必要とされる許可又は承認を受けた年月日及びこれらの許可書又は承認書の番号

2 税関長は、貨物の性質、保税作業の種類その他の事情により前項各号に定める事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

3 第一項第一号に定める事項の記載は、法第六十一条の四において準用する法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による税関長の承認を証する書類又はその写しを保税工場に保管することによつて代え、第一項第二号に定める事項の記載は、その者が保管するこれらの書類に所要の事項を追記することによつてすることができる。

4 第一項第四号から第六号までに定める事項の記載は、保税工場に許可を受けた者が、これらの号に規定する許可若しくは承認を証する書類その他の関係書類又はこれらの写しを保管することによつて、代えることができる。

5 法第六十一条の二第二項（指定保税工場の簡易手續）の指定を受けた保税工場にあつては、第一項各号に定める事項のほか、当該保税工場に入れ、又は当該保税工場から出す外国貨物（同条第一項の特定された外国貨物に限る。以下この項において同じ。）を積んでいた、又は積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号及び入港又は出港の年月日並びに当該保税工場に入れる外国貨物が保税運送に係る貨物である場合には、当該保税運送の承認書の番号を第一項の帳簿に記載しなければならない。

(保税蔵置場についての規定の準用)
第五十条の二 第三十五条から第三十六条の三まで及び第三十七条から第三十九条の二までの規定は、保税工場について準用する。この場合において、第三十五条第一項第二号「に置こうとする」とあるのは、「における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する」と、同条第二項第四号中「貨物の保管規則及び保管料率表」とあるのは「使用規則及び使用料率表」と読み替えるものとする。

(保税作業を行おうとする場所に係る届出の手続)
第五十条の三 法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。
一 届出をする者の住所又は居所及び氏名又は名称
二 法第六十一条の五第一項の承認を受けた年月日
三 保税作業を行おうとする場所(次号及び次項において「届出工場」という。)の名称、所在地、構造、棟数及び延べ面積
四 届出工場における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する貨物の種類
五 その他財務省令で定める事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、届出工場が法第六十一条の五第一項に規定する財務省令で定める基準に適合することが前項の届出書から明らかであることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。
一 届出工場及びその付近の図面
二 届出工場としての利用の見込書
三 届出工場が営業用のものである場合においては使用規則及び使用料率表
四 その他財務省令で定める書類
(保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等)

第五十条の四 法第六十一条の五第三項(保税工場の許可の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 法第六十一条の五第一項の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第五十六条第一項(保税工場の許可)の許可を受けている保税工場の名称及び所在地
三 その他財務省令で定める事項
2 前項の申請書には、法第六十二条において準用する法第五十一条第三号(承認の要件)の規則を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項若しくは第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認又は法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。
4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5 法第六十一条の五第一項の承認を受けた者(第五十一条第二項において「承認取得者」という。)は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。
(承認取得者の承認の更新の手續)
第五十条の五 法第六十一条の五第四項(保税工場の許可の特例)の規定に基づき同条第一項の承認の更新を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称を記載した申請書を当該承認をした税関長に提出しなければならない。
(技術的読替等)
第五十一条 法第六十二条(保税蔵置場の許可の特例)についての規定の準用)において法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による承認について法第五十一条から第五十五条まで(承認の要件・規則等に関する改善措置・保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継)についての規定の準用)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替等は、次の表のとおりとする。

読み替える読み替えられる読み替える字句
法の規定 字句
第五十一条第四十三條第二項第六十一条の四において準用する第四十一条第一号 三條第二号
第五十三條第四十二條第一項第五十六條第一項第二号(保税蔵置場(保税工場の許可)の許可)
第四十三條の二の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条の二の規定による届出について、第四十四条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第一項の規定により法第六十一条の五第一項の承認を取り消す場合について、第四十四条の二第一項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替等について、第四十四条の二第二項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三條の二第二号中「法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)」とあるのは「法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)」と、同条第三号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と、同条第四号中「法第六十一条の五第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八條の二第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十一条各号」と、同条第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十一条の五第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八條の二第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十一条各号」と、同条第五項の項中「法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)」とあるのは「法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)」と、承認取得者(法第五十条第一項に規定する承認取得者をい

う。次項において同じ。)とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者」と、「法第五十条第一項の」と、「承認取得者又は保税蔵置場」とあるのは「法第六十一条の五第一項の承認を受けた者又は保税工場」と、「承認取得者の名称」とあるのは「同項の承認を受けた者の名称」と、「により当該」とあるのは「により当該保税蔵置場」と、「承認取得者の」と、「承認取得者の」と、「承認取得者の」と、「承認取得者の」と、同表第四十八條の二第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十一条各号」と、同条第五項の項中「法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)」とあるのは「法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)」と、承認取得者(法第五十条第一項に規定する承認取得者をい

第五十一条の二 法第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるもの(以下「博覧会等」と総称する。)とする。
(保税展示場に入れることができる貨物等)
第五十一条の三 法第六十二条の二第三項(保税展示場の許可)に規定する外国貨物で政令で定めるものは、博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のため保税展示場に入れられる外国貨物で、他の法令の規定により保税展示場に入れることができることとしてされているもの以外のものである。
2 法第六十二条の二第三項各号に掲げる行為が政令で定めるものは、前項に規定する外国貨物の蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れ、展示並びに使用とする。ただし、当該外国貨物が次に掲げる貨物であるときは、その蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れとする。
一 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物(定率法第四十条第三号の三(公式のカタログ等の無条件免税)又は第十五条第一項第五号の二イ及びロ(博覧会等用の物品の特定用途免税)に掲げる貨

第五十一条の二 法第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるもの(以下「博覧会等」と総称する。)とする。
(保税展示場に入れることができる貨物等)
第五十一条の三 法第六十二条の二第三項(保税展示場の許可)に規定する外国貨物で政令で定めるものは、博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のため保税展示場に入れられる外国貨物で、他の法令の規定により保税展示場に入れることができることとしてされているもの以外のものである。
2 法第六十二条の二第三項各号に掲げる行為が政令で定めるものは、前項に規定する外国貨物の蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れ、展示並びに使用とする。ただし、当該外国貨物が次に掲げる貨物であるときは、その蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れとする。
一 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物(定率法第四十条第三号の三(公式のカタログ等の無条件免税)又は第十五条第一項第五号の二イ及びロ(博覧会等用の物品の特定用途免税)に掲げる貨

第五十一条の二 法第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるもの(以下「博覧会等」と総称する。)とする。
(保税展示場に入れることができる貨物等)
第五十一条の三 法第六十二条の二第三項(保税展示場の許可)に規定する外国貨物で政令で定めるものは、博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のため保税展示場に入れられる外国貨物で、他の法令の規定により保税展示場に入れることができることとしてされているもの以外のものである。
2 法第六十二条の二第三項各号に掲げる行為が政令で定めるものは、前項に規定する外国貨物の蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れ、展示並びに使用とする。ただし、当該外国貨物が次に掲げる貨物であるときは、その蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れとする。
一 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物(定率法第四十条第三号の三(公式のカタログ等の無条件免税)又は第十五条第一項第五号の二イ及びロ(博覧会等用の物品の特定用途免税)に掲げる貨

第五十一条の二 法第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるもの(以下「博覧会等」と総称する。)とする。
(保税展示場に入れることができる貨物等)
第五十一条の三 法第六十二条の二第三項(保税展示場の許可)に規定する外国貨物で政令で定めるものは、博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のため保税展示場に入れられる外国貨物で、他の法令の規定により保税展示場に入れることができることとしてされているもの以外のものである。
2 法第六十二条の二第三項各号に掲げる行為が政令で定めるものは、前項に規定する外国貨物の蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れ、展示並びに使用とする。ただし、当該外国貨物が次に掲げる貨物であるときは、その蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れとする。
一 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物(定率法第四十条第三号の三(公式のカタログ等の無条件免税)又は第十五条第一項第五号の二イ及びロ(博覧会等用の物品の特定用途免税)に掲げる貨

第五十一条の二 法第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるもの(以下「博覧会等」と総称する。)とする。
(保税展示場に入れることができる貨物等)
第五十一条の三 法第六十二条の二第三項(保税展示場の許可)に規定する外国貨物で政令で定めるものは、博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のため保税展示場に入れられる外国貨物で、他の法令の規定により保税展示場に入れることができることとしてされているもの以外のものである。
2 法第六十二条の二第三項各号に掲げる行為が政令で定めるものは、前項に規定する外国貨物の蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れ、展示並びに使用とする。ただし、当該外国貨物が次に掲げる貨物であるときは、その蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れとする。
一 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物(定率法第四十条第三号の三(公式のカタログ等の無条件免税)又は第十五条第一項第五号の二イ及びロ(博覧会等用の物品の特定用途免税)に掲げる貨

第五十一条の二 法第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるもの(以下「博覧会等」と総称する。)とする。
(保税展示場に入れることができる貨物等)
第五十一条の三 法第六十二条の二第三項(保税展示場の許可)に規定する外国貨物で政令で定めるものは、博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のため保税展示場に入れられる外国貨物で、他の法令の規定により保税展示場に入れることができることとしてされているもの以外のものである。
2 法第六十二条の二第三項各号に掲げる行為が政令で定めるものは、前項に規定する外国貨物の蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れ、展示並びに使用とする。ただし、当該外国貨物が次に掲げる貨物であるときは、その蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れとする。
一 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物(定率法第四十条第三号の三(公式のカタログ等の無条件免税)又は第十五条第一項第五号の二イ及びロ(博覧会等用の物品の特定用途免税)に掲げる貨

第五十一条の二 法第六十二条の二第一項(保税展示場の許可)に規定する政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するものは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人が開催する博覧会、見本市その他これらに類するもの並びにこれらに準ずる博覧会、見本市その他これらに類するもので財務省令で定めるもの(以下「博覧会等」と総称する。)とする。
(保税展示場に入れることができる貨物等)
第五十一条の三 法第六十二条の二第三項(保税展示場の許可)に規定する外国貨物で政令で定めるものは、博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のため保税展示場に入れられる外国貨物で、他の法令の規定により保税展示場に入れることができることとしてされているもの以外のものである。
2 法第六十二条の二第三項各号に掲げる行為が政令で定めるものは、前項に規定する外国貨物の蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れ、展示並びに使用とする。ただし、当該外国貨物が次に掲げる貨物であるときは、その蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分その他の手入れとする。
一 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物(定率法第四十条第三号の三(公式のカタログ等の無条件免税)又は第十五条第一項第五号の二イ及びロ(博覧会等用の物品の特定用途免税)に掲げる貨

物を含むものとし、財務省令で定める貨物を除く。）

二 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会以外の博覧会等の会場である保税展示場の展示館、事務所その他の施設の建設又は撤去のために使用される機械、器具及び装置（運搬用機器を含む。）

（保税展示場に入れる外国貨物に係る承認）

第五十一条の四 法第六十二条の第三項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定により税関長の承認を受けようとする者は、外国貨物を保税展示場に入れようとする際、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 貨物の記号、番号、品名並びに当該貨物の課税標準に相当する数量及び価格並びに定率法別表の適用上の所属区分

二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称

三 貨物の用途

四 その他参考となるべき事項

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十一条第一項に規定する書類（同項各号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を前項の申告書に添付しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税展示場に入れることにつき他の法令の規定により許可、承認等又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、同項の申告書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

4 第三十六条の三第九項の規定は、法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において法第四十三条の三第三項（外国貨物を置くことの承認）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第九項中「第三十六条の三（第九項）とあるのは、「第五十一条の四（第四項）」と読み替えるものとする。

（販売貨物等の蔵置場所の制限）

第五十一条の五 税関長は、法第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定により貨物を蔵置する場所を制限しようとするときは、その制限をしようとする貨物、これ

を蔵置すべき場所その他必要な事項を記載した書面を当該貨物を保税展示場に入れる者に対して交付しなければならない。

2 法第六十二条の四第二項に規定する政令で定める場合は、保税展示場に入れられた外国貨物がその販売により外国に向けて積みもどされる場合とする。

（保税展示場外における使用の許可の手続）

第五十一条の六 法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定による許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする貨物の品名及び数量並びに保税展示場以外の場所で使用する目的、期間及び場所を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

2 第四十九条第二項から第四項までの規定は、保税展示場外における使用の許可について準用する。

（記帳義務）

第五十一条の七 法第六十二条の七（保税展示場）において準用する法第六十一条の三（記帳義務）の規定による帳簿には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 外国貨物を保税展示場に入れた場合 当該貨物の記号、番号、品名、数量、価格及び用途、その入れた年月日、法第六十二条の三第三項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の承認を受けた年月日及び承認書の番号並びにその入れた者の住所及び氏名

二 法第六十二条の三第四項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）に規定する行為をした場合 当該行為の種類、内容及び年月日並びに当該行為に係る貨物の記号、番号、品名、数量及び用途

三 法第六十二条の四第一項（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）の規定による蔵置場所の制限が行われた場合 その蔵置場所その他当該制限に係る事項

四 外国貨物の性質又は形状に変更を加える目的で外国貨物を使用した場合 当該外国貨物の品名及び数量並びにその使用の年月日

五 外国貨物を使用して当該外国貨物の性質又は形状に変更を加えられた場合 当該変更後の貨物の記号、番号、品名及び数量並びにその変更を終えた年月日

六 法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定により保税展示場外で使

用することについて許可を受けた場合 その許可に係る場所及び期間、当該貨物の品名及び数量並びに許可の年月日及び許可書の番号

七 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号

八 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）の規定による承認を受けた場合 当該貨物の記号、番号、品名及び数量並びに当該承認の年月日及びその承認書の番号

九 保税展示場から外国貨物を出した場合（第六号の場合を除く。） 当該貨物の記号、番号、品名、数量及び価格、その出した年月日及び目的並びに当該貨物を当該保税展示場から出すことにつき必要とされる許可又は承認を受けた年月日及びその許可書又は承認書の番号

2 前項第一号、第三号及び第六号から第八号までに定める事項の記載は、保税展示場の許可を受けた者が、これらの号に規定する許可若しくは承認を証する書類その他の関係書類又はこれらの写しを保管することによつて代え、同項第四号及び第九号に定める事項の記載（同項第五号の貨物に係る同項第九号に定める事項の記載を除く。）は、その者が保管する同項第一号の承認を証する書類その他の関係書類又はこれらの写しに所要の事項を追記することによつてすることができる。

（保税蔵置場についての規定の準用）

第五十一条の八 第三十五条及び第三十七条から第三十九条の二までの規定は、保税展示場について準用する。この場合において、第三十五条第二項第四号中「許可を受けようとする蔵置場が営業用のものである場合においては貨物の保管規則及び保管料率表」とあるのは、「当該博覧会等（第五十一条の二に規定する博覧会等をいう。）の名称、目的、内容、開催期間及び開催者の名称を記載した書類」と読み替えるものとする。

第六節 総合保税地域

第五十一条の九 法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その許可を受けようとする一団の土地及

びその土地に存する建設物その他の施設（以下「一団の土地等」という。）の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該一団の土地等の名称及び所在地並びに当該一団の土地の面積

二 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地、事業の内容及び株主又は出資者若しくは

抛出者の構成

三 当該一団の土地等における貿易に関連する施設の棟数及び配置並びに各施設の構造及び延べ面積

四 当該一団の土地等において貨物を管理する者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、その者が行おうとする法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為の種類、内容、当該行為を行おうとする施設及び当該行為を行おうとする貨物の種類並びに当該貨物（同項第二号に掲げる加工又は製造による製品を含む。）のうち輸入しようとするものの割合

五 当該一団の土地等と当該一団の土地等以外の場所とを区別するための設備の状況その他取締りに関し必要な事項

六 許可を受けようとする期間

七 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、税関長は、許可を受けようとする法人（当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。以下この項において「申請者」という。）の信用状況が確実であることその他の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一 申請者の信用状況を証するに足りる書類

二 許可を受けようとする一団の土地等及びその付近の図面

三 総合保税地域としての利用の見込書

四 許可を受けようとする一団の土地等において業として法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為をしようとする場合においては貨物の保管規則又は使用規則及び保管料率表又は使用料率表

五 申請者の登記事項証明書及び定款の写し

六 その他参考となるべき書類

(総合保税地域においてすることができるとする展示等)
第五十一条の十 法第六十二条の八第一項第三号に規定する政令で定める行為は、展示又はこれに関連する使用のうち、次に掲げる貨物に係るもの以外のものとする。

- 一 販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物(定率法第十四条第三号の三(公式のカタログ等の無条件免税)又は第十五条第一項第五号の二イ及びロ(博覧会等用の物品の特定用途免税)に掲げる貨物を含むものとし、財務省令で定める貨物を除く。)
- 二 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会以外の博覧会等の会場である総合保税地域の展示館、事務所その他の施設の建設又は撤去のために使用される機械、器具及び装置(運搬用機器を含む。)

(一団の土地等を所有又は管理する法人の要件)
第五十一条の十一 法第六十二条の八第二項第一号(総合保税地域の許可)に規定する政令で定める要件は、外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物並びに保税作業による製品を含むものとし、本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を除く。)の蔵置、加工、展示又は運送の事業その他の当該貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される施設の設置及び運営を行う事業その他輸入の円滑化その他の貿易の振興に資すると認められる事業を行うものであることとする。

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)
第五十一条の十二 法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定による承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、貨物の出し入れの際の事情により当該事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

- 一 貨物の記号、番号及び品名並びに当該貨物の課税標準に相当する数量及び価格並びに定率法別表の適用上の所属区分
- 二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称

三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号

四 貨物を置くこととする場合においては、当該貨物の蔵置場所

- 五 法第六十二条の八第一項第二号又は第三号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をしようとする場合においては、当該行為の種類及び当該行為をしようとする場所
- 六 第四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項(同条第三項の包括申告書を提出しているときは、その旨)
- 七 その他参考となるべき事項

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十一条第一項に規定する書類(同項第二号に定める書類を除く。)が必要とされる場合には、当該書類を前項の申請書に添付しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあっては、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書等を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書又は締約国原産品申告書等の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあっては、当該承認の申請の際に、同号ロに規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

5 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ハに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号

ハに規定する締約国品目証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、当該便益の適用を受けようとする貨物の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格)の総額が二十万円以下である場合にあっては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

6 前項の規定により第六十一条第二号ハに規定する締約国品目証明書を提出した場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、前項の貨物について輸入申告を行う際には、当該締約国品目証明書の提出を要しない。

7 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物について、第六十一条第一項第二号ニに規定する場合において同号の便益の適用を受けようとするときは、英国協定附属書二一A(関税の撤廃及び削減)第三編(日本国による関税の撤廃及び削減)B節(特定の原産品についての関税の特恵待遇を適用するための制度)第一款(第B節)について(注釈)3及び4の規定に基づき、同号ニに規定する日英特惠輸入証明書を当該貨物の輸入申告の日の属する年度の翌年度の六月三十日まで、税関長に提出しなければならない。この場合において、当該日英特惠輸入証明書は、当該承認の申請の際に提出されたものとみなす。

8 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が総合保税地域に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認等である場合には、同項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

9 第三十六条の三第九項の規定は、法第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において法第四十三条の三第三項(外国貨物を置くこと等の承認)の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第三十六条の三第九項中「第三十六条の三」とあるのは、「第五十一条の十二」と読み替えるものとする。

(販売用貨物等を入れることの届出の手續)
第五十一条の十三 法第六十二条の十一(販売用貨物等を入れることの届出)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。

一 総合保税地域において有償で観覧又は使用に供される貨物

二 総合保税地域の展示館、事務所その他の施設の建設又は撤去のために使用される機械、器具及び装置(運搬用機器を含む。)

2 法第六十二条の十一の規定による届出は、販売され、若しくは消費される貨物又は前項各号に掲げる貨物の記号、番号、品名、数量及び用途並びに当該貨物を販売し、若しくは消費し、又は同項第一号の観覧若しくは使用に供し、若しくは同項第二号の使用をしようとする場所を記載した書面で行なければならない。

第五十一条の十四 削除

(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)

第五十一条の十五 第三十五条第三項及び第四項、第三十六条、第三十六条の二、第三十七条から第三十九条まで、第三十九条の二第二項から第四項まで、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第四十九条の二、第五十一条の五並びに第五十一条の六の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第三十五条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)」と、第三十六条第一項中「法第四十二条第二項ただし書」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十二条第二項ただし書」と、第三十六条の二中「法第四十三条の二第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十三条の二第二項」と、第三十七条中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十四条第一項」と、第四十四条第一項中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十八条の二中「法第四十五条第三項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十五条第三項」と、第三十九条中「法第四十六条」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十六条」と、第三十九条の二第二項中「法第四十八条の二第四項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十八条の二第四項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「法第四十八条の二第二項又は第四項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第四十八条の二第四項」と、

第四十六条中「法第五十八条の二」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第五十八条の二」と、第四十七条第一項中「法第五十九条第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第五十九条第二項」と、同条第二項中「法第五十九条第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第五十九条第二項」と、第四十九条第一項及び第三項中「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条第一項」と、第四十九条第二項中「法第六十一条第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条第二項」と、同項第一号中「法第六十一条第二項の税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条第一項」と、「保税作業に使用した」とあるのは「保税作業（改装、仕分その他の手入れを除く。以下この条において同じ。）に使用した」と、同項第二号中「法第六十一条の四において準用する法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）」とあるのは「法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）」と、同項第四号中「法第六十一条第二項の規定により税関長が特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、同条第三項中「法第六十一条の二第二項」とあるのは「法第六十二条の十五において準用する法第六十一条の二第二項」と、第五十一条第一項中「法第六十二条の四第一項」とあるのは「法第六十二条の五」と読み替えるものとする。

（保税運送の手続を要しない外国貨物）
第五十二条 法第六十三条第一項（保税運送）に規定する政令で定める貨物は、左の各号に掲げるものとする。
一 本邦に到着した外国貿易船等に積み込まれてい
た外国貨物で、引き続き当該外国貿易船等により、又は他の外国貿易船等に積み替えられて運送されるもの
二 輸出の許可を受けて外国貿易船等に積み込まれた外国貨物で、当該外国貿易船等により、又は他の外国貿易船等に積み替えられて運送されるもの
（保税運送の手続）
第五十三条 法第六十三条第一項（保税運送）の規定による申告は、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類、運送しようとする貨物の運送先、期間及び品名、数量及び価格並びに運送の期間及び目的を記載した書面で行なければならない。
2 法第六十三条第三項に規定する運送目録には、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに運送しようとする貨物の運送先、記号、番号、品名及び数量を記載しなければならない。
3 税関長は、前二項の場合において、運送する距離が短いことその他の事情によりその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認め事項の記載を省略させることができる。
（保税運送の一括承認等ができる期間）
第五十三条の二 法第六十三条第一項に規定する政令で定める期間は、一年とする。
2 法第六十三条第三項の期間の指定は、同条第一項後段の承認に係る期間を一月ごとに区分して行うものとする。
（運送目録の提出時期等）
第五十三条の三 法第六十三条第六項（運送目録の提出）の規定による運送目録の提出は、同条第五項（到着の確認）の確認を受けた日から一月以内とするものとし、保税運送が次のいずれかに該当する場合には、その提出を要しないものとする。
一 法第六十三条第一項（運送の承認）の承認及び同条第五項の確認を行なう税関官署の長が同一である保税運送
二 相互に多数の保税運送が行なわれる場所（同一の税関の管轄区域内の場所に限る。）として税関長が指定した特定の場所相互間において行なわれる保税運送
三 輸出の許可を受けた貨物に係る保税運送
（難破貨物等の運送の手続）
第五十四条 法第六十四条第一項（難破貨物等の運送）に規定する承認を受けようとする者は、第五十三条第一項に規定する事項を記載した申請書を税関長に（税関が設置されていない場所においては税関職員に）提出しなければならない。

2 法第六十四条第一項但書の規定による届出は、第五十三条第一項に規定する事項を記載した書面で行なければならない。
（運送期間の延長の手続）
第五十五条 法第六十三条第四項後段（保税運送の期間の延長）（法第六十四条第二項（難破貨物等の運送）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、第五十三条第一項に規定する事項のほか、運送を承認した税関長、その承認の年月日、発送の年月日並びに当該運送について延長を必要とする期間及び事由を記載した申請書を当該承認をした税関長又は当該貨物のある場所を所轄する税関長に提出しなければならない。
（国際運送貨物取扱業者に関する要件）
第五十五条の二 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げる者であることとする。
一 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）又は第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の承認を受けている者
二 法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）又は第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けている者であつて、その許可の日（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日）から三年を経過している者（前号に掲げる者を除く。）
三 指定保税地域又は総合保税地域において貨物を管理する者であつて、その管理を始めた日から三年を経過している者
四 次に掲げる者であつて、法第六十三条の二第一項の承認の申請の日前三年間に於いて保税運送をしたことがある者
イ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第十九条の五第一項前段（貨物定期航路事業の届出）又は第二十条第一項前段若しくは第二項前段（不定期航路事業の届出）の届出（以下この号において「事業の届出」という。）をした者（当該事業の届出に係る同法第十九条の五第二項又は第二十条第三項の届出をしていない者に限る。）であつて、当該事業の届出の日（二以上の事業の届出をしている場合にあつては、これらのうち最初にした事業の届出の日）から三年を経過している者

ロ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条（許可）の許可（同法第三条第一号（事業の種類）に掲げる一般港湾運送事業に係るものに限る。）を受けている者であつて、その許可の日（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日）から三年を経過している者
ハ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項（許可）又は第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の許可を受けている者であつて、その許可の日から三年を経過している者
ニ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）若しくは第三十五条第一項（登録）の登録又は同法第二十条（許可）若しくは第四十五条第一項（許可）の許可を受けている者であつて、その登録又は許可の日から三年を経過している者
ホ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）又は第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の許可を受けている者であつて、その許可の日から三年を経過している者
（保税運送の承認を受けることを要しない区間）
第五十五条の三 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する政令で定める区間は、外国貨物の管理が財務省令で定めるところにより電子情報処理組織によつて行われている保税地域相互間とする。
（運送目録の記載事項等）
第五十五条の四 法第六十三条の二第二項（保税運送の特例）に規定する運送目録には、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに運送しようとする貨物の運送先、記号、番号、品名、数量及び価格を記載しなければならない。この場合において、運送する距離が短いことその他の事情により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。
2 法第六十三条の二第四項の規定による運送目録の提出は、同条第三項の確認を受けた日から一月以内とするものとし、特定保税運送（同条第一項に規定する特定保税運送をいう。以下こ

一 本邦に到着した外国貿易船等に積み込まれてい
た外国貨物で、引き続き当該外国貿易船等により、又は他の外国貿易船等に積み替えられて運送されるもの

二 輸出の許可を受けて外国貿易船等に積み込まれた外国貨物で、当該外国貿易船等により、又は他の外国貿易船等に積み替えられて運送されるもの
（保税運送の手続）
第五十三条 法第六十三条第一項（保税運送）の規定による申告は、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類、運送しようとする貨物の運送先、期間及び品名、数量及び価格並びに運送の期間及び目的を記載した書面で行なければならない。
2 法第六十三条第三項に規定する運送目録には、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに運送しようとする貨物の運送先、記号、番号、品名及び数量を記載しなければならない。
3 税関長は、前二項の場合において、運送する距離が短いことその他の事情によりその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認め事項の記載を省略させることができる。
（保税運送の一括承認等ができる期間）
第五十三条の二 法第六十三条第一項に規定する政令で定める期間は、一年とする。
2 法第六十三条第三項の期間の指定は、同条第一項後段の承認に係る期間を一月ごとに区分して行うものとする。
（運送目録の提出時期等）
第五十三条の三 法第六十三条第六項（運送目録の提出）の規定による運送目録の提出は、同条第五項（到着の確認）の確認を受けた日から一月以内とするものとし、保税運送が次のいずれかに該当する場合には、その提出を要しないものとする。
一 法第六十三条第一項（運送の承認）の承認及び同条第五項の確認を行なう税関官署の長が同一である保税運送
二 相互に多数の保税運送が行なわれる場所（同一の税関の管轄区域内の場所に限る。）として税関長が指定した特定の場所相互間において行なわれる保税運送
三 輸出の許可を受けた貨物に係る保税運送
（難破貨物等の運送の手続）
第五十四条 法第六十四条第一項（難破貨物等の運送）に規定する承認を受けようとする者は、第五十三条第一項に規定する事項を記載した申請書を税関長に（税関が設置されていない場所においては税関職員に）提出しなければならない。

ロ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条（許可）の許可（同法第三条第一号（事業の種類）に掲げる一般港湾運送事業に係るものに限る。）を受けている者であつて、その許可の日（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日）から三年を経過している者
ハ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項（許可）又は第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の許可を受けている者であつて、その許可の日から三年を経過している者
ニ 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）若しくは第三十五条第一項（登録）の登録又は同法第二十条（許可）若しくは第四十五条第一項（許可）の許可を受けている者であつて、その登録又は許可の日から三年を経過している者
ホ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）又は第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の許可を受けている者であつて、その許可の日から三年を経過している者
（保税運送の承認を受けることを要しない区間）
第五十五条の三 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する政令で定める区間は、外国貨物の管理が財務省令で定めるところにより電子情報処理組織によつて行われている保税地域相互間とする。
（運送目録の記載事項等）
第五十五条の四 法第六十三条の二第二項（保税運送の特例）に規定する運送目録には、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに運送しようとする貨物の運送先、記号、番号、品名、数量及び価格を記載しなければならない。この場合において、運送する距離が短いことその他の事情により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。
2 法第六十三条の二第四項の規定による運送目録の提出は、同条第三項の確認を受けた日から一月以内とするものとし、特定保税運送（同条第一項に規定する特定保税運送をいう。以下こ

一 本邦に到着した外国貿易船等に積み込まれてい
た外国貨物で、引き続き当該外国貿易船等により、又は他の外国貿易船等に積み替えられて運送されるもの
二 輸出の許可を受けて外国貿易船等に積み込まれた外国貨物で、当該外国貿易船等により、又は他の外国貿易船等に積み替えられて運送されるもの
（保税運送の手続）
第五十三条 法第六十三条第一項（保税運送）の規定による申告は、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類、運送しようとする貨物の運送先、期間及び品名、数量及び価格並びに運送の期間及び目的を記載した書面で行なければならない。
2 法第六十三条第三項に規定する運送目録には、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに運送しようとする貨物の運送先、記号、番号、品名及び数量を記載しなければならない。
3 税関長は、前二項の場合において、運送する距離が短いことその他の事情によりその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認め事項の記載を省略させることができる。
（保税運送の一括承認等ができる期間）
第五十三条の二 法第六十三条第一項に規定する政令で定める期間は、一年とする。
2 法第六十三条第三項の期間の指定は、同条第一項後段の承認に係る期間を一月ごとに区分して行うものとする。
（運送目録の提出時期等）
第五十三条の三 法第六十三条第六項（運送目録の提出）の規定による運送目録の提出は、同条第五項（到着の確認）の確認を受けた日から一月以内とするものとし、保税運送が次のいずれかに該当する場合には、その提出を要しないものとする。
一 法第六十三条第一項（運送の承認）の承認及び同条第五項の確認を行なう税関官署の長が同一である保税運送
二 相互に多数の保税運送が行なわれる場所（同一の税関の管轄区域内の場所に限る。）として税関長が指定した特定の場所相互間において行なわれる保税運送
三 輸出の許可を受けた貨物に係る保税運送
（難破貨物等の運送の手続）
第五十四条 法第六十四条第一項（難破貨物等の運送）に規定する承認を受けようとする者は、第五十三条第一項に規定する事項を記載した申請書を税関長に（税関が設置されていない場所においては税関職員に）提出しなければならない。

の項において同じ。)が次のいずれかに該当する場合には、その提出を要しないものとする。

- 一 法第六十三条の二第二項及び第三項の確認を行う税関官署の長が同一である特定保税運送
- 二 相互に多数の特定保税運送が行われる場所(同一の税関の管轄区域内の場所に限る。)として税関長が指定した特定の場所相互間において行われる特定保税運送
- 三 輸出の許可を受けた貨物に係る特定保税運送

3 法第六十三条の二第二項若しくは第三項の規定による運送目録の提示又は同条第四項の規定による運送目録の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

第五十五条の五 法第六十三条の第三項(承認の手続等)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第六十三条の二第二項(保税運送の特例)の承認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 申請者が法第六十三条の二第一項に規定する国際運送貨物取扱業者である場合にあっては、第五十五条の二各号のいずれに該当するかを別
- 三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第六十三条の四第三項(承認の要件)の規則を添付しなければならない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第六項(保税蔵置場の許可の特例)若しくは第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の承認又は法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 申請者が第五十五条の二第三号又は第四号のいずれかに該当する者であるときは、第一項の申請書には、当該いずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。

5 税関長は、第一項の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしなかったときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

6 法第六十三条の二第一項の承認を受けた者(以下「特定保税運送者」という。)は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

(国際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定)

第五十五条の六 法第六十三条の四第一号口(承認の要件)に規定する政令で定める国際運送貨物取扱業者の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同条第一号口に規定する政令で定める法律は、当該区分に応じ当該各号に定める法律とする。

- 一 第五十五条の二第四号イに該当する者 海上運送法
- 二 第五十五条の二第四号ロに該当する者 港湾運送事業法
- 三 第五十五条の二第四号ハに該当する者 航空法
- 四 第五十五条の二第四号ニに該当する者 貨物利用運送事業法
- 五 第五十五条の二第四号ホに該当する者 貨物自動車運送事業法

(保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続)

第五十五条の七 法第六十三条の六(保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする特定保税運送者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の規定の適用を受ける必要がなくなつた旨
- 三 法第六十三条の二第一項の承認を受けた年月日
- 四 その他財務省令で定める事項

(承認の取消しの手続)

第五十五条の八 税関長は、法第六十三条の八第一項(承認の取消し)の規定により法第六十三条の二第二項(保税運送の特例)の承認を取り消した場合においては、その旨及びその理由を記載した書面によりその承認を受けていた者に通知しなければならない。

第四十 八条の二 第一項	の当該許可	の当該承認	読み替読み替えられる読み替える字句	第五十五条の八の二(許可の承認)の規定	(技術的読替等) 第五十五条の八の二(許可の承認)の規定
第四十 八条の二 第二項	保税蔵置場の許	第六十三條の二第一項の承認	の当該承認	の当該承認	法第六十三條の八の二(許可の承認)の規定
第四十 八条の二 第三項	税関長	当該承認をした税関長	の当該承認	の当該承認	法第六十三條の八の二(許可の承認)の規定
第四十 八条の二 第四項	保税蔵置場の	の当該承認	の当該承認	の当該承認	法第六十三條の八の二(許可の承認)の規定
第四十 八条の二 第五項	税関長	の当該承認	の当該承認	の当該承認	法第六十三條の八の二(許可の承認)の規定
第四十 八条の二 第六項	保税蔵置場の	の当該承認	の当該承認	の当該承認	法第六十三條の八の二(許可の承認)の規定
第四十 八条の二 第七項	税関長	の当該承認	の当該承認	の当該承認	法第六十三條の八の二(許可の承認)の規定
第四十 八条の二 第八項	保税蔵置場の	の当該承認	の当該承認	の当該承認	法第六十三條の八の二(許可の承認)の規定
第四十 八条の二 第九項	税関長	の当該承認	の当該承認	の当該承認	法第六十三條の八の二(許可の承認)の規定

ないことができ

2 第三十九条の二第二項又は第三項の規定は、法第六十三条の八の二において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは、「法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは、「である特定保税運送者(法第六十三条の二第二項に規定する特定保税運送者)の住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは、「法第六十三条の二第一項の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは、「合併若しくは分割をしようとする特定保税運送者又は法第六十三条の二第二項に規定する特定保税運送者に関する業務を譲り渡そうとする特定保税運送者の名称又は氏名及び住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは、「合併後存続する法人」と、により当該保税蔵置場の」とあるのは、「により前号の特定保税運送者の法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送者に関する」と、同項第三号中「当該保税蔵置場の」とあるのは、「第一号の特定保税運送者の法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送者に関する」と読み替えるものとする。

(郵便物の保税運送に係る届出の手続)

第五十五条の九 法第六十三条の九第一項(郵便物の保税運送)の規定による届出は、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類、運送しようとする郵便物の運送先、記号、番号、品名、数量及び価格並びに運送の期間を記載した書面でしなければならない。ただし、税関長は、運送する距離が短いことその他の事情によりその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

2 法第六十三条の九第二項に規定する運送目録には、運送に使用しようとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに運送しようとする郵便物の運送先、記号、番号、品名

及び数量を記載しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
 3 法第六十三條の九第四項の規定による運送目録の提出は、同条第三項の確認を受けた日から一月以内にするものとし、郵便物の保稅運送が次の各号のいずれかに該当する場合には、その提出を要しないものとする。
 一 法第六十三條の九第一項の届出を受理した税關官署の長及び同条第三項の確認を行う税關官署の長が同一である保稅運送
 二 相互に多数の保稅運送が行われる場所（同一の税關長が管轄区域内の場所に限る。）として税關長が指定した特定の場所相互間において行われる保稅運送
 三 輸出の許可を受けた郵便物（法第七十三條の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により輸出の許可を受けたものとみなされるものを含む。）に係る保稅運送

（関稅の納付義務の免除の手續等）
第五十六條 第三十八條の規定は法第六十五條第一項ただし書（運送の期間の経過による関稅の徴収）（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定による承認について、第三十八條の二の規定は法第六十五條第四項の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八條中「その置かれていゝる」とあるのは「保稅運送の承認書の番号（法第六十三條の二第一項（保稅運送の特例）に規定する特定保稅運送に係る外国貨物を滅却しようとする場合を除く。）、滅却をしようとする」と、第三十八條の二第一号中「亡失した外国貨物が置かれていた保稅藏置場の名称及び所在地」とあるのは「保稅運送の承認書の番号（法第六十三條の二第一項（保稅運送の特例）に規定する特定保稅運送に係る外国貨物が亡失した場合を除く。）」と、同条第三号中「亡失した外国貨物が置かれていた場所」とあるのは「亡失の場所」と読み替へるものとする。

（郵便物に係る関稅の納付義務の免除の手續等）
第五十六條の二 第三十八條の規定は法第六十五條の二第一項ただし書（運送先に到着しない郵便物に係る関稅の徴収）の規定による承認について、第三十八條の二（第一号を除く。）の規定は法第六十五條の二第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八條中「貨物」とあるのは「郵便物」と、「その置かれていゝる」とあるのは「滅却をしようとする」と、第三十八條の二第二号中「亡失した外国貨物」とあるのは「郵便物」と、同条第三号中「亡失の場所」と読み替へるものとする。

（内国貨物の運送の手續）
第五十七條 第五十三條第一項及び第三項の規定は、法第六十六條第一項（内国貨物の運送）の規定による申告について準用する。
第五章 通關
第一節 總則
第五十八條 輸出しようとする貨物についての法第六十七條（輸出又は輸入の許可）の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸出申告書を税關長に提出して、しなければならぬ。ただし、税關長において当該貨物の種類又は価格を勘案し当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品（外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第八條の二第一項第一号（支払手段等の輸出入の届出）に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。）であるときは、口頭で申告させることができる。

一 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
 二 貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は名称
 三 貨物を積み込むとする船舶又は航空機の名称又は登録記号
 四 輸出の許可を受けるために貨物を入れる保稅地域等（法第六十七條の二第一項（輸出申告又は輸入申告の手續）に規定する保稅地域等をいう。第五十九條の五及び第五十九條の六において同じ。）の名称及び所在地
 五 その他参考となるべき事項
（輸入申告の手續）
第五十九條 輸入しようとする貨物についての法第六十七條（輸出又は輸入の許可）の規定による申告は、次の各号に掲げる事項を記載した輸入申告書を税關長に提出して、しなければならぬ。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。
 一 貨物を輸入しようとする者の住所又は居所及び氏名又は名称

一 二 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格（特例輸入者の特例申告貨物にあつては、貨物の品名、数量及び価格）
 二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称
 三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
 四 貨物の藏置場所
 五 その他参考となるべき事項
（課稅物件の確定の時）
 2 法第四條第一項第二号（課稅物件の確定の時）に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物（以下この項において「保稅製品」という。）を輸入しようとする者は、当該保稅製品に使用した原料である外国貨物の品名並びに当該外国貨物の課稅標準に相当する数量及び価格を前項の輸入申告書に併せて記載するとともに、当該外国貨物に係る法第六十一條の四（保稅藏置場についての規定の準用）において読み替へて準用する法第四十三條の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は法第六十二條の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による税關長の承認を証する書類を税關に提示しなければならぬ。ただし、当該保稅製品が特例申告貨物である場合は、この限りでない。

第五十九條の二 第五十八條第一号又は前条第一項第一号の二に掲げる貨物の数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該貨物の正味の数量とする。
 2 第五十八條第一号に掲げる貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によつて輸出される貨物については、これに準ずる条件による価格とし、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のこれらの価格とする。）とし、前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が特例申告貨物である場合を除く。）及び同条第二項に規定する保稅製品（特例申告貨物を除く。）の原料として使用された外国貨物の課稅標準に相当する価格は、これらの貨物の定率法第四條から第四條の九までの課稅價格の計算方法）の規定により計算される課稅價格に相当する価格とする。
 3 前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が特例申告貨物であつて、無償で輸入される場合に限る。）は、当該貨物につき定率法第四條から第四條の九までの規定に準じて算出した価格とする。

4 第二項に規定する本船甲板渡し価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、輸入貨物につき課稅價格を計算する場合の例による。
 5 前項の規定は、第三項の價格を計算する場合について準用する。
第五十九條の三 削除
（外国貿易船に準ずる船舶）
第五十九條の四 法第六十七條の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手續）に規定する政令で定める船舶は、はしけ又はこれに類する船舶（次条において「はしけ等」という。）とする。
（貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることの承認の手續）
第五十九條の五 法第六十七條の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手續）の規定による税關長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 一 輸出申告又は輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七條（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、輸出又は輸入の許可を受けるために当該貨物を保稅地域等に入れることが不適当と認められる場合に限る。次号において同じ。）
 二 輸出申告又は輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で法第六十七條の検査及び許可を受けようとする場合
 2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸出申告又は輸入申告をする税關長に提出しなければならない。ただし、当該税關長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。
 一 貨物の記号、番号、品名及び数量
 二 外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況
 三 当該承認を受けようとする理由
 四 その他参考となるべき事項

一 二 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
 二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称
 三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
 四 貨物の藏置場所
 五 その他参考となるべき事項
（課稅物件の確定の時）
 2 法第四條第一項第二号（課稅物件の確定の時）に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物（以下この項において「保稅製品」という。）を輸入しようとする者は、当該保稅製品に使用した原料である外国貨物の品名並びに当該外国貨物の課稅標準に相当する数量及び価格を前項の輸入申告書に併せて記載するとともに、当該外国貨物に係る法第六十一條の四（保稅藏置場についての規定の準用）において読み替へて準用する法第四十三條の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は法第六十二條の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による税關長の承認を証する書類を税關に提示しなければならぬ。ただし、当該保稅製品が特例申告貨物である場合は、この限りでない。

第五十九條の二 第五十八條第一号又は前条第一項第一号の二に掲げる貨物の数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該貨物の正味の数量とする。
 2 第五十八條第一号に掲げる貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によつて輸出される貨物については、これに準ずる条件による価格とし、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のこれらの価格とする。）とし、前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が特例申告貨物である場合を除く。）及び同条第二項に規定する保稅製品（特例申告貨物を除く。）の原料として使用された外国貨物の課稅標準に相当する価格は、これらの貨物の定率法第四條から第四條の九までの課稅價格の計算方法）の規定により計算される課稅價格に相当する価格とする。
 3 前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が特例申告貨物であつて、無償で輸入される場合に限る。）は、当該貨物につき定率法第四條から第四條の九までの規定に準じて算出した価格とする。

4 第二項に規定する本船甲板渡し価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、輸入貨物につき課稅價格を計算する場合の例による。
 5 前項の規定は、第三項の價格を計算する場合について準用する。
第五十九條の三 削除
（外国貿易船に準ずる船舶）
第五十九條の四 法第六十七條の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手續）に規定する政令で定める船舶は、はしけ又はこれに類する船舶（次条において「はしけ等」という。）とする。
（貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることの承認の手續）
第五十九條の五 法第六十七條の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手續）の規定による税關長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 一 輸出申告又は輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七條（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、輸出又は輸入の許可を受けるために当該貨物を保稅地域等に入れることが不適当と認められる場合に限る。次号において同じ。）
 二 輸出申告又は輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で法第六十七條の検査及び許可を受けようとする場合
 2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸出申告又は輸入申告をする税關長に提出しなければならない。ただし、当該税關長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。
 一 貨物の記号、番号、品名及び数量
 二 外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況
 三 当該承認を受けようとする理由
 四 その他参考となるべき事項

一 二 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
 二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称
 三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
 四 貨物の藏置場所
 五 その他参考となるべき事項
（課稅物件の確定の時）
 2 法第四條第一項第二号（課稅物件の確定の時）に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物（以下この項において「保稅製品」という。）を輸入しようとする者は、当該保稅製品に使用した原料である外国貨物の品名並びに当該外国貨物の課稅標準に相当する数量及び価格を前項の輸入申告書に併せて記載するとともに、当該外国貨物に係る法第六十一條の四（保稅藏置場についての規定の準用）において読み替へて準用する法第四十三條の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は法第六十二條の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による税關長の承認を証する書類を税關に提示しなければならぬ。ただし、当該保稅製品が特例申告貨物である場合は、この限りでない。

第五十九條の二 第五十八條第一号又は前条第一項第一号の二に掲げる貨物の数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該貨物の正味の数量とする。
 2 第五十八條第一号に掲げる貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によつて輸出される貨物については、これに準ずる条件による価格とし、無償で輸出される貨物については、当該貨物が有償で輸出されるものとした場合のこれらの価格とする。）とし、前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が特例申告貨物である場合を除く。）及び同条第二項に規定する保稅製品（特例申告貨物を除く。）の原料として使用された外国貨物の課稅標準に相当する価格は、これらの貨物の定率法第四條から第四條の九までの課稅價格の計算方法）の規定により計算される課稅價格に相当する価格とする。
 3 前条第一項第一号の二に掲げる貨物の価格（当該貨物が特例申告貨物であつて、無償で輸入される場合に限る。）は、当該貨物につき定率法第四條から第四條の九までの規定に準じて算出した価格とする。

4 第二項に規定する本船甲板渡し価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、輸入貨物につき課稅價格を計算する場合の例による。
 5 前項の規定は、第三項の價格を計算する場合について準用する。
第五十九條の三 削除
（外国貿易船に準ずる船舶）
第五十九條の四 法第六十七條の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手續）に規定する政令で定める船舶は、はしけ又はこれに類する船舶（次条において「はしけ等」という。）とする。
（貨物を外国貿易船等に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることの承認の手續）
第五十九條の五 法第六十七條の二第二項（輸出申告又は輸入申告の手續）の規定による税關長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 一 輸出申告又は輸入申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七條（輸出又は輸入の許可）の検査及び許可を受けようとする場合（当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行うのに支障がなく、かつ、輸出又は輸入の許可を受けるために当該貨物を保稅地域等に入れることが不適当と認められる場合に限る。次号において同じ。）
 二 輸出申告又は輸入申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ等に積み込み、その状態で法第六十七條の検査及び許可を受けようとする場合
 2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸出申告又は輸入申告をする税關長に提出しなければならない。ただし、当該税關長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。
 一 貨物の記号、番号、品名及び数量
 二 外国貿易船又ははしけ等の名称及び係留場所並びに外国貿易船又ははしけ等における貨物の積付けの状況
 三 当該承認を受けようとする理由
 四 その他参考となるべき事項

(保税地域等)に入れないで輸入申告をすることの承認の申請)

第五十九條の六 法第六十七條の二第三項第二号

(輸出申告又は輸入申告の手続)の規定により、貨物を保税地域等に入れないで輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 輸入申告を電子情報処理組織を使用して行う場合(当該輸入申告に係る輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要がある、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合に限る。)
- 二 前号に掲げる場合のほか、貨物を保税地域等に入れる前に輸入申告をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該貨物の輸入申告をする税関長に提出しなければならない。ただし、当該税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

- 一 貨物の記号、番号、品名及び数量
 - 二 当該承認を受けようとする理由
 - 三 その他参考となるべき事項
- 3 法第六十七條の二第三項第三号の規定による輸入申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

第二節 輸出申告の特例

第五十九條の七 法第六十七條の三第一項(輸出申告の特例)の規定の適用を受ける法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出申告(同項第一号に規定する特定輸出者に係るものに限る。)

同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七條の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び次の各号」と、省略させ、また、当該貨物が旅客又は乗組員の携帯品(外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第八條の二第一項第一号(支払手段等の輸出入の届出)に掲げる支払手段又は証券に該当するもの及び同項第二号に掲げる貴金属に該当するものを除く。)であるときは、口頭で申告させる」とあり、同条第四号中「所在

地」とあるのは「所在地(法第六十七條の三第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあつては、貨物が置かれていた場所)」とする。

2 前項の規定は、法第六十七條の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七條の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七條の三第一項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「第六十七條の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」とあるのは「第六十七條の三第一項後段(輸出申告の特例)に規定する特定委託輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」とあるのは「第六十七條の三第一項後段に規定する特定委託輸出申告」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、法第六十七條の三第一項の規定の適用を受ける法第六十七條の規定による輸出申告(同項第三号に規定する特定製造貨物輸出者に係るものに限る。)

規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「第六十七條の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び」とあるのは「第六十七條の三第二項(輸出申告の特例)に規定する特定製造貨物輸出申告を行う場合にあつてはその旨、当該貨物を製造した者及び当該貨物が置かれていた場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う者並びに」と、「第六十七條の三第三項に規定する特定輸出申告」とあるのは「第六十七條の三第二項(輸出申告の特例)に規定する特定製造貨物輸出申告」と読み替へるものとする。

4 前三項の輸出申告(法第六十八條(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定により輸出申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む。)は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(輸出申告の特例を適用しない貨物の指定)

第五十九條の八 法第六十七條の三第一項(輸出申告の特例)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

- 一 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(次号及び第三号に掲げるものを除く。)
- 二 輸出貿易管理令別表第四に掲げる国又は地域を仕向地として輸出される貨物であつて、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八條第一項(輸出の許可等)の規定による許可又は同令第二條第二項(輸出の承認)の規定による承認を必要とするもの(次号に掲げるものを除く。)
- 三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條1aに規定する輸出される資材、需品又は装備

第五十九條の九 法第六十七條の三第二項(輸出申告の特例)に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 特定製造貨物(法第六十七條の三第三項第二号イ(製造者の認定)に規定する特定製造貨物をいう。以下この条において同じ。)
- 二 特定製造貨物に係る法第七十條第一項又は第二項(証明又は確認)の規定による証明の要否
- 三 認定製造者(法第六十七條の三第三項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)
- 四 特定製造貨物輸出者(法第六十七條の三第三項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。第五十九條の十六第一項第二号及び第四項において同じ。)
- 五 住所又は氏名又は名称

五 特定製造貨物が置かれていた場所から当該特定製造貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う者の住所又は氏名又は名称

六 その他財務省令で定める事項

第五十九條の十 法第六十七條の三第三項(輸出申告の特例)に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第六十七條の三第一項第一号の承認を受けようとする者(第三項及び第四項において

「申請者」という。)の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第六十七條の三第三項に規定する特定輸出申告をしようとする貨物の品名

三 法第六十七條の六第一号イからチまで(承認の要件)のいずれかに該当する場合には、その事実

四 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書には、法第六十七條の六第三号の規則を添付しなければならない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十七條の十三第一項(製造者の認定)の認定を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

第五十九條の十一 第二十九條の規定は法第六十七條の五(特例輸出貨物の亡失等の届出)において準用する法第三十四條本文(外国貨物の廃棄)の規定による届出について、第三十八條の二の規定は法第六十七條の五において準用する法第四十五條第三項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九條中「廃棄しようとする貨物」とあるのは「廃棄しようとする貨物に係る輸出の許可書の番号、当該貨物」と、第三十八條の二第一号中「外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「外国貨物に係る輸出の許可書の番号」と読み替へるものとする。

第五十九條の十二 特定輸出者は、特定輸出関係帳簿(法第六十七條の八第一項(特定輸出者に係る帳簿の備付け等)に規定する特定輸出関係帳簿をいう。第三項及び第四項において

「帳簿の記載事項等)」

て同じ。)を備え付けて、これに特定輸出貨物(同条第一項に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。)について当該特定輸出貨物の品名、数量及び価格、仕向人の氏名又は名称並びに当該特定輸出貨物に係る輸出の許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 法第六十七条の八第一項に規定する政令で定める書類(以下この条において「特定輸出関税関係書類」という。)は、特定輸出貨物に係る契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類、当該特定輸出貨物が法第七十条第一項又は第二項(証明又は確認)に規定する貨物に該当する場合にあつては、同条第一項に規定する許可、承認等を受けている旨を証明する書類又は同条第二項に規定する検査の完了若しくは条件の具備を証明する書類その他特定輸出貨物の性質及び形状を明らかにする書類とする。

3 特定輸出関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が特定輸出関税関係書類又は輸出の許可書に記載されている場合には、当該全部又は一部の事項の特定輸出関税関係帳簿の記載を省略することができる。この場合において、当該輸出の許可書は、特定輸出関税関係書類とみなす。

4 特定輸出者は、特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類をその特定輸出貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、特定輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該特定輸出貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は特定輸出者の住所地若しくは居所地に保存しなければならない。

5 法その他の関税に関する法令の規定により特定輸出関税関係書類を税関長に提出した場合に於いて、その提出以後、前二項の規定は、適用しない。

第五十九条の十三 第四条の十三の規定は、法第六十七条の九(輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出)の規定による届出について準用する。この場合において、第四条

の十三第一号中「特例輸入者」とあるのは「特定輸出者」と、同条第二号中「第七条の第二項(申告の特例)」とあるのは「第六十七条の第三項(輸出申告の特例)」と、同条第三号中「第七条の第二項」とあるのは「第六十七条の第三項第一号」と読み替えるものとする。

(承認の取消しの手続)

第五十九条の十四 第四条の十四の規定は、法第六十七条の十一(承認の取消し)の規定により法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認を取り消した場合について準用する。

(技術的読替え等)

第五十九条の十五 第四条の十五第一項の規定は、法第六十七条の十二(許可の承認)についての規定の準用)の規定において特定輸出者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承認)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて準用する。この場合において、第四条の十五第一項の表中「第七条の第二項」とあるのは「第六十七条の三第一項第一号」と、同表第四十八条の二第一項の表中「申告の特例」とあるのは「(輸出申告の特例)」と、同表第四十八条の二第三項の表中「(許可の要件)」とあるのは「(許可の要件)のいづれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号(承認の要件)」とあるのは「第六十七条の六各号(承認の要件)のいづれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と、同表第四十八条の二第四項の表中「特例輸入者の特例申告貨物の輸入」とあるのは「特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と、「第七条の十一第一項第一号又は第三号」とあるのは「第六十七条の十第一項第一号又は第三号」と、同表第四十八条の二第五項の表中「第四十三各号」とあるのは「第四十三各号」とあるのは「第四十三各号のいづれかに該当する場合には、前項の承認をしないことができる」と、「第七条の五各号」とあるのは「第六十七条の六各号のいづれかに適合しない場合には、前項の承認をしないものとする」と読み替えるものとする。

2 第三十九条の二第二項又は第二項の規定は、法第六十七条の十二において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について準用する。この場合

において、第三十九条の二第一項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認」と、同項第一号中「の氏名並びに当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「である特定輸出者(法第六十七条の三第一項第一号に規定する特定輸出者をいう。次項において同じ。)」の氏名及び住所又は居所」と、同条第二項中「保税蔵置場の許可」とあるのは「法第六十七条の三第一項第一号の承認」と、同項第一号中「当該保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「合併若しくは分割をしようとする特定輸出者又は住所又は居所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしようとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場」とあるのは「により前号の特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と、同項第三号中「当該保税蔵置場」とあるのは「第一号の特定輸出者の特定輸出貨物の輸出」と読み替えるものとする。

(認定製造者の認定の申請の手続等)

第五十九条の十六 法第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 特定製造貨物輸出者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 三 その他財務省令で定める事項
- 四 前項の申請書には、法第六十七条の十三第三項第二号の規則を添付しなければならない。
- 五 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、第一項第二号の特定製造貨物輸出者について準用する。

5 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき認定をしたときはその旨を、認定をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

6 認定製造者は、その認定に係る第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

(認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出の手続)

第五十九条の十七 法第六十七条の十五(認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

一 届出をする認定製造者の住所又は居所及び氏名又は名称

二 法第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定を受けている必要がなくなった旨

三 法第六十七条の十三第一項の認定を受けた年月日

四 その他財務省令で定める事項

(認定の取消しの手続)

第五十九条の十八 税関長は、法第六十七条の十七第一項(認定の取消し)の規定により法第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定を取り消した場合に於いて、その旨及びその理由を書面によりその認定を受けた者に通知しなければならない。

(技術的読替え等)

第五十九条の十九 法第六十七条の十八(許可の承認)についての規定の準用)の規定において認定製造者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承認)の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

読み替読み替えられる法字句の規定	読み替読み替えられる法字句
第四十により当該許可の認定	により第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定
第二の当該許可	の当該認定
第四十保税蔵置場の許可	の当該認定
八条の可	の認定
第二	の認定

<p>第四十 八条の 二第 四項</p>	<p>税関長</p>	<p>当該認定をした税関長</p>
<p>第四十 八条の 二第 四項</p>	<p>税関長</p>	<p>同条第一項の認定をした税関長</p>
<p>第四十 八条の 二第 四項</p>	<p>税関長</p>	<p>同条第一項の認定をした税関長</p>
<p>第四十 八条の 二第 四項</p>	<p>税関長</p>	<p>同条第一項の認定をした税関長</p>

住所」と、同項第二号中「合併若しくは分割をしよとする法人又は当該保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者の名称又は氏名及び住所並びに合併後存続する法人」とあるのは「合併後存続する法人」と、「により当該保税蔵置場の」とあるのは「により前号の認定製造者の法第六十七條の十三第三項第二号イ及びロに規定する」と、同項第三号中「当該保税蔵置場の」とあるのは「第一号の認定製造者の法第六十七條の十三第三項第二号イ及びロに規定する」と読み替えて適用する前条ただし書」とする。

第二節の二 輸入申告の特例
(特例輸入者等の輸入申告手続)
第五十九條の二十 法第六十七條の十九(輸入申告の特例)の規定の適用を受ける法第六十七條(輸出又は輸入の許可)の規定による輸入申告に係る第五十九條の規定の適用については、同条第一項中「前条ただし書」とあるのは、「第五十九條の七第一項の規定により読み替えて適用する前条ただし書」とする。

2 前項の輸入申告(法第六十八條(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する書類及び法その他の関税に関する法令の規定による輸入申告の際に提出するものとされている書類の提出を含む)は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

(輸入申告の特例を適用しない貨物の指定)
第五十九條の二十一 法第六十七條の十九(輸入申告の特例)に規定する政令で定める貨物は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條1aに規定する輸入される資材、需品又は装備とする。

第三節 提出書類及び検査手続
(条約の特別の規定による便益に相当する便益)
第六十條 法第六十八條(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定するこれに相当する便益で政令で定めるものは、定率法第五條(便益関税)の規定による便益とする。
(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するため書類等)
第六十一條 法第六十八條(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕入ととの間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八條の便益(次号の便益を除く。)を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国(その一部である地域を含む)の生産物であることを証明した原産地証明書(課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四條から第四條の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。)の総額が二十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかかな貨物に係るものを除く。)

二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第六條において「シンガポール協定」という。)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下この号において「インドネシア協定」という。)、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。)、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国と、ペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的

な協定(以下この号において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。)、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定、英国協定又は地域的な包括的経済連携協定をいう。以下この号において同じ。)における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの(以下この号において「締約国原産品」という。)であることを証明した又は申告する書類(税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物(インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。))及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該貨物が締約国原産品であることにつき、経済連携協定の規定に基づき、協定締約国の権限ある当局(協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に關して権限を有する機関をいう。)が証明した書類又は当該書類の作成をすることができる者として当該権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類(いずれも環太平洋包括的及び先進的協定に係るものを除く。以下この条においてこれらの書類を「締約国原産地証明書」という。)

(2) 当該貨物が締約国原産品であることを申告する書類であつて経済連携協定の規定に基づき作成されたもの(環太平洋包括的及び先進的協定第三章(原産地規則及び原産地手続)附属書三—A7(その他の制度)に規定する書類を含む。第五項において「締約国原産品申告書」という。))及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該貨物が当該締約国原産品であることを明らかにする書類(税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。)(第

四項においてこれらの書類を「締約国原産品申告書等」という。）

口 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、経済連携協定の我が国以外の締約国（当該締約国の関税に関する法令が施行されている当該締約国以外の国を含む。以下この号において「締約国」という。）から当該締約国以外の地域（以下この号及び第七項において「非原産国」という。）を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合（当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書四（運用上の証明手続）第三規則4（a）（原産地証明書の提示）又は地域的な包括的経済連携協定第三章（原産地規則）第B節（運用上の証明手続）第三・十九条1（連続する原産地証明）の規定により連続する原産地証明書又は連続する原産地証明の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書又は当該連続する原産地証明が発給された国から当該国以外の地域を經由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。）にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであるから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七項及び第八項において「運送要件証明書」という。）

(1) 当該締約国から非原産国を經由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの

(2) 当該締約国から非原産国における博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）

（限る。）のため送り出された貨物で、当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨物が直接運送品又は（一）に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）

（二）当該貨物が英国協定附属書二A（関税の撤廃及び削減）第三編（日本国による関税の撤廃及び削減）第B節（特定の原産品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度）の規定に基づき関税の譲許が同節の規定により算出される数量を限度として定められている物品に該当するものであることにつき証明を必要とするものである場合にあっては、当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けることができる物品に該当することを証する書類（第九項及び第十項において「日英特恵輸入証明書」という。）

（一）当該貨物が締約国原産品申告書及び締約国原産品申告書は、この限りに係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならぬ。ただし、締約国品目証明書は、これに係る貨物の課税価格の総額が二十万円以下である場合にあっては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

（二）締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書は、これらに係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第一項に規定する郵便物にあつては、同条第三項の規定による提示の日）において、その発給又は作成の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

（三）シンガポール協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受ける貨物について発給される締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内）に発給したものでなければならぬ。

（四）運送要件証明書のうち、非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならぬ。

一 当該貨物の記号、番号、品名及び数量
二 非原産国における当該貨物の船舶、航空機、又は車両に対する積卸しの年月日及び当該船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類
三 前号の積卸しがされた非原産国における当該貨物の取扱いの状況
運送要件証明書は、第一項第二号ロ（一）又は（二）に掲げる貨物の輸入申告に際し、提出しなければならない。

日英特恵輸入証明書は、当該日英特恵輸入証明書に係る貨物の輸入申告の日の属する年度翌年度の六月三十日まで、税関長に提出しなければならない。この場合において、当該日英特恵輸入証明書は、第三十六条の三第七項（第

五十条の二において準用する場合を含む。）及び第五十一条の十二第七項の場合を除き、当該輸入申告の際に提出されたものとみなす。

10 財務大臣は、日英特恵輸入証明書に係る物品について、当該物品に係る英国協定附属書二A第三編第B節に規定する規定の実施に關して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

（指定地外検査の許可の申請）
第六十二条 法第六十九条第二項（指定地外検査）に規定する許可を受けようとする者は、その許可を受けようとする貨物の品名及び数量並びに同項に規定する検査を受けようとする期間、場所及び事由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物
第一款 輸出してはならない貨物
（輸出してはならない貨物に係る認定手続）
第六十二条の二 税関長は、法第六十九条の三第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の十二第一項及び第六十二条の十三において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の三第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の十二第二項において同じ。）及び当該疑義貨物を輸出しようとする者（以下この条において「輸出者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の三第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者（次項及び第四項第二号において「権利者」と総称する。）又は輸出者に対し、当該証拠に

（一）当該貨物が締約国原産品申告書及び締約国原産品証明書、締約国原産品申告書等

ついで意見を述べる機会を与えなければならない。
三 法第六十九条の第三項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
一 疑義貨物の品名
二 輸出者及び疑義貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所
三 疑義貨物（法第六十九条の第二項第三号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（次条において「権利」と総称する。）の内容
四 疑義貨物（法第六十九条の第二項第四号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十七号又は第十八号（定義）に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容

五 認定手続を執る理由
六 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、その旨
七 疑義貨物が法第六十九条の第二項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限
八 法第六十九条の四第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨
九 その他参考となるべき事項

四 法第六十九条の第三項及び第二項の規定による輸出者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸出申告の年月日（疑義貨物が法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物である場合にあつては、同条第三項の規定による提示がされた年月日）

二 権利者の氏名又は名称及び住所
三 疑義貨物が法第六十九条の第二項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限
四 疑義貨物が法第六十九条の第二項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨
五 法第六十九条の四第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、当該申立てをした者又は輸出者（法第四十条第一項（法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により疑義貨物についての内容の点検を行うことができる場合における輸出者を除く。）は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨
六 前項第三号から第六号まで及び第九号に掲げる事項
七 法第六十九条の第三項の規定による通知は、書面で行わなければならない。
（輸出してはならない貨物に係る申立て手続）
第六十二条の三 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 自己の権利の内容（法第六十九条の第二項第三号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをした場合に限る。）
二 商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段の内容（法第六十九条の第二項第四号に掲げる貨物に係る申立てをした場合に限る。）
三 自己の権利又は営業上の利益（法第六十九条の第二項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号において同じ。）を侵害すると認める貨物の品名
四 前号の貨物が自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める理由
五 法第六十九条の四第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（四年以内に限り。）

六 その他参考となるべき事項
（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）
第六十二条の四 法第六十九条の四第四項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行うとする者は、第六十二条の二第三項第七号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。
（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求めの手続）
第六十二条の五 税関長は、法第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。
（輸出してはならない貨物に係る税関長の命令により供託した場合の手続）
第六十二条の六 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした者で法第六十九条の六第一項又は第二項（輸出差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの（次条において「供託をすべき申立人」という。）は、当該供託（法第六十九条の六第三項の規定による有価証券の供託を含む。）をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。
2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸出しようとする者に交付しなければならない。
（輸出してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）
第六十二条の七 供託をすべき申立人は、法第六十九条の六第五項（輸出差止申立てに係る供託等）の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの（第一号及び第三項において単に「金融機関」という。）を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に対して、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の六第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸出者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸出者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸出者に支払うものであること。
二 税関長の承認を受けた解除した時に契約の効力が消滅するものであること。
三 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。
2 供託をすべき申立人は、法第六十九条の六第五項の契約を締結したとき（税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。）は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。
3 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸出しようとする者に交付しなければならない。
4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第六十九条の六第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸出者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは、当該申請をした輸出者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。
（輸出してはならない貨物に係る権利の実行の手続）
第六十二条の八 法第六十九条の六第六項（輸出差止申立てに係る供託等）に規定する権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する輸出者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。
2 税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の謄本、和解を証する書面その他これ

六 その他参考となるべき事項
（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）
第六十二条の四 法第六十九条の四第四項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行うとする者は、第六十二条の二第三項第七号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。
（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求めの手続）
第六十二条の五 税関長は、法第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。
（輸出してはならない貨物に係る税関長の命令により供託した場合の手続）
第六十二条の六 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした者で法第六十九条の六第一項又は第二項（輸出差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの（次条において「供託をすべき申立人」という。）は、当該供託（法第六十九条の六第三項の規定による有価証券の供託を含む。）をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。
2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸出しようとする者に交付しなければならない。
（輸出してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）
第六十二条の七 供託をすべき申立人は、法第六十九条の六第五項（輸出差止申立てに係る供託等）の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの（第一号及び第三項において単に「金融機関」という。）を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に対して、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の六第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸出者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸出者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸出者に支払うものであること。
二 税関長の承認を受けた解除した時に契約の効力が消滅するものであること。
三 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。
2 供託をすべき申立人は、法第六十九条の六第五項の契約を締結したとき（税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。）は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。
3 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸出しようとする者に交付しなければならない。
4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第六十九条の六第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸出者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは、当該申請をした輸出者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。
（輸出してはならない貨物に係る権利の実行の手続）
第六十二条の八 法第六十九条の六第六項（輸出差止申立てに係る供託等）に規定する権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する輸出者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。
2 税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の謄本、和解を証する書面その他これ

らに類するものにより当該申立てを理由がある
と認めるときは、当該申立てをした輸出者に対し、
権利を有することを確認する書面を交付しな
ければならない。

3 税関長は、有価証券が供託されている場合
において、権利の実行に必要があるときは、当
該有価証券を換価することができる。この場合
において、換価の費用は、換価代金から控除す
る。

4 前三項に規定するもののほか、権利の実行に
関し必要な事項は、法務省令・財務省令で定め
る。

(輸出してはならない貨物に係る供託された金
銭等の取戻しに係る承認申請手続)

第六十二条の九 法第六十九条の六第八項第四号
(輸出差止申立てに係る供託等)の承認を受け
ようとする者は、同号の承認を受けた旨を記
載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書
の写しを添付して、税関長に提出しなければな
らない。

2 法第六十九条の六第八項第五号の承認を受け
ようとする者は、現に供託されている供託物に
代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を
受けた旨及びその事由を記載した書面に、当
該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、
税関長に提出しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くこ
との求めの手続)

第六十二条の十 法第六十九条の七第一項(輸出
してはならない貨物に係る意見を聴くこと)の求
め等)の規定による求め(以下この条及び次条
第一項各号において「意見照会請求」という)を
しようとする者は、次に掲げる事項を記載し
た書面に、当該意見照会請求をしようとする者
が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者
等である場合にあっては当該意見照会請求に係
る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しく
は意匠権の侵害の行為を組成したものと認め
る物若しくは方法又は不正競争防止法第二
条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第十
九条第一項第八号(適用除外等)に定める行為
を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び
第二項において同じ。)を組成したものと認
める物の具体的態様を明らかにする資料を、
当該意見照会請求をしようとする者が法第六
十九条の七第一項に規定する輸出者である場合
にあっては当該意見照会請求に係る貨物に係る同

項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権
若しくは意匠権の侵害の行為を組成してない
ものとして認める物若しくは方法又は不正競争
防止法第二項第十号に掲げる行為を組成し
ていないものとして認める物の具体的態様を
明らかにする資料を添えて、税関長に提出しな
ければならない。

一 法第六十九条の七第一項に規定する通知日
に規定する十日経過日までの期間を延長する
旨の通知を受けたときは、その旨

三 意見照会請求をする旨及びその理由

四 その他参考となるべき事項

(輸出してはならない貨物に係る経済産業大臣
等への意見の求めの手続)

第六十二条の十一 税関長は、法第六十九条の七
第二項(輸出してはならない貨物に係る意見を
聴くこと)の求め等)の規定により経済産業大臣
又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、そ
の旨を記載した書面に及び次の各号に掲げる場
合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条
の規定により提出された書面の写し及び同条に
規定する資料その他の経済産業大臣又は特許庁
長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料
を添えて、経済産業大臣又は特許庁長官に提出
しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六
十九条の七第一項に規定する特許権者等である
場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に
係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若
しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと
して認める物若しくは方法又は不正競争防止
法第二項第十号(定義)に掲げる行為
を組成したものと認める物の具体的態様
であつて税関長が特定したものを記載した
書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六
十九条の七第一項に規定する輸出者である場
合 当該輸出者が当該意見照会請求に係る貨
物に係る同項に規定する特許権者等の特許
権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為
を組成してないものとして認める物若しく
は方法又は不正競争防止法第二項第十号に
掲げる行為を組成してないものとして認
める物の具体的態様であつて税関長が特定
したものを記載した書面

税関長は、法第六十九条の七第九項の規定に
より経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を

求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見
の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等
の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の
行為を組成したものと認める物若しくは方法
又は不正競争防止法第二項第十号に掲げる
行為を組成したものと認める物の具体的態
様であつて自ら特定したものを記載した書面
に、当該具体的態様を明らかにする資料その他
の経済産業大臣又は特許庁長官が意見を述べる
に際し参考となるべき資料を添えて、経済産業
大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。

3 税関長は、法第六十九条の七第二項又は第九
項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に
対し意見を求める前に、その求めに係る同条第
一項に規定する特許権者等及び輸出者に対し、
前二項に規定する資料について意見を述べる機
会を与えなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続にお
ける農林水産大臣等への意見の求めの手続等)

第六十二条の十二 税関長は、法第六十九条の八
第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手
続における農林水産大臣等への意見の求め)の
規定により農林水産大臣又は経済産業大臣に対
し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載
した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物に
ついての資料その他の農林水産大臣又は経済産
業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資
料を添えて、農林水産大臣又は経済産業大臣に
提出しなければならない。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、法第六
十九条の八第二項の規定により意見を述べるため
必要な場合には、同条第三項に規定する育成者
権者若しくは不正競争差止請求権者、当該認定
手続に係る貨物を輸出しようとする者その他の
関係者又は字識経験を有する者から意見を聴く
ことができる。この場合において、必要な手続
その他の事項は、農林水産省令又は経済産業省
令で定める。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続にお
ける専門委員への意見の求めの手続)

第六十二条の十三 税関長は、法第六十九条の九
(輸出してはならない貨物に係る認定手続にお
ける専門委員への意見の求め)の規定により専
門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び
理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る
疑義貨物についての資料その他の専門委員が意

見を述べるに際し参考となるべき資料を添え
て、専門委員に送付するものとする。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取
りやめること)の求めの手続)

第六十二条の十四 法第六十九条の第十項(輸
出してはならない貨物に係る認定手続を取りや
めること)の求め等)の規定による求め(第四号
において「認定手続取りやめ請求」という)を
しようとする者は、次に掲げる事項を記載し
た書面を税関長に提出しなければならない。

一 法第六十九条の第十項の規定により通知
を受けた法第六十九条の七第一項(輸出して
はならない貨物に係る意見を聴くこと)の求め
等)に規定する通知日

二 法第六十九条の七第一項の規定により同項
に規定する十日経過日までの期間を延長する
旨の通知を受けたときは、その旨

三 法第六十九条の七第六項の規定による通知
を受けたときは、当該通知を受けた日

四 認定手続取りやめ請求をする旨

五 その他参考となるべき事項

(税関長の命令により供託した場合の手続等に
ついての規定の準用)

第六十二条の十五 第六十二条の六及び第六十二
条の七の規定は法第六十九条の第十項(輸出
してはならない貨物に係る認定手続を取りやめ
ること)の求め等)の規定による求めをしよう
とする者で同条第三項の規定により金銭を供託す
べき旨を命じられたものについて、第六十二
条の八の規定は法第六十九条の第十項に規定す
る権利の実行の手続について、第六十二条の九
第一項の規定は法第六十九条の第十項第二号
の承認を受けようとする者について、第六十二
条の九第二項の規定は法第六十九条の第十項
第三号の承認を受けようとする者について、そ
れぞれ準用する。この場合において、次の表の
上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、
それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるも
のとする。

読み替える規定	読み替える字句
第六十二条の六申立人	えられ
第六十二条の七第一項並びに第七	請求者

一項、第二項及び第四項	第六十二條の六法第六十九條の十第四項	十九條の六第六項	三項	第六十二條の六を輸出に係る法第六十九條の第二項	とす	者
第六十二條の七	輸出者	特許権者等	第六十二條の七を輸出に係る法第六十九條の第三項	とす	者	
第六十二條の八	輸出者	特許権者等	第六十二條の八を輸出に係る法第六十九條の第四項	とす	者	
第六十二條の九	輸出者	特許権者等	第六十二條の九を輸出に係る法第六十九條の第五項	とす	者	
第六十二條の十	輸出者	特許権者等	第六十二條の十を輸出に係る法第六十九條の第六項	とす	者	
第六十二條の十一	輸出者	特許権者等	第六十二條の十一を輸出に係る法第六十九條の第七項	とす	者	
第六十二條の十二	輸出者	特許権者等	第六十二條の十二を輸出に係る法第六十九條の第八項	とす	者	
第六十二條の十三	輸出者	特許権者等	第六十二條の十三を輸出に係る法第六十九條の第九項	とす	者	
第六十二條の十四	輸出者	特許権者等	第六十二條の十四を輸出に係る法第六十九條の第十項	とす	者	
第六十二條の十五	輸出者	特許権者等	第六十二條の十五を輸出に係る法第六十九條の第十一項	とす	者	
第六十二條の十六	輸出者	特許権者等	第六十二條の十六を輸出に係る法第六十九條の第十二項	とす	者	
第六十二條の十七	輸出者	特許権者等	第六十二條の十七を輸出に係る法第六十九條の第十三項	とす	者	
第六十二條の十八	輸出者	特許権者等	第六十二條の十八を輸出に係る法第六十九條の第十四項	とす	者	
第六十二條の十九	輸出者	特許権者等	第六十二條の十九を輸出に係る法第六十九條の第十五項	とす	者	
第六十二條の二十	輸出者	特許権者等	第六十二條の二十を輸出に係る法第六十九條の第十六項	とす	者	

第二項 輸入してはならない貨物
 (輸入してはならない貨物に係る認定手続)
 第六十二條の十六 税関長は、法第六十九條の第二項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条にお

て「認定手続」という。)においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十二條の二十四第一項第一号及び第二項、第六十二條の二十九第一項並びに第六十二條の三十において「疑義貨物」という。)に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第六十九條の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。第四項第四号及び第六十二條の二十九第二項において同じ。))をいう。以下この条において同じ。及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(以下この条において「輸入者」という。)に対し、当該疑義貨物が法第六十九條の十一第一項第九号から第十号まで(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べべる機会を与えなければならない。ただし、第五項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がない場合は、この限りでない。

2 法第六十九條の十二第四項に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 輸入者が疑義貨物を購入し、又は譲り受けようとしたこと、仕出人が当該疑義貨物を発送したことその他の輸入者が当該疑義貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
- 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
- 疑義貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
- 輸入者が疑義貨物を輸入することについて当該疑義貨物に係る特許権者等から許諾を得ているか否かについて記載した書類
- 前各号に掲げるもののほか、疑義貨物が法第六十九條の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しない旨を証する書類その他当該疑義貨物が同項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類

税関長は、第一項の規定により提出された証拠、法第六十九條の十二第四項の規定により提出された書類その他認定手続において使用する証拠を同条第六項の認定の基礎とする場合は、当該認定手続に係る特許権者等又は輸入者

に対し、当該証拠又は書類について意見を述べべる機会を与えなければならない。

4 法第六十九條の十二第一項及び第二項の規定による特許権者等に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 疑義貨物の品名
- 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所
- 疑義貨物(法第六十九條の十一第一項第九号又は第九條の二に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権の内容
- 疑義貨物(法第六十九條の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)に係る商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段(不正競争防止法第二條第一項第一号から第三号まで、第十七号又は第十八号(定義)に規定する商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。)の内容
- 認定手続を執る理由
- 法第六十九條の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、その旨
- 疑義貨物が法第六十九條の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができ旨(法第六十九條の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができ旨)並びにその期限
- 法第六十九條の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨
- その他参考となるべき事項

5 法第六十九條の十二第一項及び第二項の規定による輸入者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸入申告の年月日(疑義貨物が法第七十六條第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物である場合に於ては、同条第三項の規定による提示がされた年月日)
- 特許権者等の氏名又は名称及び住所
- 疑義貨物が法第六十九條の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当しないことについて、証拠を提出し、及び意見を述べることができ旨(法第六十九條の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がある場合に限る。)、証拠を提出し、及び意見を述べることができ旨)並びにその期限
- 疑義貨物が法第六十九條の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨
- 法第六十九條の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、疑義貨物が法第六十九條の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当するか否かについて争う場合には、通知を受けた日から起算して十日(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号(行政機関の休日)に掲げる日をいう。))の日数は、算入しない。)を経過する日までに、その旨を記載した書面を税関長に提出しなければならない旨
- 法第六十九條の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者(法第三十六條第二項(保税地域についての規定の準用等)、第四十條第一項(貨物の取扱)。(法第四十九條(指定保税地域についての規定の準用)において準用する場合を含む。)、第六十二條の二第三項(保税展示場の許可)及び第六十二條の八第一項(総合保税地域の許可)の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。)は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

七 前項第三号から第六号まで及び第九号に掲げる事項

六 法第六十九条の十二第三項の規定による通知は、書面で行わなければならない。

七 税関長は、第五項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出があつた場合には、その旨を特許権者等に通知しなければならない。

第六十二条の十七 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（第三号及び第四号において「権利」と総称する。）の内容（法第六十九条の十一第一項第九号又は第九号の二（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

二 商品等表示、商品の形態又は技術的制限手段の内容（法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

三 自己の権利又は営業上の利益（法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号において同じ。）を侵害すると認める貨物の品名

四 前号の貨物が自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める理由

五 法第六十九条の十三第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（四年以内に限る。）

六 その他参考となるべき事項

（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）

第六十二条の十八 法第六十九条の十三第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行うおとする者は、第六十二条の十六第四項第七号又は第五項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第四項又は第五項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

（輸入差止め申立てにおける専門委員への意見の求め手続）

第六十二条の十九 税関長は、法第六十九条の十四（輸入差止め申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

（輸入してはならない貨物に係る税関長の命令により供託した場合の手続）

第六十二条の二十 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てをした者で法第六十九条の十五第一項又は第二項（輸入差止め申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの（次号において「供託すべき申立人」という。）は、当該供託（法第六十九条の十五第三項の規定による有価証券の供託を含む。）をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）

第六十二条の二十一 供託をすべき申立人は、法第六十九条の十五第五項（輸入差止め申立てに係る供託等）の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの（第一号及び第三項において単に「金融機関」という。）を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の十五第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとし、当該輸入者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸入者に支払うものであること。

二 税関長の承認を受けて解除した時に契約の効力が消滅するものであること。

三 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

2 供託をすべき申立人は、法第六十九条の十五第五項の契約を締結したとき（税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。）は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第六十九条の十五第五項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があることと認めるときは、当該申請をした輸入者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続）

第六十二条の二十二 法第六十九条の十五第六項（輸入差止め申立てに係る供託等）に規定する権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する輸入者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申立てを理由があることと認めるときは、当該申立てをした輸入者に対し、権利を有することを確認する書面を交付しなければならない。

3 税関長は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、当該有価証券を換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

4 前三項に規定するもののほか、権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。

（輸入してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続）

第六十二条の二十三 法第六十九条の十五第八項第四号（輸入差止め申立てに係る供託等）の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けたい旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

2 法第六十九条の十五第八項第五号の承認を受けようとする者は、現に供託されている供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けたい旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。

（見本の検査をすることの承認の申請手続等）

第六十二条の二十四 法第六十九条の十六第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、第六十二条の十六第四項の通知に係る書面の写しを添えて、税関長に提出しなければならない。

一 当該見本に係る疑義貨物について、第六十二条の十六第一項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由

二 当該見本の数量

三 当該見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法

四 当該見本の検査をする前又は検査をした後において前号に規定する場所と異なる場所において当該見本を保管する場合には、その場所及び当該保管の方法

五 当該見本を運送する場合には、当該運送の方法

六 その他参考となるべき事項

2 税関長は、法第六十九条の十六第一項の申請があつた場合において、同項後段の規定により当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に当該申請があつたことを通知するときは、併せて、当該輸入者が当該申請について税関長に意見を述べることができる旨を通知するものとする。

3 税関長は、法第六十九条の十六第一項の申請があつた場合において、その申請につき承認し

ないこととしたときは、申請者及び輸入者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 税関長は、輸入者に対し、法第六十九条の十六第三項の規定による通知をする場合には、同項に規定する見本の検査をすることを承認する旨並びに当該見本の検査がされる場所及び日時を書面により通知しなければならない。

5 法第六十九条の十六第四項の規定により同項の申請者が負担すべき費用は、当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いに要する費用（見本を返還するために要する費用を含む。）とする。

（税関長の命令により供託した場合の手続等について）

第六十二条の二十五 第六十二条の二十及び第六十二条の二十一の規定は法第六十九条の十六第六項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による申請をしようとする者で同条第五項において準用する法第六十九条の十五第一項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の二十二の規定は法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十五第六項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の二十三第一項の規定は法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十五第八項第四号の承認を受けようとする者について、第六十二条の二十三第二項の規定は法第六十九条の十五第五号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替え読み替える字句
第六十二条の二十第一項並びに第六十二条の二十一第一項、第二項及び第四項	申立人 申請者

第六十二条の二十第一項	法第六十九条の十第五項において準用する法第六十九条の十五第三項
第六十二条の二十一第一項及び第二項	法第六十九条の十第五項において準用する法第六十九条の十五第五項
第六十二条の二十二第一項及び第四項	法第六十九条の十第五項において準用する法第六十九条の十五第一項
第六十二条の二十三第一項	法第六十九条の十第五項において準用する法第六十九条の十五第五項
第六十二条の二十四第一項	法第六十九条の十第五項において準用する法第六十九条の十五第一項

（見本の検査への立会申請手続）

第六十二条の二十六 法第六十九条の十六第六項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による申請をしようとする者は、第六十二条の二十四第四項の規定により通知された当該見本の検査がされる日前に、その旨並びに立会人の氏名及び住所その他参考となるべき事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出を受けた税関長は、法第六十九条の十六第六項の申請をした者に対し、当該立会人の氏名その他参考となるべき事項を通知するものとする。

（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くこと）

第六十二条の二十七 法第六十九条の十七第一項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くこと）の求め等）の規定による求め（以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求を行うとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二十一条第十号（定義）に掲げる行為（同法第十九条第一項第十号（適用除外等）に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。）を組成したものと認める物の具体的な態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者

が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二十一条第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的な態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

二 法第六十九条の十七第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 意見照会請求をする旨及びその理由

四 その他参考となるべき事項

（輸入してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの手続）

第六十二条の二十八 税関長は、法第六十九条の十七第二項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くこと）の求め等）の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の経済産業大臣又は特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合、当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二十一条第十号（定義）に掲げる行為の具体的な態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合、当該輸入者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二十一条第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的な態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

三 認める物の具体的な態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 税関長は、法第六十九条の十七第九項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該見本の検査がされる場所及び日時を書面により通知しなければならない。

3 税関長は、法第六十九条の十七第二項又は第九項の規定により経済産業大臣又は特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸入者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べ

る機会を与えなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求めの手続等）

第六十二条の二十九 税関長は、法第六十九条の十八第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣又は経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、農林水産大臣又は経済産業大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、法第六十九条の十八第二項の規定により意見を述べ

る必要がある場合には、同条第三項に規定する育成者権者若しくは不正競争差止請求権者、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者その他の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。この場合において、必要な手続その他の事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求めの手続）

第六十二条の三十 税関長は、法第六十九条の十九（輸入してはならない貨物に係る認定手続に

の八並びに第六十二条から第六十二条の十五までの規定を準用する。この場合において、第五十九条の七第一項中「同条中「次の各号」とあるのは「法第六十七条の第三項（輸出申告の特例）」に規定する特定輸出申告を行う場合にあつてはその旨及び次の各号」と、「とあるのは「同条ただし書中」と、「省略させる」と、同条第四号中「所在地」とあるのは「所在地（法第六十七条の第三項に規定する特定輸出申告を行う場合にあつては、貨物が置かれていた場所）」とあるのは、「省略させる」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及び第二項前段」と、第六十二条の第二項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは「法第三十六条第二項、第四十条第一項」と、「含む」とあるのは「含む」、第六十二条の第二項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

第七節 郵便物に関する特則

(簡易手続の対象となる郵便物)

第六十六条 法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する政令で定める郵便物は、第三条第三項各号に掲げる郵便物（同項第一号に掲げる郵便物にあつては、輸入されるものに限る。）とする。

(郵便物の検査)

第六十六条の二 税関職員は、法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する検査をするときは、日本郵便株式会社職員の立会いを受けなければならない。

2 税関職員は、前項の検査を受けるべき物を内容とする郵便物中に信書があると認められるときは、郵便物の発送人又は名あて人に当該検査を受けるべき物の開示をさせ、又はその承諾を得た上、当該検査をしなければならない。

3 前二項の規定は、法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定の適用を受ける郵便物に係る検査について準用する。

(提示を要しない郵便物)

第六十六条の三 法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する政令で定める場合は、郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の申告を行う旨の申出があつた場合とする。

(交付前郵便物に係る関税の納付義務の免除の手続等)

第六十六条の四 第三十八条の規定は法第七十六条の二第一項ただし書（交付前郵便物に係る関

税の徴収）の規定による承認について、第三十八条の二の規定は法第七十六条の二第三項の規定による届出について、それぞれ準用する。この場合において、第三十八条中「貨物」とあるのは「郵便物」と、「その置かれていた」とあるのは「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの（同項の書面が日本郵便株式会社に交付された場合に限る。）、滅却をしようとする」と、第三十八条の二第一号中「亡失した外国貨物が置かれていた保税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの（同項の書面が日本郵便株式会社に交付された場合に限る。）」と、同条第二号中「外国貨物」とあるのは「郵便物」と、同条第三号中「亡失した外国貨物が置かれていた場所」とあるのは「亡失の場所」と読み替えるものとする。

(保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い)

第六十七条 日本郵便株式会社は、法第七十七条第三項ただし書（郵便物の関税の納付等）の郵便物を交付したときは、その旨を同条第一項の通知に係る書面に記載して、これを当該通知をした税関長に還付しなければならない。

(関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請)

第六十七条の二 法第七十七条第六項（関税の納付前における郵便物の受取り）の税関長の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする郵便物の品名、数量、日本郵便株式会社における保管番号及び当該承認を受けようとする理由を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

(交付できない郵便物に係る書面の取扱い)

第六十八条 法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）に規定する郵便物を名宛人に交付することができないときは、日本郵便株式会社は、同項の通知に係る書面にその事由を記載して、これを当該通知をした税関長に還付しなければならない。

(日本郵便株式会社による関税の納付に係る納付期日)

第六十八条の二 法第七十七条の三第一項（日本郵便株式会社による関税の納付等）に規定する政令で定める日は、日本郵便株式会社が法第七

十七条の二第二項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から起算して十一取引日を経過した最初の取引日（災害その他やむを得ない理由によりその日までには納付することができないと税関長が認める場合には、その承認する日）とする。

(帳簿の記載事項等)

第六十八条の三 日本郵便株式会社は、帳簿を備え付け、納付受託郵便物（法第七十七条の二第二項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により関税の納付の委託を受けた郵便物をいう。次項において同じ。）ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第七十七条第一項（郵便物の関税の納付等）の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるもの
- 二 関税の額
- 三 関税の額に相当する金銭の交付を受けた年月日
- 四 関税の額に相当する金銭を日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付した年月日

2 日本郵便株式会社は、前項の帳簿を整理し、その納付受託郵便物の関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から七年間保存しなければならない。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可を取り消す場合等)

第六十八条の四 法第七十八条の二第一項（郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し）（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、差出人から郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更する旨の請求があつた場合とする。

2 法第七十八条の二第四項の規定において輸入の許可を受けた郵便物であつて当該郵便物の名あて人に交付されていないものについて同条第一項から第三項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替等は、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替へらるる字句	読み替へらるる字句
	第七十八條の二第二項及輸出第三項	輸入

第五章の二 認定通関業者

(認定通関業者の認定の申請の手続等)

第六十九条 法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けようとする者（以下この条に

において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二条第一号（定義）に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する税関長（当該税関長が二以上ある場合には、いずれかの税関長）に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 申請者が通関業務を行う営業所が二以上ある場合には、主たるものの所在地を所轄する税関長
- 三 その他財務省令で定める事項

2 前項の申請書には、法第七十九条第三項第三号の規則を添付しなければならない。

3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。ただし、申請者が法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）、第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）又は第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認を受けている者であることその他の事由により税関長がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき認定をしたときはその旨を、認定をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。

5 法第七十九条第一項の認定を受けた者（次条第一号及び第六十九条の四第一項において「認定通関業者」という。）は、その認定に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

(認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手続)

第六十九条の二 法第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている必要がなくなつた旨
- 三 法第七十九条第一項の認定を受けた年月日
- 四 その他財務省令で定める事項

3 税関長は、第一項の規定の適用に関し必要があるとき認められるときは、公売参加者の身分に関する証明を求めることができる。
 (公売の方法及び入札の手続)
第七十四条 法第八十四条第一項(収容貨物の公売)に規定する公売は、入札の方法により行うものとする。

2 税関長は、入札に加わろうとする者に対し、金銭又は歳入納付に使用する証券に関する件(大正五年勅令第二百五十六号)第一条第一項第一号(歳入の納付に使用することができる小切手等)に規定する小切手で銀行の振出に係るもの若しくはその支払の保証があるものをもって、次項に規定する予定価格の百分の五以上の額により税関長が定める保証金を納付させなければならぬ。ただし、税関長は、当該予定価格が五十万円に満たない場合においては、その納付を要しないものとする。ことができる。

3 税関長は、収容された貨物を入札に付するときは、入札の目的となる物について、同種又は類似の貨物の価格を勘案して適正と認め決定した価額による予定価格を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ。

4 税関長は、必要があると認めるときは、前項の予定価格を法第八十四条第一項の規定による公告の際にあわせて公告し、又は公売を行う前に公売の場所その他適当な場所に掲示することができる。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

5 開札は、公告に示した日時及び場所で行われ、開札の面前において行われなければならない。但し、入札者で出席しないものがあるときは、入札事務に關係のない税関職員を開札に立ち会わせなければならない。

6 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

7 開札の場合において、各人の入札のうち第三項の予定価格に達したものがなく、直ちに再度の入札に付することができる。

8 公売に係る貨物の買受人は、その納付した保証金をもつて当該貨物の買受代金に充てることができる。

9 税関長は、買受人が買受代金を納付の期限までに納付しない場合又は保証金を納付した者が前条第二項の処分を受けた場合においては、これらの者が納付した保証金は国庫に帰属する旨を、法第八十四条第一項の規定による公告において明らかにしなければならない。

(落札価格が同じ場合の落札者の決定)
第七十五条 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、更に入札させて落札者を定め、なおその入札が同価のときは、くじで落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これらの者に代り入札事務に關係のない税関職員にくじを引かせることができる。
 (複数の落札者の決定)

第七十六条 税関長は、価格を同じくする同種、且つ、大量の貨物を公売に付する場合において、必要があると認めるときは、その数量の範囲内で入札しようとする者の買受を希望する数量及び単価を入札させ、予定価格を下らない単価の入札者から順次に当該貨物の数量に達するまでの入札者をもつて落札者とする方法によるることができる。この場合において、落札となるべき最後の順位の入札者が二人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じときは、くじで先順位の入札者を定める。

2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して入札に付した数量をこえるときは、そのこえる数量については、落札がなかつたものとする。

3 税関長は、第一項の方法により落札者を定めた場合において、落札者のうちに契約を履行しない者があるときは、開札に引き続き落札者を定め、かつ、直ちに代金を納付させるときに限り、その者が落札した数量の範囲内において、まず、前項の規定により落札がなかつたものとされた数量(契約を履行しない落札者の同項の規定により落札がなかつたものとし、次に第一項後段の規定により落札者とならなかつた者を落札者とする)ことができる。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

4 前条第二項の規定は、第一項後段(前項後段において準用する場合を含む。)の規定により先順位の入札者を定める場合について準用する。
 (再公売)

第七十六条の二 税関長は、収容に係る貨物につき、公売に付しても入札者がなく、落札者が契約の価額が予定価格に達しないとき、落札者が契約を履行しないとき、又は第七十三条第二項の規定により入札がなかつたものとしたため落札者がなくなつたときは、更に公売に付することができる。

2 税関長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があると認めるときは、予定価格の変更、第七十二条第二項の公告に係る期間の短縮その他公売の条件の変更をすることができる。
 (公売による買受人がない場合の随意契約による売却)

第七十七条 収容された貨物を公売に付しても買受人がないため、法第八十四条第三項(収容貨物の売却)の規定により当該貨物を随意契約により売却しようとするときは、保証金及び履行の期限を除く外、その直前の公売に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができる。但し、予定価格を分割して計算することができる場合を限り、当該価格の制限内で数人に分割して契約を締結することを妨げない。
 (随意契約による売却の手続)

第七十八条 税関長は、法第八十四条第三項(収容貨物の売却)の規定により収容された貨物を随意契約により売却しようとするときは、あらかじめ第七十四条第三項の規定に準じて予定価格を定め、且つ、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

2 税関長は、収容された貨物を随意契約により売却しようとするときは、契約の目的、履行の期限、保証金の額、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。

3 第七十四条第二項、第八項及び第九項の規定は、随意契約による売却について準用する。この場合において、同条第二項中「当該予定価格が五十万円に満たない場合においては、その納付を要しない」とあるのは「契約を履行させる上に支障がないと認める場合においては、その全部又は一部の納付を要しない」と、同条第九項中「法第八十四条第一項の規定による公告」とあるのは「契約書」と読み替えるものとする。

4 税関長は、第七十六条の二の規定により公売に付することができる場合において、収容に係る貨物の性質及び数量に照らして適当であると認めるときは、これを一般に展示し、あらかじめ公告した価格により売却することができる。

この場合においては、第一項の見積書の徴取及び第二項の契約書の作成を省略することができる。
 (買受代金の納付の効果)
第七十八条の二 法第八十四条第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却)の規定により公売に付され、又は随意契約により売却された貨物の買受人は、その買受代金を納付した時に当該貨物を取得する。

2 税関職員が前項の買受代金を受領したときは、その金額(公売又は売却の費用その他関税に先だつて徴収される費用がある場合には、これらの費用を控除した額)の限度において同項の貨物に係る法第八十五条第一項(公売代金等の充当)の規定による関税その他の国税の徴収があつたものとみなす。
 (収容貨物の廃棄の公告)

第七十九条 税関長は、収容された貨物を法第八十四条第五項(収容貨物の廃棄)の規定により廃棄したときは、直ちに廃棄した貨物の記号、番号、品名及び数量並びに廃棄の年月日、場所及び事由を公告しなければならない。
 (公売代金等の交付及び供託)

第八十条 法第八十五条第一項(公売代金等の充当及び交付)の規定による残余金の交付は、これに係る貨物の公売又は随意契約による売却の際における所有者からその権利を証する書類を提出させた上、当該公売又は売却の日から二十日を経過した日以後すみやかにするものとする。

2 貨物の収容の際買主又は留置権を有していた者が法第八十五条第二項の規定により同項に規定する金額の交付を受けようとするときは、その権利を証する書類を提出しなければならない。

3 税関長は、次の各号に掲げる場合においては、法第八十五条第三項の規定により当該各号に掲げる金額を供託するものとする。

一 貨物の収容の際買主又は留置権を有していた者が当該貨物の公売又は随意契約による売却の日から二十日以内に前項に規定する書類を提出しないとき 法第八十五条第二項に規定する金額

二 法第八十五条第一項若しくは第二項の規定により交付すべき金額を受け取るべき者がこれを受け取ることができない場合又は税関長がこれ

2 税関長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があると認めるときは、予定価格の変更、第七十二条第二項の公告に係る期間の短縮その他公売の条件の変更をすることができる。
 (公売による買受人がない場合の随意契約による売却)

第七十七条 収容された貨物を公売に付しても買受人がないため、法第八十四条第三項(収容貨物の売却)の規定により当該貨物を随意契約により売却しようとするときは、保証金及び履行の期限を除く外、その直前の公売に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができる。但し、予定価格を分割して計算することができる場合を限り、当該価格の制限内で数人に分割して契約を締結することを妨げない。
 (随意契約による売却の手続)

第七十八条 税関長は、法第八十四条第三項(収容貨物の売却)の規定により収容された貨物を随意契約により売却しようとするときは、あらかじめ第七十四条第三項の規定に準じて予定価格を定め、且つ、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

2 税関長は、収容された貨物を随意契約により売却しようとするときは、契約の目的、履行の期限、保証金の額、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。

3 第七十四条第二項、第八項及び第九項の規定は、随意契約による売却について準用する。この場合において、同条第二項中「当該予定価格が五十万円に満たない場合においては、その納付を要しない」とあるのは「契約を履行させる上に支障がないと認める場合においては、その全部又は一部の納付を要しない」と、同条第九項中「法第八十四条第一項の規定による公告」とあるのは「契約書」と読み替えるものとする。

4 税関長は、第七十六条の二の規定により公売に付することができる場合において、収容に係る貨物の性質及び数量に照らして適当であると認めるときは、これを一般に展示し、あらかじめ公告した価格により売却することができる。

この場合においては、第一項の見積書の徴取及び第二項の契約書の作成を省略することができる。
 (買受代金の納付の効果)
第七十八条の二 法第八十四条第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却)の規定により公売に付され、又は随意契約により売却された貨物の買受人は、その買受代金を納付した時に当該貨物を取得する。

2 税関職員が前項の買受代金を受領したときは、その金額(公売又は売却の費用その他関税に先だつて徴収される費用がある場合には、これらの費用を控除した額)の限度において同項の貨物に係る法第八十五条第一項(公売代金等の充当)の規定による関税その他の国税の徴収があつたものとみなす。
 (収容貨物の廃棄の公告)

第七十九条 税関長は、収容された貨物を法第八十四条第五項(収容貨物の廃棄)の規定により廃棄したときは、直ちに廃棄した貨物の記号、番号、品名及び数量並びに廃棄の年月日、場所及び事由を公告しなければならない。
 (公売代金等の交付及び供託)

第八十条 法第八十五条第一項(公売代金等の充当及び交付)の規定による残余金の交付は、これに係る貨物の公売又は随意契約による売却の際における所有者からその権利を証する書類を提出させた上、当該公売又は売却の日から二十日を経過した日以後すみやかにするものとする。

2 貨物の収容の際買主又は留置権を有していた者が法第八十五条第二項の規定により同項に規定する金額の交付を受けようとするときは、その権利を証する書類を提出しなければならない。

3 税関長は、次の各号に掲げる場合においては、法第八十五条第三項の規定により当該各号に掲げる金額を供託するものとする。

一 貨物の収容の際買主又は留置権を有していた者が当該貨物の公売又は随意契約による売却の日から二十日以内に前項に規定する書類を提出しないとき 法第八十五条第二項に規定する金額

二 法第八十五条第一項若しくは第二項の規定により交付すべき金額を受け取るべき者がこれを受け取ることができない場合又は税関長がこれ

2 税関長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があると認めるときは、予定価格の変更、第七十二条第二項の公告に係る期間の短縮その他公売の条件の変更をすることができる。
 (公売による買受人がない場合の随意契約による売却)

第七十七条 収容された貨物を公売に付しても買受人がないため、法第八十四条第三項(収容貨物の売却)の規定により当該貨物を随意契約により売却しようとするときは、保証金及び履行の期限を除く外、その直前の公売に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができる。但し、予定価格を分割して計算することができる場合を限り、当該価格の制限内で数人に分割して契約を締結することを妨げない。
 (随意契約による売却の手続)

第七十八条 税関長は、法第八十四条第三項(収容貨物の売却)の規定により収容された貨物を随意契約により売却しようとするときは、あらかじめ第七十四条第三項の規定に準じて予定価格を定め、且つ、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

2 税関長は、収容された貨物を随意契約により売却しようとするときは、契約の目的、履行の期限、保証金の額、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。

3 第七十四条第二項、第八項及び第九項の規定は、随意契約による売却について準用する。この場合において、同条第二項中「当該予定価格が五十万円に満たない場合においては、その納付を要しない」とあるのは「契約を履行させる上に支障がないと認める場合においては、その全部又は一部の納付を要しない」と、同条第九項中「法第八十四条第一項の規定による公告」とあるのは「契約書」と読み替えるものとする。

4 税関長は、第七十六条の二の規定により公売に付することができる場合において、収容に係る貨物の性質及び数量に照らして適当であると認めるときは、これを一般に展示し、あらかじめ公告した価格により売却することができる。

を受け取るべき者を確知することができない場合 交付することができない金額
 (留置された貨物についての準用規定)

第八十一条 第七十条第二項及び第七十一条から前条までの規定は、法第八十六条第一項(旅客等の携帯品の留置)又は法第八十七条第一項(原産地を偽った表示等がされている貨物の留置)の規定により留置された貨物について準用する。この場合において、第七十一条第一項中「法第八十三条第一項(収容の解除)」に規定する承認」とあるのは「法第八十六条第二項又は法第八十七条第二項の規定による返還」とし、「申請書を税関長に提出しななければならない。」とあるのは「申請書を税関長に提出しななければならない。」とあり、法第八十六条第一項の規定により留置された携帯品については、留置証を税関長に提出することをもつて足りる。」と、同条第二項及び第三項中「申請書」とあるのは「申請書又は留置証」と読み替えるものとする。

第七章 関税等不服審査会
第八十二条 法第九十一条(審議会等への諮問)(とん税法第十一條(不服申立て)(特別とん税法第六條(とん税法の規定の準用)において準用する場合を含む。))及び通関業法第四十条の二(不服申立て)において準用する場合を含む。)に規定する審議会等で政令で定めるものは、関税等不服審査会とする。

第八章 雑則
第八十三条 (帳簿の記載事項等)
 申告納税方式が適用される貨物(特例輸入者の特例申告貨物を除く。)を業として輸入する者(第六項において「輸入者」という。)は、関税関係帳簿(法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する関税関係帳簿をいう。以下この条において同じ。)を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物(以下この条において「輸入許可貨物」という。)について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならぬ。

2 前項の規定は、貨物(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。)を業として輸出する者(第八項において「輸出者」という。)について準用する。この場合において、前項中「関税関係帳簿(法第九十四条第一項(帳簿の記載事項等)に規定する関税関係帳簿をいう。以下この条において同じ。))とあるのは「法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)において準用する同条第一項の規定により保存すべき関税関係帳簿」と、「輸入の許可」とあるのは「輸出の許可」と、「輸入許可貨物」とあるのは「仕出人」と読み替えるものとする。

3 第四條の十二第二項の規定は特例委託輸入者(法第七條の二第二項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者をいう。))の許可済特例申告貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類(以下この条において「関税関係書類」という。))について、第六十一条第一項の規定は許可済特例申告貨物以外の輸入許可貨物に係る関税関係書類について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸入の許可を受けた」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と読み替えるものとする。

4 第六十一条第一項(各号を除く。)の規定は、法第九十四条第二項において準用する同条第一項の規定により保存すべき関税関係書類について準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸出の許可を受けた」と、「仕入書、運賃明細書、保険料明細書」とあるのは「仕入書」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と読み替えるものとする。

備付け等)に規定する関税関係帳簿をいう。以下この条において同じ。))とあるのは「法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)において準用する同条第一項の規定により保存すべき関税関係帳簿」と、「輸入の許可」とあるのは「輸出の許可」と、「輸入許可貨物」とあるのは「仕出人」と読み替えるものとする。

5 関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が関税関係書類又は輸入若しくは輸出の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の関税関係帳簿への記載を省略することができる。この場合において、当該輸入又は輸出の許可書は、関税関係書類とみなす。

6 輸入者は、関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、関

税関係帳簿にあつてはその輸入許可貨物の輸入許可の日の翌日(以下この項及び次項において「起算日」という。)から七年間、関税関係書類にあつては起算日から五年間(前項の規定により関税関係帳簿への記載を省略した場合に

は、七年間)、輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸入許可貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は輸入者の住所に保存しなければならない。

7 起算日から五年を経過した日以後の期間における前項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

8 輸出者は、関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、関税関係帳簿及び関税関係書類をその輸出許可貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸出許可貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は輸出者の住所に保存しなければならない。

税関係帳簿にあつてはその輸入許可貨物の輸入許可の日の翌日(以下この項及び次項において「起算日」という。)から七年間、関税関係書類にあつては起算日から五年間(前項の規定により関税関係帳簿への記載を省略した場合に

は、七年間)、輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸入許可貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は輸入者の住所に保存しなければならない。

8 輸出者は、関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し、関税関係帳簿及び関税関係書類をその輸出許可貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸出許可貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は輸出者の住所に保存しなければならない。

第八十四条 法第九十五条第二項前段(税関事務管理人の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行うこと)に規定する事項

一 申告者等(法第九十五条第一項に規定する申告者等をいう。第四号及び第三項第一号において同じ。))の住所又は居所及び氏名又は名称
 二 税関事務管理人の住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)及び氏名又は名称
 三 税関事務管理人を定めた理由
 四 申告者等と税関事務管理人の間に法第九十五条第一項に規定する税関関係手続等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、その旨

2 前項の書面には、同項第四号の契約の内容を明らかにする書類(同号の契約がある場合に限り)その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 法第九十五条第二項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行うことではない。
 一 申告者等の住所又は居所及び氏名又は名称

二 解任した税関事務管理人の住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)及び氏名又は名称
 三 税関事務管理人を解任した理由
 四 その他参考となるべき事項

第八十四条の二 法第九十五条第五項第三号(税関事務管理人と)に規定する政令で定める特殊の関係は、一方の者と他方の者との関係が次に掲げられる場合のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 いずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五十パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合
 二 一方の者と他方の者との事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ五十パーセント以上の社外株式が同一の第三者によつて直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合
 三 いずれか一方の者の役員(二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、他方の者の役員若しくは使用者を兼務している者又は他方の者の役員若しくは使用者であつた者であること)その他これに類する事実が存在することにより、当該他方の者が当該一方の者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる場合
 四 一方の者と他方の者との行う事業の法令上認められた共同経営者である場合
 五 いずれか一方の者が、他方の者と親族関係にある場合又は他方の者の役員である関係若しくはその役員と親族関係にある場合

(税関事務管理人を定めることを要しない手続)
第八十五条 法第九十五条第九項(税関事務管理人に規定する政令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。)
 一 法第七條第三項(申告)の規定に基づく手続並びに法第十五條(入港手続)、第十五條の三(特殊船舶等の入港手続)、第十七條(出港手続)、第十七條の二(特殊船舶等の出港手続)、第十八條(入出港の簡易手続)、第十八條の二(特殊船舶等の入出港の簡易手続)、第二十條(不開港への出入)、第二十條の二(特殊船舶等の仮陸揚)、第二十二條(沿海通航船等の外国寄港の届出等)及び第

二 解任した税関事務管理人の住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)及び氏名又は名称
 三 税関事務管理人を解任した理由
 四 その他参考となるべき事項

第八十四条の二 法第九十五条第五項第三号(税関事務管理人と)に規定する政令で定める特殊の関係は、一方の者と他方の者との関係が次に掲げられる場合のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 いずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五十パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合
 二 一方の者と他方の者との事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ五十パーセント以上の社外株式が同一の第三者によつて直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合
 三 いずれか一方の者の役員(二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、他方の者の役員若しくは使用者を兼務している者又は他方の者の役員若しくは使用者であつた者であること)その他これに類する事実が存在することにより、当該他方の者が当該一方の者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる場合
 四 一方の者と他方の者との行う事業の法令上認められた共同経営者である場合
 五 いずれか一方の者が、他方の者と親族関係にある場合又は他方の者の役員である関係若しくはその役員と親族関係にある場合

二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定（これらの規定が法第二十七条（船長又は機長の職務代行者）の規定により適用される場合を含む。）に基づく手続

二 関税暫定措置法第十四条第一項（沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除）の規定に基づく手続
三 自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第三条（車両等の輸入手続）の規定に基づく手続及び物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第三条（通関手帳による通関等）の規定に基づく手続

（開港及び税関空港の港域）
第八十六条 法第九十六条（開港及び税関空港の港域）に規定する政令で定める開港の港域は、別表第三のとおりとする。
2 税関空港の港域は、別表第二に掲げる各空港につき、当該空港内における着陸帯、誘導路、エプロン及び格納庫の占める地域とする。
（公告の方法）
第八十六条の二 法又はこの政令の規定による公告は、この政令に別段の定めがあるものを除くほか、当該公告をすべき事項を税関の見やすい場所に掲示してするものとする。ただし、必要があるときは、他の適当な場所にこれを掲示し、又は官報若しくは時事に関する記事を掲載する日刊新聞紙にこれを掲げる方法その他の方法をあわせて行うことができる。
（積込等）
第八十七条 法第九十七条第三項（遺失物等に係る関税の徴収）に規定する政令で定める者は、刑事訴訟法の規定により外国貨物の返還を受けないで、関税が納付されていないことを知らず、当該貨物を所持することとなつたと認められるものとする。
（届出を必要とする開庁時間外の事務等）
第八十七条 法第九十八条第一項（開庁時間外の事務の執行の求め）に規定する関税の事務のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）に規定する承認に係る事務
二 法第四十三条第三項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四（保税蔵置

場についての規定の準用）において読み替へて準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）に規定する承認に係る事務
三 法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）（法第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する許可に係る事務
三の二 法第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）に規定する承認及び法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）に規定する許可に係る事務
四 法第六十三条第一項（保税運送）又は法第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による承認に係る事務
五 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る事務
六 法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する承認に係る事務
七 法第七十二条第一項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）に規定する交付に係る事務
前項第一号から第五号までに掲げる事務には、当該各号の承認又は許可に係る申請又は申告前における検査に係る事務で、当該承認又は許可に直接必要なものを含むものとし、同項第五号に掲げる事務には、取締りの必要性その他の事情を勘案して税関長が船舶又は航空機の運航の時間に合わせてあらかじめ配置している税関職員が処理する旅客及び乗組員の携帯品その他これに類する貨物並びに関税暫定措置法第十四条第一項（沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除）の旅客が同項の小売業者から購入した同項の物品であつて、同項の旅客ターミナル施設等において輸入するものについての同号の許可に係る事務を含まないものとする。

3 法第九十八条第一項の規定による届出は、執行を求めようとする事務の種類、時間及び事由を記載した書面で行わなければならない。
（証明書類の交付又は統計の閲覧の申請）
第八十八条 法第九十二条第一項（証明書類の交付又は統計の閲覧等）の規定により証明書類の交

付又は統計の閲覧を請求する者は、これらが必要とする事由及びその内容又は種類を記載した申請書をその内容とする事項についての事務を行う税関に提出しなければならない。
2 税関は、私人の秘密にわたると認められる事項については、証明書類の交付をせず、及び統計の閲覧をさせない。
（統計を作成する事項）
第八十九条 法第九十二条第三号（統計を作成する事項）に規定する外国貿易についての政令で定める事項は、左の各号に掲げるものとする。
一 本邦を通過する外国貨物。但し、本邦に到着した外国貿易船等に積まれていた外国貨物で、引き続き当該外国貿易船等により運送されるものを除く。
二 積み込まれた船用品及び機用品
（統計の公表）
第九十条 法第九十二条第三号（統計の公表）の規定により公表する統計は、同条第一項各号に掲げる統計とし、少くとも毎年一回これを公表するものとする。
（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請等）
第九十条の二 法第九十二条第四項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）に規定する政令で定める記録媒体は、次に掲げるものとする。
一 幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。以下この項において同じ。）X六六・三五に適合するものに限る。）
二 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）
三 光ディスクカートリッジ（日本産業規格X六二七七に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）
2 法第九十二条第四項の規定による磁気テープ等への統計の記録の請求は、同条第一項各号の区分ごと（同項第一号にあつては、輸出又は輸入の区分ごと）に財務大臣が集計した統計の全体について記録を求めなければならない。
3 第八十八条の規定は、法第九十二条第四項の規定による統計の閲覧及び磁気テープ等の交付について準用する。

（税関職員の権限）
第九十一条 法第九十五条第一項（税関職員の権限）に規定する関税に関する法律で政令で定めるものは、次に掲げる法律とする。
一 自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）
二 コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）
三 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
四 物品の一時的輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律
（提出物件の留置き、返還等）
第九十一条の二 国税通則法施行令第三十条の三（提出物件の留置き、返還等）の規定は、税関職員が法第九十五条第二項（税関職員の権限）の規定により物件を留め置く場合について準用する。この場合において、同令第三十条の三第一項中「国税庁、国税局若しくは税務署又は税関」とあるのは、「税関」と、「この条及び次条」とあるのは、「この条」と、「法第七十四条の七（提出物件の留置き）」とあるのは、「関税法第九十五条第二項（税関職員の権限）」と、同条第二項中「法第七十四条の七」とあるのは、「関税法第九十五条第二項」と読み替へるものとする。
第九十一条の三 国税通則法施行令第三十条の四（調査の事前通知に係る通知事項）の規定は、法第九十五条の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において準用する国税通則法第七十四条の九第一項第七号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、同令第三十条の四第一項第一号中「法第七十四条の九第三項第一号に掲げる納税義務者」とあるのは、「輸入者」と、同項第二号中「当該職員」とあるのは、「税関の当該職員（以下この号において「当該職員」という。）の」と、同条第二項中「納税申告書の記載内容の確認又は納税申告書の提出がない場合における納税義務の有無」とあるのは、「関税法施行令第四十二条の二第一項（特例申告書の記載事項等）に規定する特例申告書又は同令第五十九条第一項（輸入申告の手続）

に規定する輸入申告書の記載内容」と、「国税」とあるのは「関税法その他の関税」と読み替えるものとする。

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の二第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規定及び特例申告貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）及び第六十九条の十九（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署（法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第九条（開庁時間外の貨物の積卸し）（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定、法第三十七條第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八條（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可）の規定、法第四十七條（許可の失効）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八條（許可の取消し等）（法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三、第五十五条（法第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十一条の四、第六十

二条の七、第六十二条の十五、第六十三条の八の二、第六十七条の十二、第六十七条の十八及び第六十九条の六において準用する場合を含む。）の規定、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定、法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定、法第五十四条（承認の取消し等）（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条（保税工場の許可）第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）及び第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十三条の二第二項（保税運送の特例）（同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十三条の三第二項（承認の手続等）、第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）、第六十三条の七第二項（承認の失効）及び第六十三条の八第一項（承認の取消し）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の九（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）及び第六十七条の十一（承認の取消し）の規定、法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）、第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けなければならない旨の届出）及び第六十七条の十七第一項（認定の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第七十九条第一項及び第四項（通関業者の認定）、第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）、第七十九条の四第二項

（認定の失効）並びに第七十九条の五第一項（認定の取消し）の規定
行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）中再調査の請求に係る規定
二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署
イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）（法第六十三条の二第一項、第六十三条の三第二項、第六十三条の六、第六十三条の七第二項、第六十三条の八第一項及び第六十三条の八の二を除く。）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の九、第六十七条の十一、第六十七条の十三第一項、第六十七条の十五、第六十七条の十七第一項、第六十九条の四（第四項を除く。）、第六十九条の五、第六十九条の十三（第四項を除く。）及び第六十九条の十四を除く。）の規定
ロ 法第四十三条の三（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の三（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定、法第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）及び第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（これらの規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の六（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定、法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定並びに法第九十八条（開庁時間外の事務の執行の求め）の規定
ハ 法以外の関税に関する法令の規定中関税の賦課及び徴収並びに法第六章の規定による手続の際にされる処分に係る規定
ニ 税関長は、必要があると認めるときは、前項第一号イ及びロに掲げる規定以外の規定に基づく権限で同項第二号に掲げる権限以外のもの（同項第一号の規定により同号に掲げる税関支署の長に委任されるものを含む。）の全部若しくは一部を同項第二号に掲げる税関官署の長に委任し、又は同項第一号若しくは第二号の規定

によりこれらの号に掲げる税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。
3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種（同条約第十五条3及び第二十三条2の規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第一条（b）に規定する標本をいう。）に該当する貨物に係る次に掲げる規定に基づく税関長の権限については、財務大臣が指定する税関官署の長を除き、委任されないものとする。

一 法第二章第二節（申告納税方式による関税の確定）の規定及び法第八条（賦課決定）の規定（法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に掲げる関税の賦課に関する部分に限る。）
二 法第四十三条の三（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の規定及び法第六十二条の十の規定
三 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定（輸入貨物に係る部分に限る。）
4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税関長の権限のうち郵便物以外の貨物に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとする。
5 税関長は、第一項第二号に掲げる税関官署の管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は第二項の規定により税関官署の長に権限を委任し、若しくは委任される権限の範囲を制限したときは、これらの内容を公告しなければならない。
6 第一項ただし書の規定により法第十一条の規定に基づく関税の徴収の権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納税義務者に通知するものとする。
第九十三条 法第九條の三第二項（納税の告知）の納税告知書、法第九條の四（納付の手続）の納付書及び法第九條の八第一項（納付受託者の帳簿保存等の義務）の帳簿の様式その他法及びこの政令の実施に関し必要な細則は、財務省令で定める。

2

（同項第一号の規定により同号に掲げる税関支署の長に委任されるものを含む。）の全部若しくは一部を同項第二号に掲げる税関官署の長に委任し、又は同項第一号若しくは第二号の規定

によりこれらの号に掲げる税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。
3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種（同条約第十五条3及び第二十三条2の規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第一条（b）に規定する標本をいう。）に該当する貨物に係る次に掲げる規定に基づく税関長の権限については、財務大臣が指定する税関官署の長を除き、委任されないものとする。

一 法第二章第二節（申告納税方式による関税の確定）の規定及び法第八条（賦課決定）の規定（法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に掲げる関税の賦課に関する部分に限る。）
二 法第四十三条の三（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）の規定及び法第六十二条の十の規定
三 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定（輸入貨物に係る部分に限る。）
4 第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税関長の権限のうち郵便物以外の貨物に係るものについては、財務大臣が指定する税関官署の長には、委任されないものとする。
5 税関長は、第一項第二号に掲げる税関官署の管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は第二項の規定により税関官署の長に権限を委任し、若しくは委任される権限の範囲を制限したときは、これらの内容を公告しなければならない。
6 第一項ただし書の規定により法第十一条の規定に基づく関税の徴収の権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納税義務者に通知するものとする。
第九十三条 法第九條の三第二項（納税の告知）の納税告知書、法第九條の四（納付の手続）の納付書及び法第九條の八第一項（納付受託者の帳簿保存等の義務）の帳簿の様式その他法及びこの政令の実施に関し必要な細則は、財務省令で定める。

第九十四条 (外国とみなす地域) 法第八十八条(外国とみなす地域)に規定する政令で定める本邦の地域は、齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島とする。

(別送貨物の指定)

第九十四条之二 法第十八条第三項第二号(没収及び追徴)に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物は、本邦に入国する者が、その入国の際に、当該貨物の品名、数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積出地を記載した申告書を税関に提出してその申告をしたことについて税関の確認を受け、その入国後六月以内に(税関長がやむを得ない特別の事由があると認めるときにあつては、六月を超えて)輸入する貨物で商業量に達しないものとす

第九章 犯則事件の調査及び処分

(領置物件等の封印等)

第九十五条 税関職員は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え(法第二十一条第一項(臨検、搜索又は差押え等)に規定する記録命令付差押えをいう。以下同じ。)をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならぬ。

(臨検等に係る許可状請求書の記載事項)

第九十六条 法第二十一条第四項(臨検、搜索又は差押え等)に規定する許可状(以下この条において「許可状」という。)の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)
- 二 罪名及び犯則事実の要旨
- 三 臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者
- 四 請求者の官職氏名
- 五 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- 六 法第二十一条第二項の場合においては、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
- 七 日没から日出までの間に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由

2 参考人の身体、物件又は住居その他の場所の搜索のための許可状を請求する場合においては、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足る状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 郵便物、信書便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項(定義)に規定する信書便物をいう。)又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの(犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発したものを除く。)の差押えのための許可状を請求する場合においては、その物件が犯則事件に係ると認めるに足る状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

(領置目録等の記載事項)

第九十七条 法第三十二条(領置目録等の作成等)の規定により作成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録には、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

(領置物件等の処置)

第九十八条 税関職員は、法第三十三条第一項(領置物件等の処置)の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件をその所有者その他税関職員が適当と認める者に保管させたときは、その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

- 2 第七十二条から第七十八条までの規定は、領置物件又は差押物件(次項及び第三十三條において「領置物件等」という。)を法第三十三條第二項の規定により公売に付し、又は同条第三項において準用する法第八十四条第三項(収容貨物の公売又は売却等)の規定により随意契約により売却する場合について準用する。この場合において、第七十二条第二項ただし書中「法第八十四条第二項の規定に該当し、若しくは不相当の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがある」と認められる」とあるのは、「その性質上急速に売却することを要する」と読み替えるものとする。
- 3 税関長は、法第三十三條第二項の規定により代金を保管し、又は同条第三項において準用

する法第八十四条第五項の規定により廃棄したときは、当該保管又は廃棄に係る領置物件等とは、知れている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとし、その廃棄をした場合において、これらの者が知れていないときは、第七十九条の規定に準じ公告しなければならない。

(還付の公告)

第九十九条 法第三十四条第二項(領置物件等の還付等)の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 法第三十四条第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件(以下この条において「還付物件」という。)を還付することができない旨
- 二 還付物件の品名及び数量
- 三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所
- 四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所
- 五 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、国庫に帰属する旨

(鑑定に係る許可状請求書の記載事項)

第一百条 法第三十六条第四項(鑑定等の嘱託)に規定する許可状(第六号において「許可状」という。)の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)
 - 二 罪名及び犯則事実の要旨
 - 三 破壊すべき物件
 - 四 鑑定人の氏名及び職業
 - 五 請求者の官職氏名
 - 六 許可状が七日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
- (調書の記載事項)
- 第一百一条 法第四十一条各項(調書の作成)に規定する調書には、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならない。
- (通告の方法等)
- 第一百二条 法第四十六条第一項(税関長の通告処分等)の規定による通告(以下この項及び次項において「通告」という。)は、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は民間事業者

による信書の送達に関する法律第二条第六項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の業務のうち配達証明郵便に準ずるものとして財務省令で定めるもの方法により法第四十六条第一項に規定する書面を送達して行ふ。この場合において、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならない。

2 前項の書面には、法第四十六条第一項に規定する理由及び納付すべき旨のほか、通告を受けるべき者の氏名(法人については、名称)及び住所又は居所、犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

3 法第四十六条第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4 法第四十六条第一項に規定する没収に該当する物件が、税関職員又は税関職員が適当と認めて保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

(犯則の心証を得ない場合の保管した金銭の還付)

第一百三條 税関長は、法第四十九条(犯則の心証を得ない場合の通知等)の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第三十三條第二項(領置物件等の処置)の規定により保管した金銭があるときは、これを領置又は差押えの際における領置物件等の所持者に還付しなければならない。

(書類の作成要領)

第一百四條 犯則事件の調査及び処分に関する書類(法第二十一条第一項若しくは第三項(臨検、搜索又は差押え等)、法第二十二條第一項若しくは第二項(通信事務を取り扱う者に対する差押え)又は法第三十六條第四項(鑑定等の嘱託)の許可状の請求に関する書類を除く。)には、毎葉に契印しなければならぬ。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができ

2 犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならぬ。ただし、削つた部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならぬ。

附則 昭和二十九年七月一日から施行する。

2 左に掲げる政令は、廃止する。

1 関税訴願審査会令（昭和二十六年政令第百十七号）

税関職員服制（昭和二十四年政令第百四十七号）

関税法、関税定率法及び噸税法の適用上外国とみなされる地域を定める政令（昭和二十七年政令第九十九号）

3 法附則第七項の規定による書面の提出は、とん税法附則第六項に規定する外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港したときに、法第十五条第三項（入港手続）の入港届の提出に併せて行うものとする。

4 法附則第七項に規定する政令で定める事項は、前項に規定する外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に出港した北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベールリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港（以下この項において「特定港」という。）のうち最後に出港した特定港及び当該特定港を出港してから当該国際戦略港湾に入港するまでの間に寄港した港の港名とし、当該外国貿易船が当該国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に特定港を出港しない場合には、当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港しようとする特定港及びその入港前に寄港しようとする港の港名とする。

附則（昭和三十年九月一日政令第二三五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十年二月二十九日政令第三三六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年五月一日政令第一九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年一月六日政令第三二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年三月三十一日政令第四八号）抄

1 この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則（昭和三十三年三月三十一日政令第四九号）抄

1 この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則（昭和三十三年五月十七日政令第一〇四号）

この政令は、昭和三十三年五月二十日から施行する。

附則（昭和三十三年三月十七日政令第三三三号）抄

1 この政令は、法の施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。

附則（昭和三十三年二月二十二日政令第三三八号）抄

1 この政令は、昭和三十三年一月一日から施行する。

附則（昭和三十四年四月一日政令第一一四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十四年二月二十六日政令第三八三三号）抄

1 この政令は、国税徴収法の施行の日（昭和三十三年一月一日）から施行する。

附則（昭和三十五年三月二十九日政令第五一四号）

1 この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 改正後の関税法施行令第七十条の二第二項及び第三項の規定は、この政令の施行の際同条第二項に規定する場所に保管されている収容貨物については、この政令の施行の日以後の期間について適用する。

附則（昭和三十五年三月三十一日政令第六九号）

この政令は、法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。

附則（昭和三十六年五月三十一日政令第一五〇号）

この政令は、昭和三十六年六月一日から施行する。

附則（昭和三十六年一月一日政令第三三八号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年四月一日政令第一三二号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表第一に係る改正規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附則（昭和三十七年九月二十九日政令第三九一号）

1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の判決、決定その他の処分（以下「判決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる判決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることのできるものとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附則（昭和三十七年一月一日政令第三九六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十八年三月三十一日政令第一〇二号）抄

1 この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則（昭和三十九年三月三十一日政令第九三三三号）抄

1 この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日政令第九二二二号）抄

1 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日政令第九二二二号）抄

1 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日政令第九二二二号）抄

1 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日政令第九二二二号）抄

1 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年五月三十一日政令第一八〇号）抄

1 この政令は、昭和四十年六月一日から施行する。ただし、第二十一条、第二十九条の二及び第八十七条の改正規定、第二十一条の次に五項を加える改正規定並びに附則第二項から第五項までの規定は昭和四十年七月一日から、第二十二條の三及び第二十五條第二号の改正規定は銃砲刀剣類所持取締法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第四十七号）の施行の日（昭和四十年七月十五日）から施行する。

附則（昭和四〇年六月二十二日政令第二一九号）抄

1 この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附則（昭和四〇年六月二十八日政令第二二七号）

この政令は、昭和四十年七月一日から施行する。

附則（昭和四〇年一月一日政令第三五六号）抄

1 この政令は、昭和四十年十二月十五日から施行する。

附則（昭和四一年三月三十一日政令第七八号）抄

1 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第九十二条第一項第二号、第二項及び第三項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

附則（昭和四一年三月三十一日政令第九〇号）抄

1 この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（昭和四一年五月三十一日政令第一六六号）

この政令は、関税法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十六号）附則第一項に規定する指定日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附則（昭和四一年二月二十二日政令第三七七号）抄

1 この政令は、昭和四十二年一月十日から施行する。

附 則 (昭和四一年二月二〇日政令第三八一号)
この政令は、執行官法(昭和四十一年法律百十一号)の施行の日(昭和四十一年十二月三十一日)から施行する。

附 則 (昭和四二年五月三十一日政令第一〇号) 抄
この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年三月三〇日政令第五六号)
この政令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月二四日政令第二〇号) 抄
この政令は、暫定措置法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四四年三月三十一日政令第五〇号)
この政令は、関稅定率法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四四年六月四日政令第一四二号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定中新潟の項に係る部分は、昭和四十四年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年七月三十一日政令第二〇七号)
この政令は、昭和四十四年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年一月三十一日政令第六号)
この政令は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年四月一日政令第五一号) 抄 (施行期日)
この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年四月二七日政令第九二号)
この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月二七日政令第一四四号) 抄
この政令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附 則 (昭和四五年一〇月二二日政令第三一六号)
この政令は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年三月三十一日政令第八四号) 抄
この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年六月一日政令第一七一号) 抄 (施行期日)
この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年七月一日政令第二三一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年七月二九日政令第二五七号) 抄
この政令は、昭和四十六年八月十二日から施行する。

附 則 (昭和四七年三月三十一日政令第五六号) 抄
この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月一日政令第一三一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月一日政令第一五二号)
この政令は、沖繩の復帰に伴う關係法令の改廢に関する法律の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

附 則 (昭和四七年七月六日政令第二七九号)
この政令は、昭和四十七年七月十日から施行する。

附 則 (昭和四七年八月七日政令第三〇九号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年三月三十一日政令第四三三号)
この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年四月二三日政令第一〇〇号)
この政令は、昭和四十八年四月二三日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四八年五月三十一日政令第一四五号)
この政令は、昭和四十八年六月十五日から施行する。

附 則 (昭和四八年一〇月二三日政令第三一七号) 抄
この政令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年三月三〇日政令第八一号)
この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

この政令による改正後の關稅法施行令第七十条第一項及び第七十条の二第二項の規定は、この政令の施行の際取容されている貨物については、この政令の施行の日以後の期間について適用する。

3 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十八号) 附則第二條第二項に規定する貨物については、この政令による改正前の關稅法施行令第八條の四第四号の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (昭和四九年六月二七日政令第二三三一号)
この政令は、昭和四十九年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月三十一日政令第六六号)
この政令は、昭和五十年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月二日政令第二〇五号) 抄 (施行期日)
この政令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月三十一日政令第四八号)
この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年九月三〇日政令第二八七号)
この政令は、昭和五十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月一八日政令第四号) 抄
この政令は、昭和五三年一月一八日から施行する。

(施行期日)
1 この政令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月二二日政令第四〇号)
この政令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年五月一日から、別表第二の改正規定は、

東京 羽田

千葉 成田
東京 羽田

この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五三年三月二九日政令第五四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年四月一八日政令第一三三二号) 抄 (施行期日)
この政令は、法の施行の日(昭和五十三年四月十八日)から施行する。

附 則 (昭和五四年三月三十一日政令第五九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年三月三十一日政令第六〇号) 抄 (施行期日)
この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年九月一日政令第二四七号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、

鹿兒島 鹿兒島

熊本 熊本
鹿兒島 鹿兒島

「に改める部分に限る。」及び別表第四の改正規定(熊本の項を加える部分に限る。)は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

附則（昭和六三年二月三〇日政令第三六一号）抄

第一条 この政令は、昭和六十四年四月一日から施行する。ただし、第七条（大蔵省組織令第三十四号第一号の改正規定を除く。）、第十一条（関税法施行令第十一号を削り、第十条の二を第十一号とする改正規定及び同令第六十二条の二第一号の改正規定を除く。）、第十三条（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十六号を削る改正規定に限る。）、第十四条及び第十九条（沖繩の復帰に伴う国関係法令の適用の特別措置等に関する政令目次の改正規定及び同令第五章第四節第九十条の前に一条を加える改正規定に限る。）の規定は、消費税法の施行の日から施行する。

附則（平成元年三月三一日政令第九五号）抄

第一条 この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成元年五月二日政令第一二三号）抄

この政令は、平成元年五月十三日から施行する。

附則（平成二年三月三〇日政令第六四号）抄

この政令は、平成二年四月六日から施行する。

附則（平成二年三月三一日政令第八七号）抄

第一条 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成二年九月二七日政令第二八五号）抄

この政令は、民事保全法の施行の日（平成三年一月一日）から施行する。

附則（平成三年三月一九日政令第四一号）抄

第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に収容されている貨物の保管に要した費用でこの政令の施行前の期間に対応するもの計算については、なお従前の例による。

附則（平成三年三月三〇日政令第九〇号）抄

第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年五月二四日政令第一八〇号）抄

この政令は、平成三年六月三日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（

福岡

福岡

広島 広島

「に改める部分に限る。」及び別表第四の改正規定（広島）の項を加える部分に限る。）は、同月二十一日から施行する。

附則（平成四年三月三一日政令第九二号）抄

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成四年四月一日政令第九八号）抄

この政令は、平成四年四月六日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（

広島 広島

香川 高松

「に改める部分に限る。」及び別表第四の改正規定（香川）の項を加える部分に限る。）は、同月二十日施行する。

附則（平成四年五月二三日政令第一八〇号）抄

この政令は、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の施行の日（平成四年七月一日）から施行する。

附則（平成四年六月一九日政令第二〇八号）抄

この政令は、平成四年七月一日から施行する。

附則（平成五年三月三一日政令第八八号）抄

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成五年四月二三日政令第一五三三号）抄

この政令は、平成五年四月二十六日から施行する。

附則（平成五年一〇月二七日政令第三四三三号）抄

この政令は、平成五年十月二十九日から施行する。

附則（平成六年三月三〇日政令第一〇一三三号）抄

この政令は、平成六年四月四日から施行する。

附則（平成六年六月三日政令第一四七三三号）抄

この政令は、平成六年六月十日から施行する。

附則（平成六年八月一七日政令第二六九三三号）抄

この政令は、平成六年九月四日から施行する。

附則（平成六年九月一九日政令第三〇三三三号）抄

この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則（平成六年十二月二二日政令第四〇三三三号）抄

この政令は、平成六年十二月三十日から施行する。

附則（平成六年十二月二八日政令第四一四三三号）抄

この政令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

附則（平成七年三月三一日政令第一六一号）抄

この政令は、平成七年四月二日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（

香川 高松

香川 高松

愛媛 松山

「に改める部分に限る。」は、同月四日から施行する。

附則（平成七年二月二二日政令第四二七三三号）抄

この政令は、平成七年一月五日から施行する。

附則（平成七年二月二七日政令第四三五三三号）抄

この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附則（平成八年三月三一日政令第九二四三三号）抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年四月二七日政令第一〇四三三号）抄

この政令は、平成八年四月二十五日から施行する。

附則（平成八年五月二日政令第一一〇三三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年七月二二日政令第二一七三三号）抄

この政令は、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附則（平成八年八月二三日政令第二五〇三三号）抄

この政令は、平成八年九月十三日から施行する。

附則（平成九年二月一九日政令第一七三三号）抄

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月三十一日政令第一〇号）抄

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成九年十月一日から施行する。

一 第一条中関税法施行令第六條、第七條の二、第二項及び第九條第二項の改正規定、同令第九條の二を同令第九條の三とする改正規定並びに同令第九條の次に一條を加える改正規定

附則（平成九年九月二十五日政令第二九四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成九年十一月十一日から施行する。

附則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附則（平成九年一二月二五日政令第三八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

附則（平成一〇年三月三十一日政令第一一一号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年六月二四日政令第二二六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十六号）附則第一條第二号に定める日（平成十年六月二十九日）から施行する。

附則（平成一二年六月一日政令第一七六号）抄
（施行期日）
この政令は、平成一二年六月十七日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附則（平成一二年三月三十一日政令第一八七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇七号）抄

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一二年七月二日政令第三七六号）抄
（施行期日）
1 この政令は、関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

附則（平成一二年八月三〇日政令第四一六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成十三年九月十日から施行する。

附則（平成一三年二月二五日政令第三八六号）抄
（施行期日）
この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成一三年二月二八日政令第四三四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成一四年一月一七日政令第一九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年三月三十一日政令第一〇九号）抄

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四條の二、第四條の十二、第三十六條の三、第五十一條の四、第五十一條の十二及び第六十一條の改正規定は、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日又はこの政令の施行の日の日ずれが遅い日から施行する。

附則（平成一四年二月六日政令第三六三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年一月六日から施行する。

附則（平成一四年二月一八日政令第三八五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年四月一日から施行する）
（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 施行日前に郵政官署が日本郵政公社法施行法（以下「施行法」という。）第一百十四條の規定による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十七條第三項ただし書の郵便物を交付した場合において、施行日において当該郵便物に係る第五十一條の規定による改正前の関税法施行令第六十七條の規定による書類の還付がされていないときは、その交付は公社がしたものとみなして、第五十一條の規定による改正後の関税法施行令第六十七條の規定を適用する。

附則（平成一四年二月一八日政令第三八六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月三十一日政令第一三七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年四月一日から施行する）
（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この政令の施行の際現に収容されている貨物に係る収容課金又は当該貨物の保管に要した費用でこの政令の施行前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

附則（平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九條から第四十四條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第八章の章名を削る改正規定、同令第八十二條の次に章名を付する改正規定、同令第八十三條の改正規定及び同令第八十五條の改正規定（「第九十五條第三項」を「第九十五條第四項」に改める部分に限る。）は同年十月一日から、第三條中関稅暫定措置法施行令別表第一の改正規定は同年五月一日から施行する。

附則（平成一五年二月一〇日政令第一五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十七日）から施行する。

第十六條の改正規定及び第二十條の改正規定並びに附則第四條から第十六條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年三月三十一日政令第一四三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中関税法施行令第五十八條、第五十九條及び第五十九條の三の改正規定 平成十五年九月一日

附則（平成一五年二月一〇日政令第一五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十七日）から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九條から第四十四條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第八章の章名を削る改正規定、同令第八十二條の次に章名を付する改正規定、同令第八十三條の改正規定及び同令第八十五條の改正規定（「第九十五條第三項」を「第九十五條第四項」に改める部分に限る。）は同年十月一日から、第三條中関稅暫定措置法施行令別表第一の改正規定は同年五月一日から施行する。

附則（平成一六年二月一〇日政令第一五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十七日）から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九條から第四十四條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第八章の章名を削る改正規定、同令第八十二條の次に章名を付する改正規定、同令第八十三條の改正規定及び同令第八十五條の改正規定（「第九十五條第三項」を「第九十五條第四項」に改める部分に限る。）は同年十月一日から、第三條中関稅暫定措置法施行令別表第一の改正規定は同年五月一日から施行する。

附則（平成一六年二月一〇日政令第一五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十七日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附則（平成一七年一月四日政令第二号）
この政令は、平成十七年二月十七日から施行する。

附則（平成一七年二月一八日政令第二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年二月二五日政令第三号）

この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百二十二号）の施行の日から施行する。

附則（平成一七年三月三一日政令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の五第一項第三号の改正規定、同令第四条の七第一項第四号の改正規定、同令第六条第二項（又は無申告加算税）を「、無申告加算税又は重加算税」に改める部分に限る。の改正規定、同令第九条の三を同令第九条の五とし、同令第九条の二の次に二条を加える改正規定、同令第八十三条第六項の改正規定（第九十四条第二項（電磁的記録による帳簿の備付け等）についての規定の準用）を「第九十四条第三項」に改める部分及び「輸入者」の下に「又は輸出者」を加える部分に限る。、同項を同条第九項とする改正規定、同条第五項を同条第七項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第二条中関税率法施行令第五十四条の十五及び第五十四条の十七の改正規定、第四条の規定並びに第七条の規定（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第十一条の改正規定を除く。）並びに附則第三条の規定は同年十月一日から、第一条中関税法施行令第十二条第一項第四号及び第五号の改正規定は同年十一月一日から施行する。

（施行期日）
附則（平成一七年七月二二日政令第二四七号）
この政令は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の六、第四条の七第一項第二号及び第三号、第四条の八、第四条の九第二号並びに第四条の十の改正規定は、平成十七年十月一日から施行する。
附則（平成一八年三月一七日政令第四三三号）
この政令は、平成十八年三月二十六日から施行する。
附則（平成一八年三月三一日政令第一五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この政令の施行の日前に関税法（昭和十九年法律第六十一号）第六十七条の規定により輸入の申告がされた貨物であつて、同日以後に同法第七条の二第二項に規定する特例申告がされる貨物に係る関税法施行令第四条の四第二号の規定の適用については、第一条の規定による改正後の同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附則（平成一八年五月八日政令第一九六号）
この政令は、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日から施行する。
附則（平成一八年五月一七日政令第一九七号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成一八年五月二四日政令第二〇〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令別表第二の改正規定は同年八月日から、第四条の規定は同年七月一日から施行する。
附則（平成一八年八月一八日政令第二七七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
（経過措置）
第五条 この政令の施行の際現に存する指定法人については、第三条の規定による改正前の関税

法施行令第三十条の二の規定は、改正法附則第四条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。
附則（平成一八年九月二二日政令第三〇四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附則（平成一八年十一月一日政令第三四六号）
この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第十六条の二第一項第一号の改正規定は公布の日から、第一条（同号の改正規定を除く。）、第四条及び第六条の規定は平成十九年二月一日から施行する。
附則（平成一九年二月九日政令第二一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年十二月十日）から施行する。
附則（平成一九年三月二日政令第三九号）
この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。
附則（平成一九年三月三一日政令第一二〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中関税法施行令第十三条の二の改正規定、同条を同令第十三条の三とし、同令第十三条の次に一項を加える改正規定、同令第十四条の改正規定、同令第二十二條の二第一項、第二項及び第五項の改正規定、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同令第二十五条の二条の三を削る改正規定、同令第二十五条の改正規定、同令第六十二条の二第三項第八号を同項第九号とする改正規定、同項第七号の改正規定、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える改正規定、同令第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定、同令第八号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定並びに同令第六十二条の十の改正規定並びに第九条の規定並びに附則第二条の規定、平成十九年六月一日
二 第一条中関税法施行令第六十二条の二の改正規定（「商標権者」の下に「、著作権者、著作隣接権者」を加える部分及び「商標権」の下に「、著作権、著作隣接権」を加える部分に限る。）、平成十九年七月一日
（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の関税法施行令第六十二条の十六第一項ただし書の規定は、第一条の規定による改正前の同令第六十二条の十六第四項の規定に基づいて行われた通知に係る同条第一項の認定手続については、適用しない。
附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第十七条 施行日前に旧公社が整備法第五十六条の規定による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十七条第三項ただし書の郵便物を交付した場合において、施行日において当該郵便物に係る第二十七条の規定による改正前の関税法施行令第六十七条の規定による書類の還付がされていないときは、その交付は郵便事業株式会社が行ったものとみなして、第二十七条の規定による改正後の関税法施行令第六十七条の規定を適用する。
附則（平成一九年八月三日政令第二三八号）
この政令は、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。
附則（平成一九年九月二〇日政令第二九一号）

改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項第八号を同項第九号とする改正規定、同項第七号の改正規定、同号を同項第八号とする改正規定、同項第六号の改正規定、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定、同条第四項第三号の改正規定、同項第六号の改正規定、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定、同令第七号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定並びに同令第六十二条の十の改正規定並びに第九条の規定並びに附則第二条の規定、平成十九年六月一日
二 第一条中関税法施行令第六十二条の二の改正規定（「商標権者」の下に「、著作権者、著作隣接権者」を加える部分及び「商標権」の下に「、著作権、著作隣接権」を加える部分に限る。）、平成十九年七月一日
（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の関税法施行令第六十二条の十六第一項ただし書の規定は、第一条の規定による改正前の同令第六十二条の十六第四項の規定に基づいて行われた通知に係る同条第一項の認定手続については、適用しない。
附則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。
（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第十七条 施行日前に旧公社が整備法第五十六条の規定による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十七条第三項ただし書の郵便物を交付した場合において、施行日において当該郵便物に係る第二十七条の規定による改正前の関税法施行令第六十七条の規定による書類の還付がされていないときは、その交付は郵便事業株式会社が行ったものとみなして、第二十七条の規定による改正後の関税法施行令第六十七条の規定を適用する。
附則（平成一九年八月三日政令第二三八号）
この政令は、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。
附則（平成一九年九月二〇日政令第二九一号）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成十九年九月二〇日政令第二九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年九月二五号政令第三〇五号）抄

この政令は、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（平成十九年一月二日政令第三二七号）抄

第一条 この政令は、平成十九年十二月一日から施行する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に前条の規定による改正前の関税法施行令別表第一に規定する大阪港、尼崎西宮芦屋港又は神戸港への入港に係るものとして一時納付とん税等（とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）第三条第二号に掲げる税率によるとん税及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号）第三条第二号に掲げる税率による特別とん税をいう。以下この条において同じ。）が納付されている場合において、施行日において当該一時納付とん税等に係る最初の入港の日（以下この条において「入港日」という。）から起算して一年を経過していないときは、当該入港日から起算して一年を経過する日までは、前条の規定による改正後の関税法施行令別表第一に規定する阪神港への入港に係るものとして当該一時納付とん税等が納付されたし書（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

附則（平成十九年二月一日政令第三六九号）抄

第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 既登録社債等については、第十二条の規定による改正前の関税法施行令第八條の二第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二〇年三月三十一日政令第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法施行令第五十八條の改正規定 平成二十年六月一日

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日前に関税法（昭和十九年法律第六十一号）第六十七條の規定により輸入の申告がされた貨物であつて、同日以後に同法第七條の二第二項に規定する特例申告がされる貨物に係る第一条の規定による改正前の関税法施行令第四條の四及び第四條の十二の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年五月二八日政令第一八八号）

この政令は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二〇九号）

この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

附則（平成二〇年六月二七日政令第二一〇号）抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年七月四日政令第二一九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第四条、第六条、第九条、第十六条、第二十八条及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年八月二九日政令第二六四号）

この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一九日政令第二九三号）

（施行期日）
第一条 この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号。次条において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年二月十六日。次条において「施行日」という。）から施行する。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正法第三条の規定による改正後の関税法（昭和十九年法律第六十一号）第六十三條の九第一項に規定する郵便物を同項の規定により運送しようとする者は、施行日前においても、同項及び同条第二項の規定の例により、税関長への届出及び運送目録の税関への提示を行い、並びに運送目録の税関の確認を受けることができる。

附則（平成二〇年十一月二日政令第三四八号）

この政令は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（平成二一年三月三十一日政令第一一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第四條の五の改正規定、同令第五十九條の五（見出しを含む。）の改正規定、同令第五章第二節中第五十九條の十二を第五十九條の十三とする改正規定、同令第五十九條の十一の改正規定、同条を同令第五十九條の十二とする改正規定、同令第五十九條の十の改正規定、同条を同令第五十九條の九の改正規定、同条を同令第五十九條の十とする改正規定、同令第五十九條の八を同令第五十九條の九とする改正規定、同令第五十九條の七の改正規定、同条を同令第五十九條の八とする改正規定、同令第五十九條の六の次に一条を加える改正

規定、同令第五章第二節に四條を加える改正規定及び同令第九十二條の改正規定（同条第一項第一号イ中「（保税運送の特例）」の下に「（同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）」を加える部分を除く。）並びに第九條の規定 平成二十一年七月一日

附則（平成二二年六月三日政令第一四五号）

この政令は、平成二十一年六月四日から施行する。

附則（平成二二年七月二九日政令第一九二号）

この政令は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（平成二二年八月一日政令第二一〇号）

この政令は、平成二十一年八月二十日から施行する。

附則（平成二二年三月一〇日政令第二二二号）

この政令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日政令第七三三号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二三年三月三十一日政令第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条（関税法施行令第二条の改正規定、同令第五十九條の三の改正規定、同令第六十一條の改正規定、同令第九十二條の改正規定（「同号の」を「同項第一号若しくは第二号の」に、「当該」を「これらの号に掲げる」に改める部分に限る。）、及び同令別表第一の改正規定を除く。）、第七條及び第八條の規定 平成二十三年十月一日

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

附則（平成二十三年六月二十四日政令第一七八号）
この政令は、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の効力発生の日から施行する。

附則（平成二十三年一月二十八日政令第三六五号）
この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（関税法施行令第二条の改正規定を除く。）は、平成二十三年十二月一日から施行する。

附則（平成二十四年一月二〇日政令第五号）
この政令は、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日政令第一一号）
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条（関税法施行令第八十七条第二項の改正規定を除く。）、第九条（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第三条第二項の改正規定及び同令別表第四二号の改正規定に限る。）及び第十号の規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

附則（平成二十四年七月四日政令第一八二号）抄
この政令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号。次項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
二 第一条中関税法施行令第九十一条の次に二条を加える改正規定 平成二十五年一月一日（関税法の一部改正に伴う経過措置）
2 改正法第二条の規定による改正後の関税法（昭和二十九年法律第六十一号。以下この項において「新関税法」という。）第十五条第七項及び第八項の規定は、これらの項に規定する積荷であつて、この政令の施行の日後に第一条の規定による改正後の関税法施行令第十二条第七項本文に定める時（同項ただし書の規定によりその時まで）に新関税法第十五条第七項及び第八

項の規定による報告を行うことが困難なものと財務省令で定める場合には、財務省令で定める時が到来するものについて適用する。
附則（平成二十四年七月二五日政令第二〇二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。
（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第六条 施行日前に郵便事業株式会社が平成二十四年改正法附則第二十八条の規定による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号。第七十七條第三項ただし書の郵便物を交付した場合において、施行日において当該郵便物に係る第八八条の規定による改正前の関税法施行令第六十七條の規定による書面の選付がされていないときは、その交付は日本郵便株式会社がしたものとみなして、第八八条の規定による改正後の関税法施行令第六十七條の規定を適用する。
附則（平成二十五年三月三〇日政令第一一七号）
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
附則（平成二十五年二月一八日政令第三四七号）
この政令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。
附則（平成二六年一月二二日政令第三九三号）
この政令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附則（平成二七年三月三二日政令第一六五号）
この政令は、平成二七年四月一日から施行する。
附則（平成二七年一月二六日政令第三九二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
（経過措置の原則）
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
附則（平成二七年一月二七日政令第三九六号）
この政令は、不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。
附則（平成二八年三月二五日政令第八四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。
附則（平成二八年三月三十一日政令第一六八号）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中関税法施行令第六十二条の十の改正規定、同令第六十二条の十一（見出しを含む。）の改正規定、同令第六十二条の十六の改正規定、同令第六十二条の二十七の改正規定及び同令第六十二条の二十八（見出しを含む。）の改正規定 平成二十八年六月一日
二 第一条中関税法施行令第九条（見出しを含む。）の改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第四項から第六項までを加える部分に限る。）、同令第九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同令第九条の三の改正規定（同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定及び同令第九条の五の改正規定並びに第二条、第四条、第八条及び第十条の規定 平成二十九年一月一日
附則（平成二八年四月二〇日政令第二四四号）
この政令は、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の効力発生の日から施行する。
附則（平成二八年六月二七日政令第二四〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号。次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二九年一月二五日政令第六七号）抄
（施行期日）
1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八八号）（附則第三項において「整備法」という。）の施行の日から施行する。
附則（平成二九年三月三十一日政令第一二七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中関税法施行令第十三条第二項第二号の改正規定、同令第十四条第三項の改正規定、同令第十六条の改正規定、同令第十六条の三を同令第十六条の四とし、同令第十六条の二を同令第十六条の三とし、同令第十六条の次に一条を加える改正規定、同令第十八条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同令第二十三条第一項の改正規定並びに第九九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第七号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同表第一二号の改正規定及び同表第一七号の改正規定並びに次条の規定 平成二十九年六月一日
二 略
三 第一条中関税法施行令目次の改正規定、同令第二十五条第一号の改正規定、同令第六十四条の二第一号及び第二号の改正規定、同令第九十五条の改正規定、同令第九十六条（見出しを含む。）の改正規定、同令第九十七条（見出しを含む。）の改正規定、同令第九十八条（見出しを含む。）の改正規定、同令第九十九条及び第一百条の改正規定、同令第一百零二条を削る改正規定、同令第一百零三条（見出しを含む。）の改正規定、同令第一百零四条とする改正規定、同令第一百零一条（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第一百零二条とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第一百零一条の次に一条を加える改正規定並びに第五十五条の規定並びに附則第三条の規定 平成三十年四月一日

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
附則（平成二七年一月二七日政令第三九六号）
この政令は、不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。
附則（平成二八年三月二五日政令第八四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。
附則（平成二八年三月三十一日政令第一六八号）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中関税法施行令第六十二条の十の改正規定、同令第六十二条の十一（見出しを含む。）の改正規定、同令第六十二条の十六の改正規定、同令第六十二条の二十七の改正規定及び同令第六十二条の二十八（見出しを含む。）の改正規定 平成二十八年六月一日
二 第一条中関税法施行令第九条（見出しを含む。）の改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第四項から第六項までを加える部分に限る。）、同令第九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同令第九条の三の改正規定（同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定及び同令第九条の五の改正規定並びに第二条、第四条、第八条及び第十条の規定 平成二十九年一月一日
附則（平成二八年四月二〇日政令第二四四号）
この政令は、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の効力発生の日から施行する。
附則（平成二八年六月二七日政令第二四〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号。次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
附則（平成二七年一月二七日政令第三九六号）
この政令は、不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。
附則（平成二八年三月二五日政令第八四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。
附則（平成二八年三月三十一日政令第一六八号）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中関税法施行令第六十二条の十の改正規定、同令第六十二条の十一（見出しを含む。）の改正規定、同令第六十二条の十六の改正規定、同令第六十二条の二十七の改正規定及び同令第六十二条の二十八（見出しを含む。）の改正規定 平成二十八年六月一日
二 第一条中関税法施行令第九条（見出しを含む。）の改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第四項から第六項までを加える部分に限る。）、同令第九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同令第九条の三の改正規定（同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定及び同令第九条の五の改正規定並びに第二条、第四条、第八条及び第十条の規定 平成二十九年一月一日
附則（平成二八年四月二〇日政令第二四四号）
この政令は、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の効力発生の日から施行する。
附則（平成二八年六月二七日政令第二四〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号。次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

四 第一条中関税法施行令第六十四条の二第四号の改正規定 関税率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号。次号及び附則第三条において「改正法」という。）

五 第一条中関税法施行令第十三条の改正規定（同条第二項第二号の改正規定を除く。）、同令第十三条の二の改正規定、同令第十四条第九項の改正規定、同令第十八条の改正規定及び同令第五十五条の三の改正規定並びに第九条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四号の改正規定及び同表第八号の改正規定（二届出の下に「若しくは書面の提出」を加える部分を除く。） 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二条 平成二十九年六月一日から前条第五号に掲げる規定の施行の前日までの間における第一条の規定による改正後の関税法施行令（以下この条において「新関税法施行令」という。）第十六条第五項、第十六条の二第四項及び第十八条の二第二項の規定の適用については、新関税法施行令第十六条第五項中「第十七条第四項」とあるのは「第十七条第四項」と、新関税法施行令第十六条の二第四項中「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二第三項前段」と、新関税法施行令第十八条の二第二項中「第二十号の二第六項」とあるのは「第二十号の二第六項前段」とする。

附則（平成三〇年三月三十一日政令第一四二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八号）の施行の前日から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四一四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一三日政令第一八四号）抄
（施行期日）
この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の効力発生の日から施行する。

附則（令和二年二月二九日政令第一五八号）抄
（施行期日）
この政令は、港灣法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年二月十四日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日政令第一二八号）抄
（施行期日）
この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 前項の場合において、第一条のうち次に掲げる規定は、適用しない。
一 関税法施行令等の一部を改正する政令第一条の改正規定
附則（平成三〇年二月一九日政令第三四〇号）抄
（施行期日）
1 この政令は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日（以下「発効日」という。）から施行する。

附則（平成三一年三月三〇日政令第一三三三号）抄
（施行期日）
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第六十二条の二第三項第四号及び第六十二条の十六第三項第四号の改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二八日政令第四一四号）抄
（施行期日）
この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月一三日政令第一八四号）抄
（施行期日）
この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の効力発生の日から施行する。

附則（令和二年二月二九日政令第一五八号）抄
（施行期日）
この政令は、港灣法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年二月十四日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日政令第一二八号）抄
（施行期日）
この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法施行令附則の改正規定、第三条及び第四条の規定並びに第七条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第四号の二の次に一号を加える改正規定 令和二年十月一日

附則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年二月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二一日政令第三四八号）抄
（施行期日）
この政令は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日政令第一三三三号）抄
（施行期日）
この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の二の改正規定、同令第四条の十六第一項の改正規定、同令第四条の十七第二項の改正規定、同令第九条の二の改正規定、同令第九条の四の改正規定、同令第九条の五の改正規定、同令第五十九条の十二の改正規定及び同令第八十三条の二の改正規定並びに同令第八十三条の二の改正規定並びに第二条、第四条、第八条、第十条及び第十一条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

附則（令和三年六月四日政令第一六三三号）抄
（施行期日）
この政令は、地域的な包括的経済連携協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日政令第一三三三号）抄
（施行期日）
この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（同条中関税法施行令第八十七条の改正規定を除く。）、第四条の規定及び第七条の規定（同条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項の改正規定、同令別表第四号の改正規定、同表第四号の二の改正規定、同表第七号の二の改正規定及び同表第八号の二の改正規定を除く。）は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日政令第一五八号）抄
（施行期日）
この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法施行令第六十二条の十六の改正規定、同令第六十二条の二十七の改正規定、同令第八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令第八十五条の改正規定並びに第六条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表第五号の二の次に一号を加える改正規定並びに次条の規定 令和五年十月一日

二 第一条中関税法施行令第九条の二から第九条の四までの改正規定 令和六年一月一日
（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二条 税関長は、特許権者等（特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第十号に掲げる行為（同法第十九条第一項第七号に定める行為を除く。）を組成する貨物に係る者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）に係る関税法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合における当該申立てに係る同法第六十九条の十二第一項の認定手続においては、前条第一号に定める日前に第一条の規定による改正前の関税法施行令第六十二条の十六第四項又は第五項の通知を受けた当該認定手続が執られた貨物に係る特許権者等及び当該貨物を輸入しようとする者に対しては、第一条の規定による改正後の関税法施行令第六十二条の十六第一項ただし書の規定にかかわらず、当該貨物が同法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

附則（令和五年五月二二日政令第一七九号）抄
（施行期日）
この政令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第五十九条第一項中第五号を第八号とし、第四号の次に三号を加える改正規定は、令和七年十月十二日から施行する。

附則（令和五年十一月二九日政令第三三八号）抄
（施行期日）
この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和五年十一月二九日政令第三三八号）抄
（施行期日）
この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

和歌山	山口	山口	長崎
和歌山下津	山口宇部	山口国岩	長崎三重式見
港則法施行令に規定する和歌山下津港の港域のうち、地ノ島南端（北緯三十四度六分二十八秒、東経百三十五度六分四秒）から大崖造成地南端（北緯三十四度六分二十二秒、東経百三十五度六分五十六秒）まで引いた線、地ノ島北端鹿ノ首から田倉崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに紀の川北島橋、加茂川硯橋及び女良川旭橋各下流の河川水面	港則法施行令に規定する宇部港の港域のほか、北緯三十三度五十分東経百三十一度十二分五十秒の地点を中心とする半径五百メートルの円内の海面	港則法施行令に規定する岩国港の港域のうち、面高鼻から姫小島島頂まで引いた線及び同島頂から阿多田島長浦鼻まで引いた線の以南の海面を除いた海面及び河川水面	港則法施行令に規定する長崎港の港域及び三重式見港の港域